

経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約
第 16 条及び第 17 条に基づく第 3 回日本政府報告
書審査に関する日弁連報告書(1)

～会期前作業部会によって作成される質問表に
盛り込まれるべき事項とその背景事情について～

2012 年 2 月 17 日

日本弁護士連合会

<目次>

第一部	はじめに	4
第二部	規約の各条に対する逐条報告	5
	Article 1 - Right of Self-Determination	5
	第1 アイヌ民族について	5
	第2 沖縄の問題について	9
	Article 2 - Treaty Entrenchment and Non-Discrimination	11
	第1 国際協力及び企業等民間主体の国際活動による人権侵害に対する政府の責任について	11
	第2 主要な国際条約の未批准問題について	13
	第3 民事法律扶助制度について	14
	第4 被差別部落について	14
	第5 差別的発言について	16
	Article 3 - Equal Rights of Men and Women	18
	第1 差別の定義について	18
	第2 男女共同参画について	19
	第3 民法の婚姻規定（婚外子差別を含む）及び刑法，売春防止法の差別的規定の改廃について	20
	第4 女性に対する暴力について	23
	第5 マイノリティ女性について	39
	第6 性的少数者について	41
	第7 性別による固定概念の克服について	43
	第8 避妊について	44
	第9 労働の分野における女性差別について	44
	第10 家庭と仕事の調和について	44
	Article 6 - Right to Work	45
	第1 失業対策，就職支援について	45
	第2 非正規雇用について	46
	第3 障がい者の雇用機会の均等確保について	48
	第4 日本国籍を有しない者の労働の権利について	49
	Article 7 - Right to Just and Favourable Conditions of Work	51
	第1 家庭と仕事の調和について	51
	第2 労働における男女平等について	53

第3 資格外就労者の民間雇用における問題(資格外就労者と労働条件についての権利)について.....	54
Article 8 - Freedom of Association and Right to Strike.....	56
第1 労働組合について.....	56
Article 9 - Right to Social Security.....	58
第1 国内法における差別取扱い禁止規定(障がい者関係)について.....	58
第2 社会的弱者対策(障がい者施策)について.....	59
第3 医療保険(国民健康保険)について.....	60
第4 65歳以前の退職者に対する社会保障について.....	61
第5 介護保険法の充実・向上について.....	61
第6 後期高齢者医療制度について.....	62
第7 最低保障年金制度について.....	63
第8 年金の男女格差について.....	64
第9 日本国籍を有しない者の社会保障について.....	65
第10 外国人無年金問題(国民年金)について.....	65
第11 失業者に対する社会保障について.....	66
第12 女性と貧困について.....	67
Article 10 - Right to Family.....	71
第1 高齢者の雇用について.....	71
第2 成年後見制度について.....	72
第3 高齢者に対する虐待について.....	73
Article 11 - Right to an Adequate Standard of Living.....	74
第1 日本国籍を有しない者の生活保護, 緊急医療について.....	74
第2 難民認定申請者の生活保障について.....	75
第3 強制立ち退きについて.....	76
第4 ホームレスの状態から居宅生活への移行について.....	76
第5 公共住宅施策について.....	77
第6 高齢者, 障がい者等に対する住宅施策について.....	77
第7 気候変動問題について.....	78
Article 12 - Right to Highest Attainable Standard of Physical and Mental Health.....	80
第1 医療制度について.....	80
第2 精神科医療について.....	83
第3 HIV/AIDS について.....	84
第4 人工妊娠中絶について.....	86

第5	性教育について	88
第6	生殖医療について	89
第7	リプロダクティブ・ヘルスの保障の枠組みについて	89
第8	化学物質規制関係について	90
第9	廃棄物について	92
第10	水質保全について	93
第11	自然保護について	94
第12	自然保護のための住民参加手続について	95
第13	都市環境について	96
Articles 13 & 14 - Right to Education		97
第1	障がいのある子どもの教育について	98
第2	日本国籍をもたないあるいは日本以外にルーツをもつ子どもの教育を受ける権利について	99
第三部	特別報告～東日本大震災と日本の原子力政策について～	101
第1	特別編の背景	101
第2	被災者の生活	104
第3	福島第一原発事故への対策について	106

第一部 はじめに

1. 日本弁護士連合会は、日本の弁護士すべてが強制的に加入する団体である。当連合会は、2001年8月になされた貴委員会の第2回日本政府報告書審査に際して意見書を提出し、貴委員会委員に対して直接発言をするなど積極的に関与した。同年8月31日に発表された貴委員会の総括所見を受け、同年9月6日、当連合会は、日本政府に対してその実施を求め、また当連合会自身日本政府と建設的対話を行い、他のNGOと協力しながら、司法の場を含めて社会権規約のより実効的な実施に向けて全力を挙げて努力する旨表明する会長声明を公表した¹。
2. 貴委員会の上記総括所見は、23項目の懸念を踏まえ、31項目の勧告を行っている。10年後の現在、残念ながら勧告の多くは実施されていない。のみならず、この間日本は社会内の格差が拡大し、非正規労働者が増え、失業者や低所得者が増加するなどの問題を抱え、社会権からすれば逆に後退した側面もある。
3. さらに2011年3月11日の東日本大震災では、地震と津波により多数の死者及び行方不明者が出ており、また、多数の家屋等が破壊された。のみならず、福島第一原子力発電所の原子炉では燃料棒が解けて崩れ落ちるメルトダウンに至り、最悪のレベル7の事故となった。また、77万テラベクレルとも推定される多量の放射性物質が排出されたことにより、原発から半径20km以内が立入禁止となり、多数の者が避難を余儀なくされている。このため、労働、食糧や住居、健康、教育など社会権規約で保障されているはずの諸権利が大きく損なわれている実情にある。
4. また、貴委員会は前回の総括所見で、社会権の中核的部分などにかかわる政府の義務は法的義務であり、直接適用可能性があると指摘した。しかし、現在に至るまで日本の裁判所は社会権規約の実体規定の裁判規範性を認めてこなかった。日本の法曹の一翼を構成する当連合会としては、この裁判所による直接適用を目指してなお努力を重ねる所存である。
5. このような状況にある日本社会について、社会権規約の実施という観点から問題の所在と解決の方向を明らかにしようとする貴委員会の第3回日本政府報告書審査に資するため、当連合会は以下のとおり会期前作業部会によって作成される質問表について意見を述べる。

第二部 規約の各条に対する逐条報告

Article 1 - Right of Self-Determination

- 1 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。
 - 2 すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。
 - 3 この規約の締約国(非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む。)は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。
-

第1 アイヌ民族について

1 背景

(1) アイヌ民族の歴史

6. アイヌ民族は、カラフト・千島列島、日本の北辺に位置する地方に住んできた先住民であり、アイヌ語を母国語とし、自然を相手にして、自然の恵みを受けて、地上にあるものは動物であってもすべて平等だと考える独特の習俗・文化を守り、伝承してきたものである。

7. しかし、とりわけ明治時代以降、日本政府の政策により「和人」(日本人の意味)が入植・開拓するようになり、このためアイヌ民族の生活は180度急変するようになった。そしてアイヌ民族は、戸籍法によって日本人(平民)とされ、従来から居住していた土地は官有地とされ、アイヌ民族の独特の習俗・文化は否定されるようになった。

(2) アイヌ民族に対する過去の政策

8. アイヌ民族は、1878年には「旧土人」(未開地の蛮族であった者)と呼称されるようになり、和人と同様の日本風の姓名をつけられ、一層、その特有の文

化は否定され、アイヌ民族は貧民化していった。このため日本政府は、アイヌ民族のため 1899 年に北海道旧土人保護法を制定した。

9. この法律は、和人が北海道に入植後、30 年後に制定されたものであり、アイヌ民族に対し土地（給与地）を与えて、農業で安定した生活を目指すものであったが、北海道には適した良い土地はすでになく、与えられた土地は山・谷・湿地帯・急傾斜地ばかりであったため、農業による安定した生活はできなかった。しかもその土地は、15 年間耕作しなければ没収されることになっていた。
10. また、同法第 10 条は、アイヌ民族の共有財産の管理を北海道庁長官（知事）がすることを定めていたが、これはアイヌ民族に財産の管理能力がないとするものであり、アイヌ民族にとって侮辱的な規定であった。

(3) 今日のアイヌ民族の実態

11. 北海道庁は、1986 年に初めてウタリ対策の結果の実態調査を開始したが、和人と比較して、生活保護の適用状況、高校進学率、就職や結婚の差別が現に存在している²。
12. そして 1986 年の「日本は単一民族である」という中曽根首相（当時）の発言からも明らかとなっており、日本が単一民族国家であるとし、アイヌ民族の先住民族性を否定する人々が多く存在している。

(4) 1997 年 5 月 14 日に公布された「アイヌ文化の振興並びに伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の問題点について

13. アイヌ民族最大の組織である北海道ウタリ協会（2009 年 4 月「北海道アイヌ協会」に名称変更）は、1984 年の総会で、北海道旧土人保護法に代わる「アイヌ民族に関する法律（案）」を公表した。
14. これを受けて北海道知事は、ウタリ問題懇話会に検討を諮問した。懇話会は、3 年後に協会案を概ね承認し、国に対し、新法の制定を要望した。
15. そして、1997 年 5 月 14 日、「アイヌ文化の振興並びに伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定・公布されるとともに、前記の旧法は廃止された。この法律は、アイヌ民族の先住性は事実として承認しているが、法的な意味における「先住権」を認めていないため、アイヌの土地の返還請求や損害賠償請求権の発生は否定されており、単なるアイヌ民族の文化振興を目的と

するものにすぎない。

(5) 日本の裁判所におけるアイヌ民族の理解について

16. 北海道日高地方の平取町・二風谷地区は、チブサンケと呼ばれるサケ捕獲のための舟下ろし儀式を始めとして、アイヌ文化が伝承される重要な土地であった。それにもかかわらず、ダム建設が計画されたことから、計画発表と同時に地元のみならず道内のアイヌから強い反対運動が起こった。

17. このうち、特に強固に反対したアイヌの土地所有者に対して、北海道開発庁（当時）は1987年、土地収用法に基づき強制収用に着手したため、土地所有者らは1993年5月、土地収用を行う北海道収用委員会を相手に札幌地方裁判所へ行政訴訟を起こした。いわゆる「二風谷ダム建設差し止め訴訟」である。

18. 札幌地方裁判所は1997年3月27日、上記訴訟の判決の中で「アイヌ民族は、文化の独自性を保持した少数民族としてその文化を享有する権利を国際人権規約B規約第27条で保障されているのであって、我が国は憲法98条2項の規定に照らしてこれを誠実に遵守する義務がある」と述べ、また「二風谷ダム建設により得られる洪水調節等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、右認定処分は違法であり、その違法は本件収用裁決に承継される。」旨判示した。ただし、原告の請求そのものは事情判決の法理により棄却し、また先住権については「土地、資源及び政治等についての自治権であるいわゆる先住権までを認めるかどうかはともかく」と述べ、先住権を当然に享有するかどうかについての判断は留保している。

(6) 有識者懇談会とその問題点

19. 2008年6月6日に国会において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、内閣に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、同年8月11日から2009年7月29日まで計10回の会議が開催された。

20. 同懇談会が作成した報告書においては、アイヌ民族が先住民族であること、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興に関する具体策として、アイヌ語・

文化に学び触れる機会の拡充，アイヌ語の地位向上の取組（地名表記等）などが重要であること，生活保護率は全道平均と比べて1.5倍，全国平均と比べて約2.5倍，大学への進学率は全国平均の約半分であること，等が指摘されている³。ただし，自決権に関しては言及されておらず，また具体的にどのように「アイヌ語・文化に学び触れる機会」等を拡充させるかは指摘されていない。なお，同懇談会の構成員8人のうち，アイヌ民族は1名にとどまっている。

(7) 2008年7月の先住民族サミット

21. 2008年7月，北海道に世界各国の先住民族が集まって「『先住民族サミット』アイヌモシリ2008」が開催され，主要8か国への提言がなされた。主な内容としては，2007年9月に国連で採択された「先住民族の権利に関する宣言」を日本の国内法に整備すること，伝統的な暮らしの実践・存続権の尊重があり，また，「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」について，少なくとも半数をアイヌ民族とするよう求めた⁴。

22. また，同サミット実行委員会は「日本政府への提言」もまとめ，過去のアイヌ政策を反省して明確な言葉で謝罪することや，アイヌ語を公用語として義務教育でも学べる言語とすることなどを求めている⁵。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- | |
|---|
| <p>(1) 有識者懇談会等へのアイヌ民族の代表の参加状況をどのように認識しているか。今後，どのように改善する予定か。</p> <p>(2) アイヌ民族の意思を無視した乱開発（典型例・二風谷ダム）を防ぐため，とりわけ北海道における開発においてアイヌ民族の意見を反映させる予定はあるか。どのように行うか。</p> <p>(3) 北海道におけるアイヌ民族の社会的地位の改善をどのように行うか。</p> <p>(4) アイヌが自らの言語による教育を受ける権利を，どのように保障していくか。</p> <p>(5) 独立国における原住民及び種族民に関するILO169号条約を批准する予定はあるか。</p> <p>(6) 2007年採択の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の履行とりわけ第4条で保障された自治の権利について，どのような方法で実現していくのか。</p> |
|---|

第2 沖縄の問題について

1 背景

(1) 歴史的経緯

23. 沖縄においては15世紀に統一王朝が成立し、日本とは異なる独自の文化を形成してきたが、1871年、日本政府によって琉球王朝が廃止され、日本政府の統治下に入った。1890年頃から、沖縄各地の礼拝所が国家神道の元に統合されて拝殿や鳥居が設置されるなど、沖縄文化の日本文化への統合が進められた。第二次世界大戦の際には日本最大の激戦地となり、人口の約4分の1が失われた。

(2) 現状

軍事基地の集中

24. 日本には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」のもとで全国に多数の米軍基地が存在し、とりわけ沖縄県には米軍専用施設の75%が集中している。それにより、基地周辺とりわけ沖縄においては飛行機発着時の騒音、飛行機やヘリコプターの墜落事故、環境破壊・汚染、生活被害、米兵及び米軍属による婦女暴行事件・交通事故、地域開発の阻害など様々な人権問題、社会問題が引き起こされている。

25. また、駐留米軍及び米軍基地に関する問題を深刻化させている要因として日米地位協定の問題がある。日米地位協定は、日本が先の大戦の敗戦国であるという歴史的事情を反映して、不平等（基地の無償・無期限提供、いわゆる「思いやり予算」、被疑米兵等の身柄引渡し拒否権等）、不合理（環境保護や人権保障政策の不在、自治体の意向無視等）なものとして誕生した。特に、日米地位協定が、駐留米軍構成員等の犯罪に対し、我が国の第一次裁判権が及ばないと前提に立っていることは、市民の生活と人権を保障し、我が国の環境を保全する上で大きな障害となっている。

文化的権利

26. 沖縄では、言語、文化、宗教などで相当の相違があり、独自の民族である、との主張もなされている。しかし、多くの沖縄県民が、必ずしも自らを独自の民族として認識しているとはいえないようである。したがって、当連合会としても、沖縄の人々を「民族」と評価すべきかについては判断を留保する。

27. しかしながら、「民族的文化」という表現を使うかはともかく、少なくとも本土と異なる沖縄独自の文化が十分尊重に値することは疑いない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) ユネスコは沖縄の固有の民族性、歴史、文化、伝統並びにいくつかの琉球語を認めているが、日本政府は、沖縄の民族性、歴史的・文化的・言語的特色についてどのように認識し、また保全しているか。
- (2) 学校教育や官公庁において沖縄語を使用する権利は現在、どのように保障されているか。
- (3) 沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受にどのような影響を及ぼしているか。特定の文化的背景を持つ住民に対して、上記権利の享受に関する差別的結果は生じていないか。
- (4) 軍事基地によって住民が被害を受けた場合において、住民の損害賠償請求権を今後、どのような形で保障していく予定か。
- (5) 日本政府は軍事基地の不均衡な集中をどのように改善していくか。

Article 2 - Treaty Entrenchment and Non-Discrimination

- 1 この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。
 - 2 この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。
 - 3 開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる。
-

第1 国際協力及び企業等民間主体の国際活動による人権侵害に対する政府の責任について

1 背景

28. 日本政府に対する国連社会権規約委員会の第2回日本政府報告書審査の際の総括所見⁶、女性差別撤廃委員会の第6回審査の際の総括所見⁷、子どもの権利委員会の第3回審査の際の総括所見⁸、人権理事会の普遍的定期審査⁹において、日本政府は、繰り返し、ODAの対GDP比の低さについて勧告を受けている。特に、小泉政権時代の骨太方針以降ODAは削減つづけており、0.7%という国際公約を実現する政治的意思の欠如が懸念されている。

29. また、私企業等による人権侵害、環境破壊が惹き起こされ、また、私企業の活動によって途上国に貧困や格差が生み出されている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) ODAをGNI比で0.7%とするとの国際公約について、近年は0.2%程度を推移しているが、具体的には、いつまでに、どのようにして、0.7%を実現する予定であるか。
- (2) 日本のODAは経済成長重視でありインフラ整備のプロジェクトを中心に進めら

れており、社会開発・人間開発への配分が少なく、ミレニアム開発目標策定後も直接的に貧困削減や途上国内での格差に資するアプローチが弱い、この点についてどのような改善を予定しているのか。

(3) ODAによる人権侵害、環境破壊について、日本のODAによるプロジェクトによる被援助国での環境破壊や強制退去等の人権や社会的影響について、どのように被害を把握し、どのような監視・救済・補償・改善策がなされているのか。

(4) 日本での環境アセスメントは、2011年4月に環境影響評価法が改正されたものの、事業の実施が前提とされ、ゼロオプションが排除され、代替案さえ義務付けではないが、戦略的環境アセスメント（SEA）の活用をどのように組織的に進めていく予定か。

(5) 被援助国の現地の人々の貧困状況を把握し、かつ被援助国の市民社会との関係を強化するために、どのような措置をとっているのか。

(6) 被援助国の市民社会組織との対話の開始と、ODA大綱などODAの上位政策策定プロセスの透明化及びNGOなど市民社会の関与の拡大についてどのように予定しているのか。

(7) ODA事業の評価の独立性の確保を高め、監視・検証を強めるためどのような措置がとられているのか。

(8) 日本のODAは「顔の見える援助」と称して途上国での援助効果よりも国益が重視される傾向にあるが、STEPローンは廃止の方向で検討されているのか、また技術協力や無償援助のアンタイト化についてどのような措置がなされ、今後はどのような予定があるのか。

また、日本のODAは、個別のプロジェクト援助が中心であり、他のドナーとの協調も不十分であるが、今後改善を予定しているのか。

(9) 社会開発やミレニアム開発目標のためのODAにおいて、人権はどのように位置づけられているか。

(10) 国際協調分野において包括的なセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスサービスの充実をどのように図っていくのか、特に国連のGlobal Strategy on Women's and Children's Healthとの整合性や、国連人口基金等への多国間機関への拠出の減少は今後も継続されるのか。国際協力においてジェンダー主流化をどのように効果的に実現するのか。食料や水の分野のODAでは、日本の国益や日本企業の利益が被援助国の利益よりも優先されているのではないかと危惧されるが、被援助国の貧困層への水や食料や農地へのアクセスをどのように保障しているのか。

(11) 環境・気候変動分野について国際協力分野においてどのような積極的かつ包括的な取組がなされているのか。

- (12) 人道支援について、どのような積極的かつ包括的な取組がなされているのか。被援助国の利益、特に貧困層の利益になっていることをどのように担保しているのか。
- (13) 政府は、途上国の債務帳消しの効果的実施についてどのように進展しているか。債務帳消し国に対する円借款がなされているが、このようなことを継続する予定か。
- (14) 私人や私企業による経済活動による人権侵害、環境破壊や、貧困に対してどのような規制や被害者への補償をしているか。

第2 主要な国際条約の未批准問題について

1 背景

30. 日本は、主要な国際人権条約やILO条約のうち中核的な条約について、未批准のものが多く、社会権等を実現するためには早期の批准が求められる。

これまでも、社会権規約委員会総括所見¹⁰、女性差別撤廃委員会総括所見¹¹、子どもの権利委員会総括所見¹²等で主要な国際条約の批准を要請され、また、人身取引について「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（2000年）を締結することを各種委員会から求められている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 社会権規約選択議定書について署名・批准の予定はあるのか。
- (2) 女性差別撤廃条約選択議定書、自由権規約（第1）選択議定書をはじめとする個人通報制度についての選択議定書について批准の予定はあるか、批准していない原因は何であるのか。
- (3) IL0111号（差別待遇（雇用及び職業））、同175号（パートタイム労働）及び同183号条約（母性保護）について、批准する予定はあるか。
- (4) 「すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」を批准する予定はあるか。
- (5) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准する予定はあるのか。

第3 民事法律扶助制度について

1 背景

31. 日本の民事法律扶助は、2004年に総合法律支援法が施行されたことにより拡大したものの、原則として援助費用の償還が求められ、また、法的扶助の必要性が顕著である場合にも援助対象外とされている範囲も広く存する。
32. とりわけ、民事法律扶助は、民事裁判等において権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等のみが対象とされており(総合法律支援法30条)、この結果、日本国籍を有しない者である場合、日本に住所を有し適法に在留する者でなければ、総合法律支援法に基づく民事法律扶助自体を受けることができない。また、行政手続は援助されず、非正規滞在者は、入管手続や難民認定手続についても援助を受けられないこととなる。このため、日本人の配偶者で、いわゆるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)から逃れているうちに在留資格を失ってしまったような場合にも、民事法律扶助は得られない。
33. 上記のように、援助対象とはならない難民認定に関する民事法律扶助等については、現在、日弁連の費用で援助事業を行っているところであるが、本来は、国の費用負担による援助がなされなければならない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 総合法律支援法施行後、同法に基づき、我が国に住所を有し適法に在留する者からなされた民事裁判等手続の援助申請総数及び援助開始件数を、民事裁判等手続の種類ごとに明らかにされたい。
- (2) 日本国政府は、日本国籍を有しない者に対する民事法律扶助の拡充として、例えば、非正規滞在者に対しても民事法律扶助を与えるなど、総合法律支援法の改正又はその他の方法をとることを予定しているか。予定している場合は、その内容を明らかにされたい。

第4 被差別部落について

1 背景

(1) 歴史的経緯

34. 被差別部落とは、同じ日本民族でありながら、歴史的経緯により差別されている人々が住むとされている地域である。1871年になり、公的な身分制度としての被差別部落は廃止されたが、その後も経済的、社会的に低い地位に置かれている。第二次世界大戦後、同和対策事業によって社会資本の整備は進んだものの、他の地域と比較した経済的社会的格差が解消されたとはいえない。

35. 一方、一連の同和対策事業の一部は1987年3月31日に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」などの新たな時限立法により延長されたが、2002年にそれらが期限を迎え、国による同和対策関連事業は終了した。

(2) 現状、とりわけ人種差別撤廃委員会の指摘

36. 日本政府は人種差別撤廃条約で禁止されている差別に部落差別は含まれないとの見解を示しているが、国連の人種差別撤廃委員会（以下「人種差別撤廃委員会」という。）はこの世系に基づく人種差別の解釈を遺憾とし、日本に対して、同条約に従った包括的な定義を採用するよう要請した¹³。

37. 2002年の特別措置法終了に際し、日本政府と部落解放団体の間で人種差別撤廃条約の完全実施、人権救済に関する法及び人権教育の推進に関する法の制定が合意されているが、まだ制定されていない。

38. 部落民の状況の進展を図るための指標が欠如している。そのため、客観的根拠なしに「部落差別は終了した」と主張して対策を行わないことを正当化する意見がしばしば見られる。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 人種差別撤廃条約第1条1項の「世系」という文言をどのように解釈しているのか。人種差別撤廃委員会の勧告にあるように、その解釈を変更する考えはないのか。
- (2) 特別措置法の終了に際して日本政府と部落解放団体の間で合意された、人種差別撤廃条約の完全実施、人権救済に関する法及び人権教育の推進に関する法の制定といった事項を実行する予定はあるか。
- (3) 部落民の生活条件の改善に関する調査を行い、統計を公表する予定はあるか。

第5 差別的発言について

1 背景

39. 日本では、人種、民族、国籍、宗教・思想、性別、性的指向、性自認、障がい、職業、社会的地位・経済レベルを理由とする差別発言がなされることが少なからず見られ、その発言が、政治家等公的立場にある者によって行われることや、その発言の態様が暴力、敵意、差別を煽動するような言動に至るヘイトスピーチも横行しているのが現状である。

40. 日本は、人種差別撤廃条約第4条(a)及び(b)を留保しており、現実にも在日韓国・朝鮮学校に通う生徒を含むグループに対する不適切で下品な言動、及び、インターネット上での、特に部落民に対して向けられた有害で人種主義的な表現や攻撃という事象が継続的に起きている。

41. また、公的な立場にある者が、女性に対し「ばばぁ」「シャケ」と侮蔑する発言をしたり（東京都知事）、また「(女性は)産む機械」となどの発言（当時厚生労働大臣）を公然としている。

42. 性差別表現については、女性差別撤廃委員会は、過剰な女性の性的描写は、女性を性的対象とみなす既存の固定観念を強化し、女兒たちの自尊心を低下させ続けていることや、公務員による性差別的な発言が頻繁に起きていること及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が講じられていないことに懸念を表明している¹⁴。また、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ること、メディアや広告におけるわいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むこと、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女兒や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者の中での啓発を促進するための積極的な措置を取ることを要請している¹⁵。しかし、実際にはこの懸念や要請に基づいた改善はなされていない。

43. また、性的少数者への差別的発言についても「どこかやっぱり足りない感じがする。遺伝とかのせいでしょう。」（東京都知事）等、公人による差別的発言が放置されているほか、性的少数者については、一部のメディアを除けば、正

しい理解がないまま、「ホモ」「オカマ」などと侮蔑や憎悪の対象として表現されることが一般化している。

44. また、人種差別撤廃委員会は、第3～6回日本政府報告書審査の総括所見において、「人種的優越や嫌悪に基づく思想の流布を禁止することは、意見や表現の自由と整合するものであるという意見を再度表明し、この点において、本条約第4条(a)及び(b)への留保の維持の必要性を、留保の範囲の縮小及びできれば留保の撤回を視野に入れて、検証することを慫慂する。委員会は、表現の自由の権利を行使することは、特別な義務と責任、特に人種主義的思想を流布しない義務が伴うことを喚起し、本条約の規定が自動執行力のない性格のものであることに鑑みれば、第4条は義務的性質があるとする一般的勧告7(1985年)及び一般的勧告15(1993年)を考慮することを改めて要請する。委員会は締約国に以下を勧告する。(a)本条約第4条の差別を禁止する規定を完全に実施するための法律の欠如を是正すること。(b)憎悪的及び人種差別的表明に対処する追加的な措置、とりわけ、それらを捜査し関係者を処罰する取組を促進することを含めて、関連する憲法、民法、刑法の規定を効果的に実施することを確保すること。(c)人種主義的思想の流布に対する注意・啓発キャンペーンを更に行い、インターネット上の憎悪発言や人種差別的プロパガンダを含む人種差別を動機とする違反を防ぐこと。」と述べている¹⁶。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 公人による外国人、女性、性的少数者への差別的発言

公務員による人種、ジェンダー、性的指向などに基づく差別の言明や差別的な発言が頻繁に起きていることについて、具体的なデータを挙げられたい。

このような公務員による差別的な発言を防止し、あるいは処罰することは考えていないのか。

(2) 公人以外の暴力、敵意、差別を煽動するような言動

例えば、2009年12月4日、「在日特権を許さない市民の会(在特会)」と称する集団が京都朝鮮第一初級学校に押しかけて学校関係者と衝突し、その際に「差別されている朝鮮人は日本から出て行け」「スパイの子ども」「朝鮮学校はテロリスト養成機関」などと執拗に差別的・脅迫的発言を繰り返したが、このような「ヘイトクライム」に対してその他の犯罪よりもより重い刑を課す法改正についてどのように考えているか。

Article 3 - Equal Rights of Men and Women

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第1 差別の定義について

1 背景

45. 女性差別撤廃条約第1条には女性に対する差別の定義を明確に規定しているが、日本においては、女性に対し何が女性差別になるのか明確に定義する包括的な法律がない。

46. 女性差別撤廃委員会は2009年第6回日本政府報告書審査の結果採択した総括所見において、この点の懸念及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「雇用機会均等法」という。）に同条約第1条に従った差別の定義が盛り込まれず、間接差別の狭い定義が採用されたことに遺憾の意を表明している。そして、同条に沿った女性に対する差別の定義を国内法に十分取り入れるため早急な措置を講じ、その進捗状況を次回報告になすよう要請した¹⁷。しかし、今日まで政府はこの要請に応えていない。

47. ところで、雇用機会均等法第10条1項の規定に基づき定められた「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（2006年厚生労働省告示第614号）」における「直接差別」については、「雇用管理区分」ごとに雇用機会均等法違反の判断を行うと定めている。同委員会は上記総括所見において、この「雇用管理区分」が女性を差別するコース別制度の導入の余地を残しているかもしれないことに懸念を表明している。この区分の設定は、同法制定前の男女別の雇用管理が「総合職」「一般職」等に形を変えたコース別人事管理を、指針における「雇用管理区分」であるとして、実質的な男女別の雇用管理を温存している。また、「間接差別」の定義については限定的に規定され、その定義及び効果において不十分であり、同条約1条の定義と比べてかなり狭いものとなっている。

48. 雇用における女性差別を解消するうえで、当連合会は、かねてより、包括的な差別禁止法の制定、及び雇用機会均等法に間接差別の定義規定を設け、前記限定的な間接差別の定義規定を改め、雇用管理区分ごとに雇用機会均等法違反の判断を行うとの前記指針を削除することを求めてきた¹⁸。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 女性差別撤廃委員会が懸念を表明し、政府が勧告で要請された女性差別撤廃条約第1条に従った女性の差別の定義を国内法に含む措置は、どのように進められているのか。
- (2) 差別の定義を含む包括的な性差別禁止法を制定することを検討しているか。検討しているならば、その検討状況を明らかにされたい。
- (3) 省令によってではなく、雇用機会均等法に間接差別の規定を設けることを検討しているか。
- (4) 雇用機会均等法7条違反となる間接差別を厚生労働省令では3つに限定しているが、これら3つの要件が例示であると規定するための改正を検討しているか。
- (5) 直接差別の判断を雇用区分ごとに行うとの指針を削除することを検討しているか。

第2 男女共同参画について

1 背景

49. 女性差別撤廃委員会が日本政府に対して、総括所見において、意思決定過程への女性の参画を拡大するための暫定的特別措置の導入を要請し¹⁹、その勧告の実施について2年以内の詳細な書面報告を求められたことに関して、当連合会は調査検討した結果を「女性差別撤廃委員会の最終見解に対するフォローアップに関する日本弁護士連合会報告書」として2011年7月に取りまとめ、同委員会に情報提供した²⁰。当連合会の調査検討の結果によれば、我が国における男女共同参画社会の実情は、女性の重要な意思決定過程への参画についてみると、行政、労働及び教育・研究の分野などいずれの分野においても男性と対等ではなく、かなり劣っている。政府は、第3次男女共同参画基本計画で意思決定過程に女性の参画を増進するために、「2020年30%」の数値目標を引き続き掲げるものの、数値目標として前記目標に達しない余りに低い数値目標を掲げるものや、数値目標を実現するための具体的施策を欠くもの、議員・議員候補者・

公務員・教育・研究職・企業の部課長職等にクォータ制の導入や、公共調達において暫定的特別措置の取組を企業の受託条件とする等、法制度上の暫定的特別措置はみられず、インセンティブとしては表彰制度を導入する程度で、個人や団体に対して暫定的特別措置の導入を単に「要請」するに止め、女性差別撤廃条約2条(e)の解釈を誤り、個人・団体に対して政府が取り得る適切な措置をとっていない。

50. 政策決定の場における男女平等の確保に関しては、前回の社会権規約委員会²¹及び自由権規約委員会の総括所見²²においても懸念と勧告が表明されたが、それらの勧告は未だに十分活かされていない。

51. 意思決定過程への女性の参画の実情及び参画拡大のための暫定的特別措置に関する詳細については、前掲「女性差別撤廃委員会の最終見解に対するフォローアップに関する日弁連報告書²³」を参照されたい。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 政府は、第3次男女共同参画基本計画において、政策・方針決定への女性の参画拡大を図るため、成果目標を掲げ、具体的な施策も計画しているが、公私の関係団体に対する要請に止まり、法的制度による裏付けもなく、表彰制度に止まるインセンティブの伴わない具体的目標によって、2020年30%の目標を達成できると考えているのか。

(2) 実効性のある暫定的特別措置として、我が国において、憲法に違反しない法的裏付けのある暫定的特別措置の導入の可能性のあることは、内閣府男女共同参画局において調査を実施し、2007年及び2008年に公表した「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査報告書」²⁴において明らかにされている。立法措置を伴った暫定的特別措置を採用しない理由を明らかにされたい。

第3 民法の婚姻規定（婚外子差別を含む）及び刑法、売春防止法の差別的規定の改廃について

【民法の差別的婚姻規定（婚外子差別を含む）】

1 背景

52. 1996年2月の民法改正法律案要綱答申後、政府内において差別的家族法を改

正するための手続が進んでいない。その理由として世論調査等が挙げられるなど、政府は、立法政策の問題に止まると考えている。なお、夫婦同姓強制を改正しない立法不作為については、2011年2月14日に国家賠償請求訴訟が提起されている。

53. 法務大臣及び男女共同参画大臣は、政権交代直後、民法の女性差別的な規定の改正と、婚外子の相続分差別規定廃止の意向を示したが、これらの大臣も交代し、政府は未だに法案を提出する予定はない。政府報告書は国連の人権条約機関の勧告を全く無視している²⁵。

54. 2009年7月、女性差別撤廃委員会は政府に対して、民法及び戸籍法の差別的な規定の改廃措置について向こう2年以内に報告するよう求めたが、何ら進展がみられなかった。その結果、同委員会は2011年11月4日に、選択的夫婦別姓制を認めること、婚外子相続分差別をなくす民法改正法案の採択について講じた措置、女性のみ課せられている6か月の再婚禁止期間を廃止する規定の準備及びその採択について講じた措置に関して、1年以内に同委員会に追加的情報を提供するよう日本政府に対し改めて要求した。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 夫婦同姓強制、女性のみ再婚禁止期間、婚姻年齢の男女差別、婚外子の相続分差別の各差別的規定（前二者については婚姻の自由も制約）の撤廃に向け、1996年2月の法律案要綱答申後にした取組・手段を示していただきたい。
- (2) これらの差別的規定が、どのような立法事実を支えられているのか示されたい。
- (3) これらの差別的規定の効果について、ジェンダーに基づいてどのような評価がされたのか示されたい。
- (4) 政府は、女性を差別する民法婚姻規定の改廃及び婚外子を差別する民法相続規定及び戸籍制度の撤廃をすることなく、社会権規約、自由権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約に違反したままであり、十数年にわたり人権条約諸機関や人権理事会から再三これらの差別規定の改廃をするよう勧告を受けているにも関わらず、締約国として条約実施の義務を果していない。この義務違反について、政府は国連の加盟国であり、前記条約を批准した国として、国際社会の信義に答えていないことをどのように考えるか。

【刑法・売春防止法の差別的規定】

1 背景

55. 上記，民法及び戸籍法における差別的法律の他に，女性に対する差別的な法律として 人工妊娠中絶をした女性を処罰する刑法・墮胎罪規定（刑法 212 条）及びその女性の中絶に関与した者を処罰する刑法 213 条，214 条， 売春（性売買）を勧誘した女性を処罰する売春防止法 5 条がある。
56. 女性差別撤廃条約 2 条(g)では女性に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止することと規定しているが，日本においては，人工妊娠中絶は刑法によって処罰される。刑法 212 条は「妊娠中の女子が薬物を用い，又はその他の方法により，墮胎したときは，一年以下の懲役に処する。」と規定している。
57. 女性差別撤廃委員会の第 6 回日本政府報告書審査の際の総括所見は「委員会は，女性と健康に関する委員会の一般勧告第 24 号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って，人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため，可能であれば人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するように締約国（日本）に勧告する」とした²⁶。さらに，あらゆる人が達成可能な最高水準の身体的，精神的健康を享受する権利についての人権理事会特別報告者，アナンド・グローバー氏が準備した中間報告書では，人工妊娠中絶を処罰する法律を健康権享受のため「即時に」廃止することを勧告している²⁷。
58. また，売春防止法第 5 条は，「公衆の目にふれるような方法で，人を売春の相手方になるように勧誘すること」等を刑事罰の対象としているが，売春の買い手は処罰の対象とされていない。上記の女性差別撤廃委員会の第 6 回日本政府報告に対する総括所見では，「『売春防止法』において売春をした者が起訴の対象となる一方で，顧客が処罰を受けないことを懸念する。」との見解が示され，「委員会はまた，買春の需要を抑制することも含め，買売春による女性の搾取を抑止する適切な方策を講じるよう要請する。また，売春に従事していた者の社会への再統合を支援する方策を実施し，買売春による搾取の犠牲となった女性・少女のための回復・経済エンパワーメント・プログラムを提供するよう強く要請する。」と指摘されている²⁸。
59. しかし，これらの問題や総括所見の指摘にも関わらず，政府は，これらの法規や現状を変革していない。第 3 次男女共同参画基本計画では，人工妊娠中絶については，「少子化の進展や科学技術の進歩等の中で，人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度等の在り方について，多様な国民の意見を踏まえ，検討

が行われる必要があり，その議論に資するよう，必要に応じ実態の把握等を行う。」と言及されている²⁹が，女性差別撤廃委員会は，日本政府に対して「委員会は，本条約の批准による締約国の義務は，世論調査の結果のみに依存するのではなく，本条約は締約国の国内法体制の一部であるのだから，本条約の規定に沿って国内法を整備するという義務にもとづくべきであることを指摘する。」と明確に指摘している³⁰。政府は相変わらず，「多様な国民の意見を踏まえ」との立場を固持している。この表現はまさしく，政府による条約の履行の拒否と政治的意思の欠如以外の何物でもない。

60. 売買春については，政府は第3次男女共同参画基本計画において「売春防止法の見直しを含めて検討を行う」と記載するも，需要を抑制するための具体的な施策については記載していない。

61. このように日本政府は，人工妊娠中絶と売買春の規定を改善することへの消極的姿勢を示している。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 政府は，人工妊娠中絶を処罰する刑法墮胎罪を即時に廃止する意思はあるかないか。
- (2) 政府は，売買春についてどのような政策の見直しを行うのか。法の改廃を含めて示されたい。

第4 女性に対する暴力について

【性暴力】

1 背景

62. 日本の性犯罪については，実体法規定，手続法，被害者保護等について多くの課題があり，性暴力の加害者が処罰されず，被害者の救済が十分にされていない。前回の社会権規約委員会の総括所見においては，女性に対する暴力全般について国内法を厳格に適用し，そのような犯罪の責任を有する者に対し効果的な制裁を実施することが勧告されたが，未だにその大半が刑事裁判の対象にならず，暗数のままでいるのが実態である。

- (1) 性犯罪の実体法（刑法³¹を中心に）の問題点について

63. 女性差別撤廃委員会からは、2009年の定期報告書審査において、実体法について性暴力犯罪が告訴によってのみ起訴されること、今なお道徳に反する犯罪とみなされていること、強姦の刑事罰が軽いままであること、近親姦や婚姻内強姦が刑法上の犯罪として明示的に定義されていないことに、引き続き懸念が示され、被害者の告訴を訴追要件とすることを刑法から削除すること、身体の安全及び一体性への女性の権利を侵害する犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の刑罰を引き上げること、近親姦を犯罪として規定することが要請された³²。女性差別撤廃委員会からは、第4回及び第5回審査の総括所見においても、強姦に対する処罰が相対的に軽いこと、並びに近親姦が刑法に犯罪として明示的に規定がないことへの懸念が示され、強姦に対する刑罰を重くすること、近親姦を個別の犯罪として刑法上に規定すること、委員会の一般的勧告19に沿った政策を実施することを強く促すことが求められたが³³、これらの課題は次の定期報告書審査まで放置されていた。

64. その間の2008年の自由権規約委員会の報告書審査の総括所見は、刑法第177条の強姦の定義が男女間の実際の性交のみを対象とし、かつ被害者の抵抗が強姦の要件となっていること及び被害者が13歳以下である場合を除き、強姦及び他の性犯罪について被害者からの告訴なくして起訴出来ないことに懸念を示し、締約国は、刑法第177条の強姦罪の定義の範囲を拡大し、近親姦、性交以外の性的暴行、男性に対する強姦が重大な犯罪とされることを確保すべきと勧告されている³⁴。さらに、同委員会は、少年と少女について13歳と設定されている性交同意最低年齢が低いことを懸念し、児童の正常な発達の保護と児童虐待の防止を目的として、少年と少女の性交同意最低年齢を13歳とされる現状のレベルから引き上げるべきであるとされた³⁵。

65. 同様に、2004年、子どもの権利委員会からは定期報告書審査で、性交同意最低年齢（13歳）が低いこと、刑法が、男性による女性に対する行為としての強姦罪の狭い定義を維持していることについて懸念が示され、性交同意最低年齢を引き上げることや、少年と少女との等しい保護を確保するために、性的搾取や虐待に関する法制度を改正することが勧告された³⁶。

66. しかしながら、2004年に集団強姦罪の制定がなされたに過ぎず、2010年に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては、刑法の構成要件の見直しを「検討する」と記載され、政府によって設置された女性に対する暴力に関する専門調査会からの2011年の報告においても同様の指摘はあるが、具体的な

構成要件の見直しは進んでいない。

67. また、自由権規約委員会は、第4回報告書審査において、「日本の裁判所が、性交の強要を含む家庭内暴力が結婚生活の通常範囲と考えているように思われることについて困惑している。」と懸念を示し³⁷、女性差別撤廃委員会は、「配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する」と勧告している³⁸。この点について、刑法の条文では婚姻の場合の例外を認めていないが、実務上は、婚姻関係が破綻している場合等、特別な場合を除き、起訴されていないのが実情である。

68. 刑法177条の強姦罪の構成要件としての「暴行又は脅迫」は被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度」との最高裁の解釈が定着している。上記の構成要件と解釈では被害者の意思に反した性的侵害を処罰することができず、強姦罪の成立の範囲が狭すぎるという批判がある。

69. また、刑事訴訟における性犯罪被害者の保護についても、例えば、自由権規約委員会からは、性暴力の加害者が往々にして懲罰を受けることを免れていること又は軽い刑しか受けていないとする報告、裁判官が過度に被害者の過去の性関係に焦点をあて、暴行に抵抗した証拠を提供することを被害者に要求することについて懸念が示され、抵抗したことを被害者に証明させる負担を取り除き、強姦や他の性暴力犯罪を職権で起訴するべきと勧告された³⁹。

70. また、2010年に行われた、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」第12条1に基づき締約国から提出された報告の審査では、子どもの権利委員会は、刑事司法手続において児童被害者及び証人の権利及び利益を保護するためにとられている措置を評価したものの、被害者等が、刑事手続及び司法手続全体を通じて十分な支援及び援助を受けていないこと、特に、児童が証言を要求される回数を制限するための公式な取り決めが十分でないこと、及び、口頭での証言に代えて録画による証言が刑事手続において認められていないことに懸念が示され、繰り返し証言するよう求められることによって児童がさらなるトラウマを受けることがないようにするため、当該分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者の児童に支援及び援助を提供するための手続を緊急に見直すとともに、この目的のため、当該手続において口頭での証言ではなく録画による証言を使用することを検討することが勧告された⁴⁰。

71. この点、被害者対応については、2010年の第3次男女共同参画基本計画においては、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底するとの記載にとどまり⁴¹、法改正については触れられておらず、また、そのような政府の計画も十分な効果を上げていない。第2次犯罪被害者等基本計画においても、性犯罪被害者の保護については記載されているが⁴²、同様に、法改正については触れられておらず、また、そのような政府の計画も十分な効果を上げていない。また、医療機関で採取した、性犯罪の医学的証拠についても、捜査機関が採取に関与しない場合には証拠能力が認められないという問題があり、立法的解決が待たれている。

(2) その他の問題点

72. さらに、自由権規約委員会からは、性暴力に関する専門の研修を受けた医師と看護師の不足及びそのような研修を提供するNGOへの支援が不足していることへの懸念が示され、裁判官、検察官、警察官、刑務官に対する、性暴力におけるジェンダーへの配慮に関する義務的な研修も導入すべきであると勧告されている⁴³。

73. 拷問禁止委員会からの総括所見では、性的及びジェンダーに基づく違反の根源にある差別的要因を是正するために教育を提供し、不処罰の防止に向けた措置も含め、被害者に対するリハビリテーションを提供するための措置を締約国がとることを勧告し、締約国は、家庭内暴力及びジェンダーに基づく暴力を含む性暴力及び女性に対する暴力を撲滅するための予防措置を採り、責任を有する者を訴追するため、拷問や不当な取扱いがあったとのすべての申立について、迅速かつ中立的に捜査すべきであると勧告されたが、十分に効果を挙げていない。同委員会は、被害者の権利及びニーズをより意識するよう法執行機関職員及び司法関係者に向けた研修計画を実施し、専用の警察部隊を設置し、特に避難所、保護施設及び社会心理面での支援を含む被害者へのよりよい保護及び適切なケアを提供するよう、締約国に促し、軍事基地に駐留する外国軍人から被害を受けた者を含め、すべての被害者が司法手続において補償を請求できるよう確保すべきであると勧告している⁴⁴。

74. この点について、政府が、2011年に2か月間の限定で、性暴力及びDVについての電話相談等事業を実施したことは評価できる。しかし、事業自体に継続性がなく、医療機関や警察との連携が不備であり、長期的な被害者支援も欠如している。また、被害者がさまざまな機関を訪問し、何度も事情を尋ねられる

ことを回避すべくワンストップサービスの設置が進んでいないことが、2010年の第3次男女共同参画基本計画や、政府によって設置された女性に対する暴力に関する専門調査会からの報告においても課題として提示されているが、その後設置されたのは全国で1件のみであり、未だ実現は図られていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 強姦罪について、同意の有無を重視すべき、刑罰の引き上げ、近親姦や婚姻内強姦の明示、男性に対する強姦の処罰、13歳という性交同意年齢の引上げなどが勧告等されているが、これらを含めて強姦罪の構成要件や処罰規定についてはどのような検討がなされているのか。
- (2) 強姦罪を非親告罪とする検討はなされているのか。
- (3) 強姦事件を扱う裁判官、検察官、捜査官及び弁護士に対する教育研修はどのような形になされているのか、具体的に説明されたい。
- (4) 夫からの強姦について、有罪になった件数を挙げられたい。
- (5) 刑事裁判において被害者の過去の性関係に焦点をあてることに対する規制について、刑事訴訟法、同規則での訴訟指揮以外に、実効的な被害者のためのレイプシールドを法律として明記する予定はあるか。
暴行に抵抗したことを法廷で証明する際、被害者の負担を軽減するためにどのような措置がとられているのか。また、裁判員裁判の対象となる性暴力について、被害者の精神的負担やプライバシーの保護についてどのような対策が採られ、今後どのような改善を予定しているのか。
- (6) 緊急避妊のアクセスについて、警察に相談をした被害者等への公費負担以外にどのようなアクセスの保障をしているのか。また、警察に相談しない被害者へ公費負担をする予定はあるか。
- (7) 性暴力被害者への支援状況についてどのような措置がとられているのか。特に男性(児)の性暴力被害者についてはどうか。
- (8) 性暴力被害者専門シェルターを設置する予定はあるか。
- (9) 「政府は、2011年に性暴力及びDVについての電話相談等事業を短期間実施したが、再開し、恒常的に行う予定はないのか。同事業の分析結果等を今後どのように活かしていくのか、具体的な計画はあるか。

【家庭内暴力(DV)について】

1 背景

75. 多くの女性が配偶者などから暴力の被害にあっている。内閣府が 2009 年 3 月に公表した「男女間における暴力に関する調査」によれば、女性の約 4 人に 1 人が身体的暴力を受け、女性の約 10 人に 1 人が配偶者からの被害を何度も受けている。また、女性の約 20 人に 1 人が配偶者からの暴力で命の危険を感じたことがあるとしている。
76. 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は 2010 年 77,334 件で前年度より 4,542 件増加し、毎年増加傾向を示している。その相談者は女性が 99.2%、圧倒的に女性である（2011 年 4 月現在内閣府調べ）。
77. 警察における配偶者からの暴力事案で認知されたのは 33,852 件で、前年より 5,694 件増加し、毎年増加傾向を示している。その 97.6%は女性が被害者である（2011 年 3 月警察庁調べ）。2008 年の配偶者（内縁関係を含む）による殺人は 200 件（夫の検挙 63%）、傷害は 1,339 件（夫の検挙 94.7%）、暴行は 1,045 件（夫の検挙 93.3%）であり（警察庁の調査による）、暴行は増加の一途をたどり、傷害は 2002 年以来毎年 1,340～1,350 件前後をたどり、減少傾向にはない。保護命令事件の新受件数については 2010 年 3,147 件で前年より 369 件増加し、保護命令制度発足以来毎年増加している。この増加傾向は、2001 年 4 月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が制定され、国民の間に女性への暴力に対する認識が広がり、相談体制や保護命令制度が徐々に整備されてきたことによるところが考えられるが、明るみに出てきた被害の実態は暴力の根絶には程遠い実情にある。
78. 政府は第 3 次男女共同参画基本計画において、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、暴力を容認しない社会風土の醸成、相談体制の整備、被害女性に対する効果的な支援等を掲げ、関係機関・民間団体等との連携、職務関係者の配慮の徹底、相談体制の充実、被害者の保護及び自立支援を具体的な施策として推進するとしていることは大いに期待したいところである。しかし、成果目標として、配偶者間の殺人、傷害、暴行事件の撲滅に関する数値は掲載されていない等、圧倒的多数の被害者が女性である配偶者間の暴力を徹底的に、本気で根絶する姿勢があるのか、疑わしく思えるところである。
79. DV 防止法が 2004 年及び 2007 年の改正を経て、生命身体に対する強迫を受けた被害者も保護命令の申立が可能となり、被害者に対する電話・電子メール等を禁止する保護命令を求めることも可能となり、被害者の子または親族等も保護命令の対象になった。しかし、総務省が 2009 年 5 月 26 日に公表した「配偶

者からの暴力の防止等に関する政策評価書〈評価の結果及び勧告〉」によれば、被害者保護及び自立促進のための就業の促進、住宅の確保、子どもの就学等各種の支援策に不十分な点が指摘されている。

通報及び相談の効果的な実施の推進について

通報を促進するための広報啓発医療関係者への研修について、調査した 27 都道府県の中には、法制定以降未実施の道府県が 3 都道府県、医療関係者への研修を未実施の都道府県が 15 都道府県（56%）ある

電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結び付けている支援センターがある一方で、調査した 46 支援センターのうち 21 支援センター（46%）では特段の延長は未実施である

支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が適切に行われていない例が、27 都道府県中 6 都道府県ある

被害者の保護及び自立支援の充実について

公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが未整備である

離婚が成立していない被害者の就職支援（無料の公共職業訓練の受講あっせん等）を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある

住宅支援について

被害者の公営住宅への優先入居当実施状況をみると、調査した 54 事業主体（27 都道府県及び 27 市）の中には、優先入居等の措置を全く講じていない事業主体（2 事業主体）や、優先入居や単身入居等是一部しか実施していない事業主体（37 事業主体）がある

優先入居による公営住宅への入居状況（2006 年度）は申し込み数 323 件に対して入居数 46 件で入居率 14%と低い（実績を把握している 19 事業主体データ）

子どもの就学について

被害者の子どもの転校先居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある（27 都道府県教委のうち 13 教委、27 市教委のうち 8 市教委）

被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、協議等を行う際の情報管理方法は調査した 27 市教育委員会で区々となっている

住民基本台帳の閲覧制限

住民基本台帳の閲覧等制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した27市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市があったり(8市)、市町村が自ら相談を受けていたり、保護命令決定が出されている場合でも警察の意見を聴取している市町村があるが、被害者の負担軽減の観点から望ましくないとの意見がある(3都道府県警察)

選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある(調査した27市のうち1市)

80. また、当連合会両性の平等に関する委員会が2010年10月12日に公表した「保護命令制度の運用に関するアンケート調査結果報告書」によれば、取下げと受理拒否について、裁判官あるいは裁判所書記官の独善や、誤りがあった場合その誤りを検証することなく運用が続けられることが懸念され、過去に受けた暴力が診断書等で明白であるにもかかわらず、却下や取下げ勧告、受理拒絶された例が多くあるとの結果が出ている。被害者は、暴力を受けた後すぐに逃げられる人ばかりではなく、子どもの学校のこと、仕事の段取り、更なる暴力を受けないように逃げ出すタイミングを見計らうことが往々にしてあるが、現場の相談員と裁判所との間で、危険認識において齟齬があるケースがあることが明らかとなった。

また、退去命令に関しても、荷物を取り出したら直ぐに取下げるように条件をつけ、初回の退去命令請求に加害者の居住の利益への配慮、比較考量という条文にない要件が付加され運用されている実態があること、「更なる重大な危害を受けるおそれ」に関し、保護命令の審尋において、相手方に反省文や誓約書の提出があったり、相手方に代理人弁護士が就任し「連絡をとる必要があるときは、必ず弁護士を通して行います」との意見書が考慮され却下されたが、数日も立たないうちに約束は破られたというケース等、「DV加害者が簡単に『謝罪』し、簡単に『反省』するけれども、『謝罪』や『反省』後もその行為態様が簡単に改められないことは、往々にして見受けられることであるにもかかわらず、このことが裁判所や弁護士によって理解されていない問題がある」旨報告している。

81. 子どもへの接近禁止命令の発令については、「中学生であれば自分の意思で相手の接近を回避できる」と言われて、中学生の子については取り下げたが、その後学校での待ち伏せが執拗にされた例等があり、また、問題

点として、「最近、子への接近禁止を求める場合は、子への付きまといにかかる証拠を求められる傾向があるが、それは困難な場合が多い」との指摘がなされている。

82. 最高裁判所統計による保護命令事件の平均審理期間は 12.6 日と報告されているが、今回のアンケートの回答では「申立後 3 か月と 1 週間余り後に却下判断があった」など審理の迅速性についての問題点、裁判官や裁判所書記官の DV に対する研修の不十分さ、再度以降の申立について、申立人が「危害を受けるおそれ」が未だに続いていると考える理由を記載しても、裁判所になかなか理解されないこと、例えば「相手方の暴力は本人の浮気が原因と指摘され、本人尋問の段階で発令しないと言われた」等の回答が寄せられ、暴力の動機や被害者の落ち度が申立の認容に当たり考慮されていることに疑問の声が寄せられている。また親族への接近禁止命令の発令に関しては「実家に逃げている場合、親族への接近禁止命令は出せない」と裁判所に言われた」等の声が寄せられ、裁判所の運用を疑問視する声が寄せられていることが、報告されている。

83. このアンケートに寄せられた運用上の問題点は、担当裁判官及び裁判所書記官の DV に対する基本的理解、即ち、DV が単なる夫婦喧嘩における一過性の暴力とは質的に異なり、DV における暴力の構造に対する理解が十分できていないことに起因するところがかなりあることが窺われる。したがって、DV 事件に関わる裁判官及び裁判所書記官に対する研修を徹底し、DV における暴力の構造や被害者への影響等を専門的に研修することが不可欠であり、前記配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価における課題を克服して政策効果を上げるためにも、関係する国や自治体職員に対する教育、研修が十分なされる必要がある。

84. また、保護命令の申立は本人による（配偶者暴力相談支援センターの援助によるものを含む）の割合が圧倒的に多く、弁護士による代理人制度の法的支援の拡充が必要である。DV 防止法の制定、改正についての努力は評価するが、まだ DV 防止法の規定及び運用において審理期間の短縮等改善すべき点があるばかりか、被害者の自立支援のためには、退去ないし接近禁止期間中の婚姻費用や養育費、治療費の支払いを付加して相手方に命じる制度が現行法にはない。DV 被害者を保護し、被害をなくすためにも、DV 防止法の更なる充実が必要である。

85. 外国人女性の DV 被害者については、夫の暴力を逃れて別居することによって、在留資格の取消がなされるおそれがある。出入国管理及び難民認定法（以下「入

管法」という。) 22 条の 4 第 1 項第 7 号は、入管法施行規則改正案 25 条の 13 (在留資格の取消し) について、日本人の配偶者や永住者の配偶者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して 6 月以上行わないで在留していることを在留資格取消事由としつつ「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合」を在留資格取消の対象から除外している。

86. しかし、在留資格が取り消されるケースの中には、DV 被害者である外国人配偶者(多くは妻)がやむなく別居に至った事案など、婚姻の破綻について当該外国人配偶者を有責とみることができない事案が相当数含まれる。さらに、これらの配偶者が、離婚を成立させ、その後の生活設計を立てるためには一定の期間が必要であるが、この間の外国人配偶者の日本在留が保護されないとする、外国人配偶者は、離婚手続きをとることができず、又は離婚に当たって不利な条件を強いられることになりかねない。こうした事態は、平等(憲法 14 条 1 項, 24 条 2 項)や裁判を受ける権利の保障(憲法 32 条)の観点からも問題がある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) DV 防止法が制定され 10 年を経過したが、DV の相談件数、暴力検挙数は増加の一途をたどっている。この現実に対して、政府は DV の根絶のための施策として、何が不足し、何が最も必要と考えるのか。
- (2) 24 時間電話相談体制を早期に拡充する措置をとっているか。その進捗状況を報告されたい。
- (3) 総務省が 2009 年 5 月 26 日に公表した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価<評価の結果及び勧告>」は、その後どのように関係省庁ないし市町村の取組に生かされたか。
- (4) DV 事件を扱う裁判官及び裁判所書記官に対する教育、研修はどのようになされているのか具体的に説明されたい。
- (5) DV 防止法を改正して、相手方に退去命令ないし接近禁止命令が出されている期間中も、婚姻費用・養育料・病院代の支払いを付加して命じる制度の導入を検討しているか。検討している場合はその検討状況を明らかにされたい。
- (6) DV 防止法の適用範囲について、親密な関係(例えば恋人間)におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないが、そのような形態の暴力の被害者の保護をどのように図ろうとしているのか。また、この問題について DV 防止法を改正する予定はあるか。

- (7) DV 防止法の適用範囲について，同性間に適用されたことは何件あるか。法律上，同性間での暴力について適用が可能か。被害者の保護はどのようにしているのか。
- (8) 男性被害者のシェルターはあるのか。
- (9) 保護命令の申立から発令までの間に要する時間に被害者の生命をさらに危険にさらす恐れがあることから，保護命令の発令を迅速化することについてどのような対策を講じているのか。
- (10) 保護命令違反事案の暗数について調査や研究はされているのか。保護命令違反事案をなくすためにどのような対策を講じているのか。
- (11) 平手で殴る，殴るふりをする，を暴力と認識する人の割合は，それぞれ 58.4%，52.5%と調査を開始してからさほど DV について意識が変化していない⁴⁵が，その原因は何であると考え，どのような改善策を講じているのか。意識啓発をどのようにしているのか。
- (12) 被害者の自立生活への回復についての中期長期支援はどのようになされているか。
- (13) 外国人女性が DV 加害者と別居しても国内で生活できるような法整備はされているのか。入管法 22 条の 4 第 1 項第 7 号の運用に当たって，同条にいう「配偶者としての身分を有する者としての活動」や「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合」を適切に解釈し，また，「正当な理由」が認められる場合をガイドラインで例示するなどして外国人 DV 被害の配偶者の法的立場が不当に不安定になることのないように，法制度上の保護をどのように図ろうとしているのか明らかにされたい。
- (14) いわゆる「デート DV (同棲していない恋人同士での，身体，言語，態度による暴力)」に関する認識について，実態把握，研修がどの程度進められどのような効果があったかについて，資料を提出されたい。

【人身売買】

1 背景

87. 日本では，売買春に対しては 1956 年に制定された売春防止法によって対応し，同法が対象としている売春以外の性交類似行為については風営法によって規制している。
88. しかしながら，売春防止法は，売春を性道徳や社会風俗の観点から規制するものであり，売春の勧誘や周旋を処罰の対象とするが，女性差別や，女性に対

する暴力という視点が欠如している。さらに顧客は処罰されない一方、売春を勧誘した者が起訴の対象となっている。

89. これまで、政府の人身取引対策は、各関係省庁がそれぞれ所管事項の範囲内で対策を企画・立案・実行し、内閣官房が調整役となってきた。しかし、これでは十分な対策がとれないことから、犯罪対策閣僚会議が2009年12月に「人身取引対策行動計画2009」(以下「行動計画2009」という。)を取りまとめ、この中において「人身取引対策に関する政策の企画・立案・調整を一元的に担当する部局を設置する必要性について検討する」とした。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 行動計画2009にある、人身取引対策に関する政策の一元的担当部局の設置に関する検討の具体的進捗状況及びその内容を説明されたい。
- (2) 政府が人身取引対策を推進する際には、政府全体における外国人政策との整合性が必要となる。行動計画2009においても「外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携」が必要とされている。そこで、政府全体における外国人政策の内容を具体的に説明されたい。
- (3) 人身取引被害者は犯罪被害者であるが、実際には、現在の政府の犯罪被害者等施策において、人身取引被害者や他の外国籍住民は政策の対象とされていない。しかし、行動計画2009においては「犯罪被害者等施策の推進・検討のための枠組みとの連携・協力を図る」とされている。そこで、犯罪被害者等施策の中で人身取引被害者の保護のための施策がどのように位置づけられているのか、具体的に説明されたい。
- (4) 人身取引の根絶のためには、国民・住民への啓発・教育が重要である。そこで、学校教育・社会教育等における取組の具体的状況、性的搾取の需要側及び労働搾取の需要側への啓発・教育の具体的取組状況を説明されたい。
- (5) 性的搾取の需要側(買春者、ポルノ使用者)に対する法的規制について、検討をしているか。しているとしたらその具体的内容を明らかにされたい。
- (6) 労働搾取を目的とする人身取引事案について、加害者の摘発数、被害者の保護数を明らかにされたい。
- (7) 行動計画2009において、中長期的な保護施策及び男性被害者の保護施策を検討するとされているが、具体的な進捗状況を明らかにされたい。
- (8) 人身取引対策のための年間予算額を明らかにされたい。
- (9) この売春防止法を、女性に対する搾取や暴力という視点から改正する予定はある

のか。

- (10) 買売春による搾取や人身売買の被害者である女性・少女の回復及び社会統合のための方策はどのようになされているのか。
- (11) 買春の需要を抑制することも含め、買売春による女性の搾取を抑止する適切な方策はどのようになされているのか。
- (12) 売春に従事していた者の社会への再統合を支援する方策を実施し、買売春による搾取の犠牲となった女性・少女のための回復・経済エンパワーメント・プログラムの提供はどのようになされているのか。
- (13) 委員会は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准する予定はあるか。

【セクシュアルハラスメント】

1 背景

90. 2010年度の都道府県労働局雇用均等室への相談2万3千件超のうち、5割はセクシュアルハラスメントに関する事案である。しかもセクシュアルハラスメントの被害は職場に限らず、教育・医療・社会福祉施設やスポーツ分野など、社会のあらゆる分野に蔓延している。

91. しかし、我が国ではセクシュアルハラスメントを明確に禁止する規定がない。雇用機会均等法に規定されている紛争解決は、都道府県労働局長による助言指導勧告、調停制度、厚生労働大臣による助言指導勧告、厚生労働大臣の勧告に従わない企業名の公表及び報告過怠ないし虚偽報告に対する罰則にとどまっている。強姦罪、強制猥褻罪などの刑法犯に該当する場合には刑事罰が科されるが、刑法犯に該当しない限り、セクシュアルハラスメントそれ自体では加害者は処罰されない。

92. また、裁判上、セクシュアルハラスメントの慰謝料が低額であるため、被害者の救済にならないばかりか、加害行為者への制裁にもなっていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 事業主に課したセクシュアルハラスメント対策義務を実効あらしめるための雇用機会均等法30条に規定する企業名公表及び同法33条に規定する罰則の実施状況

を示されたい。

- (2) なぜ雇用機会均等法にセクシュアルハラスメントを禁止する明確な規定をしないのか、その理由を明らかにされたい。また、これを禁止し、制裁を明記する規定をする予定はないのか。
- (3) 教育・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態把握はどのようになされているのか。
- (4) 国立大学法人、公私立大学におけるセクシュアルハラスメントの被害の実情、相談体制の整備状況及び相談件数及び相談に対する対応措置について報告されたい。
- (5) 公立学校における教職員によるセクシュアルハラスメントの被害状況、加害教職員に対する懲戒処分及び苦情のデータ、苦情に対する対応を報告されたい。
- (6) 教育・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントについて、被害者の精神的ケアのための体制整備はどのようになされているのか。

【ポルノ（児童の性的搾取を含む）】

1 背景

93. 児童の売買、児童買春、児童ポルノの発生状況について、被害児童の人権保護の観点から、年齢・性別・民族的集団及び地理的場所ごとのデータは示されていない。実態を明らかにし有効な施策を検討するために、これらのデータを収集・整備すべきである。また、インターネット上の違法有害情報に関する通報の受理、通報、ISP（プロバイダ）等への削除依頼のデータ、官民一体となったホットラインによる有害情報対策に関するデータを収集・整備すべきである。
94. 実在の児童を被写体とする児童ポルノの単なる所持は、現在、何らの法的規制の対象ともなっておらず、製造・流通・蔓延の原因となっている。その所持を禁止する必要があるとの意見がある。また非実在の児童を描写するポルノの製造販売なども現在は違法とされていないところ、これを禁止処罰すべきとの見解がある。満18歳以上の実在の女性を被写体とするポルノの製造・流通・所持のいずれについても、処罰対象でないことについても批判がある。これらが日本の女性や女兒に対する性暴力の常態化につながっている、とするのである。この点については国際的にも批判がある。
95. 国連の条約機関からの指摘を踏まえると、日本における性的虐待についての法規制は被害者の保護の観点から以下のような問題点がある。

子どもの売買や近親姦については、子ども本人が、ただちに被害を訴えるこ

とが困難であり、かつ、加害者に近親者が含まれることが多いことから、特別な構成要件が必要である。また、一般的に性犯罪は告訴が起訴の要件とされており、このことが刑事事件とすることの障壁となっており、また、未成年者に対する公訴時効の廃止または撤廃がないことも子どもに対する性虐待の処罰を困難にしている。

さらに、刑事手続においては、被害児童が繰り返し証言するよう求められることによって児童がさらなるトラウマを受けるという問題点があり、その回避策について研究等はなされているものの、制度としては定着しておらず証拠法の改正もない。

96. また、子どもへの犯罪の被害者を対象とした専門的な身体的及び心理的回復並びに社会統合のための措置も不十分であり、そのための被害者の経済的負担や予算措置も不十分である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問項目

- (1) 児童の売買、児童の買春及び児童ポルノの被害児童の人数について、年齢・性別・民族的集団・地理的場所ごとのデータを提供されたい。
- (2) 実在の児童を被写体とするポルノ単純所持、非実在の児童を描写するポルノの製造等、満18歳以上の実在の女性を被写体とするポルノの製造・流通・所持について禁止し、処罰することを検討しているか、もしこのような法政策の変更を検討していない場合は、性暴力の常態化に対する具体的施策を明らかにされたい。
- (3) インターネット上の違法有害情報に関する通報の受理、通報、ISP等への削除依頼のデータ及び、官民一体となったホットラインによる、有害情報対策に関するデータを報告されたい。
- (4) 未成年者を被害者とする性犯罪に対する公訴時効の廃止について予定しているか。
- (5) 繰り返し証言するよう求められることによって児童がさらなるトラウマを受けることがないようにするため、当該分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者の児童に支援及び援助を提供するための手続を見直しているか、また、また法廷での証言方法について改善策を検討しているか。
- (6) 子どもの売買の特別な刑罰の制定を予定しているか。
- (7) 犯罪の被害者を対象とした身体的及び心理的回復並びに社会統合のための措置としてどのようなことをしているか。

【「従軍慰安婦」問題】

1 背景

97. 政府は、第3回政府報告書において、この問題を規約の履行状況の審査の場に取り上げることは適切でないと勧告に反論し、人権理事会勧告 18⁴⁶の受け入れを拒否している⁴⁷。しかし、この問題については自由権規約委員会⁴⁸並びに女性差別撤廃委員会から問題解決に向けての再度の勧告を受けている⁴⁹。

98. このようにこの問題は10年以上にわたって、多くの国際機関から勧告を受け続けてきた。日本は、改組された国連人権理事会の理事国に自ら立候補し、世界の人権保障の模範となること及び人権に関する国際条約等の率先遵守を国際的に公約した。この日本政府の立場からみて、女性への差別や暴力を根絶しようとしている国際社会において、日本政府がこの問題の最終的解決を図ることは絶対に避けて通れない課題である。

99. 一方、韓国では2011年8月30日憲法裁判所は、戦時中の日本軍元慰安婦らが日本政府に損害賠償を求める個人の請求権問題について、韓国政府が日本と外交交渉しないのは「被害者らの基本的人権を侵害し、憲法違反にあたる」とする初の決定を出した。これを受けて、同年9月1日韓国外交通商省の趙世暎東北アジア局長から日本の駐韓公使に対し、日本側の積極的な対応が必要との考えが伝えられた。これに対し、日本側は「法的に解決済みだ」として協議に応じない方針を示したと報道されている⁵⁰。

100. また、同年12月17日に韓国李明博大統領が来日し、18日の首脳会談において、慰安婦問題解決のために真の勇気が必要であると述べて解決を強く求めた。これに対して野田佳彦内閣総理大臣は、法的に解決済みとする日本政府の立場を伝え、同時に「これからも人道的な見地から知恵を絞っていきたい」と述べた⁵¹。

101. なお、当連合会と大韓弁護士協会は、2010年12月に「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」を共同で取りまとめ、政府に対し、被害者救済のための立法を行うこと、慰安婦問題を徹底究明するため、調査機関を設けるなどの措置をとること、教育・広報等を通じて、この問題の真相が社会に広く定着するよう配慮することを求めた⁵²。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

政府は問題解決のために、「条約により解決済み」との見解に固執することなく、国連機関の勧告や、韓国の憲法裁判所の違憲判断を受け入れ、被害者の救済等を図る考えはないのか。

第5 マイノリティ女性について

1 背景

(1) マイノリティ女性

102. 日本政府は、マイノリティ女性の状況の把握や施策の必要性をそもそも認識していない。結果として、政府の各種の政策からマイノリティ女性が抜け落ちている。

(2) 農山漁村女性

103. 女性農業者人口は就農人口の60%を占めているが、農業委員会や農業協同組合の女性役員の割合は低く、意思決定への参加率は極めて低いままである。また、農業収入の減少のため離農する農家数が増加しているが、具体的な調査をしていないため実効性のある政策が立てられていない。

(3) 移住女性

104. 外国籍妻が経験しているDVが、かなり高い確率で起きている。しかしながら、入管法上の在留資格が不安定なために、彼女たちは暴力の加害者から逃げることを躊躇し、また、彼女たちがアクセス可能な情報や支援制度は非常に限られたものでしかない。さらに、改正入管法では、外国籍住民に対するさらに厳しい情報管理制度が導入され、それに従わない場合には罰則が課されるなど、移住女性がさらに危機的な状態に陥ることが予測される。

(4) 障がい女性

105. 障がい女性に向けた施策は皆無に等しい。障がい者権利条約は第6条で、障がい女性が受ける複合的差別への認識と人権確保の必要性を明記したが、日本の現状はほど遠い。また、日本政府の各種の障がい者実態調査は性別集計をしていない。そのため、障がい女性の問題を把握できず、必要な施策ができない。

(5) 高齢女性など弱い立場にある女性

106. 高齢女性は深刻な健康その他の問題に直面しているが、政府の高齢者施策は全く不十分である。年金の男女格差、介護制度と生活保護制度改悪が、高齢女性・シングルマザーの貧困をより深刻にしている。

(6) 在日コリアン女性

107. 在日コリアンの子どもは、学校制度による差別と偏見の助長によって、人権侵害を受けている。また、朝鮮学校や中華学校などアジア系の民族学校やブラジル人学校は、財政的補助や税務上の優遇措置などから除外されており、大学入学資格など進学のための不平等や、学校保健などの健康に関する政策の適応からも排除されている。朝鮮学校に通う女子学生が被った暴力も起きているが、日本政府はこれに対して措置を全くとらなかった。

(7) 先住民族アイヌ女性

108. アイヌ民族は、140年前に植民地統治が始まる以前からアイヌモシリにおいて、独自の文化や社会、その歴史を形成し、固有の信仰や価値観、知識を保持してきた。しかし、アイヌ民族は、日本国が近代化する過程において、民族としての存在や固有の文化を否定され、生活の場や手段を奪われ、差別や貧窮を余儀なくされてきた。結果、現在も一般国民との間に大きな格差がある。

109. アイヌ女性は複合差別の対象となることから、更に深刻な状況にある。先住民族の女性は一般的な法律のもとでは、この状況を改善することはできない。

(8) 沖縄女性

110. 戦争により高等教育はおろか義務教育さえ享受できなかった琉球・沖縄人の高齢女性たちがいるにもかかわらず、琉球・沖縄人女性の識字率調査は行われておらず、就学機会も十分に保障されていない。また、沖縄では、米軍基地が存在するため、米軍兵士及び軍属による性暴力事件がしばしば起きているが、日米地位協定下では、日本の司法権が制限されており、日本の裁判所において加害者の起訴が困難であり、また公務外の事件については被害者への補償は政府は関知しないため、被害者救済も不十分である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報，特に教育，雇用，健康，社会福祉，暴力被害についてデータを示されたい。
- (2) アイヌ先住民族，被差別部落の人々，在日コリアン，沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査研究はされているか。
- (3) 農山漁村女性，シングルマザー，障がいのある女性，難民及び移民女性などの，特に雇用，健康管理，教育，社会福祉へのアクセスに関して複合的な形態の差別を受けやすい，社会的に弱い立場にあるグループの女性に関する実態の全体像，及び具体的なプログラムやその成果に関する情報を提供されたい。
- (4) 社会的に弱い立場にあるグループの女性に特有のニーズに対応する政策，ジェンダーに配慮した政策やプログラムを導入しているか。

第6 性的少数者について

1 背景

111. 性的少数者の人権については，2007年3月26日の国連人権理事会において「性的指向並びに性自認に関連した国際人権法の適用上のジョグジャカルタ原則」が採択された。また，その後社会権規約委員会一般的意見20において，規約2条2項の「他の地位」には，性的指向や性自認が含まれるとされ，同性愛カップルが，異性愛カップルと同様の法的保障を受けられないことや，性自認における学校や職場での嫌がらせ等の人権侵害を指摘している⁵³。
112. 日本には，同性愛行為を処罰したり，明文で性的指向や性自認による差別を認める明文規定は存在しないが，性的指向や性自認に基づく差別が横行しており，十分な保護が受けられず，いじめの対象となったり，当事者の自殺，辞職，不当な解雇等の事態が起きている。
113. 自由権規約委員会は，第5回日本報告書審査において，婚姻したあるいは婚姻していない異性のカップルに対してのみ適用され，もって婚姻していない同性のカップルが公営住宅を賃借することを事実上妨げている公営住宅法第23条1号やDV防止法による保護から同性のカップルが排除されていることに例証されているように，レズビアン，ゲイ，バイセクシュアル及び性同一性障がいの人々に対して，雇用，住居，社会保障，健康保険，教育及び法によって規制されたその他の領域における差別があることに懸念を示し，差別禁止の事由に性的指向を含めるよう法律を改正することを検討すべきであり，また委員

会の規約第 26 条についての解釈に沿って、婚姻していない同居している異性のカップルに付与されている便益が、婚姻していない同居している同性のカップルに対しても同等に付与されることを確保すべきであると勧告しているが⁵⁴、この勧告に従った改善はほとんどなされていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 性同一性障がいの戸籍上の性別変更の特例法以外に、性的マイノリティに対する差別を禁止し、権利を保障する立法をする予定はあるか。
- (2) 性的指向及び性自認に基づく差別を処罰し、性的指向及び性自認に基づく暴力（ヘイトクライム）を通常の犯罪よりも重く処罰する予定はあるのか。
- (3) 社会教育・学校教育及び雇用におけるあらゆる段階において、性的マイノリティに対する法的及び事実上の差別を禁止し、機会の平等を保障する法制定をする予定はあるか。
- (4) 性的指向や性自認を理由にした暴力の予防と被害者の保護と支援、同性カップル間での暴力についての被害者の保護と支援が、差別なくあるためにどのような措置がとられているか。特別なニーズに応じた措置がとられているか。
- (5) 日本では婚姻できない同性カップルの公営住宅を賃借することを事実上妨げている公営住宅法 23 条 1 号や、DV 防止法による保護から同性カップルが排除されている等さまざまな障壁が存在するが、性的指向による差別を禁止するよう法改正を検討し、同居の異性カップルに付与される法的恩恵は同性カップルと同等にする予定はあるのか。
- (6) 同性同士のカップルや身体的性別に違和感をおぼえる者を含むカップルの関係性の法的保障について、特に子どもを産み、または養子を迎え、育てることへの法制度や保障、情報とサービスの提供を伴うセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを保障する政策や、家族を形成する権利を保障する政策はどのようになっているか。
- (7) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律により、戸籍上の性別変更を希望する性同一性障がい者でも、同法が定める 5 要件をすべて満たさなければ性別変更が認められないが、これを変更する予定はあるのか。
- (8) 性的指向を理由とする迫害の恐れを理由とした者についても、入管法の難民の定義に含める予定はあるのか。

第7 性別による固定概念の克服について

1 背景

114. 我が国において男女間の平等を達成するために大きな障害となっている、性別による固定的な役割分担意識については、女性差別撤廃委員会が引き続き懸念を表明し、固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを要請されているところである⁵⁵。

115. また、第3次男女共同参画基本計画は、男女共同参画の実現の大きな障害の一つとして性別に基づく固定的な役割分担意識に言及し、これを克服するための基本的な施策として、国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開等を挙げているが⁵⁶、以下の事項については定かでない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 意識向上・教育キャンペーンを通じて、男女の役割と責任についてのステレオタイプにもとづく態度を根絶するための努力をいっそう強化し、積極的で持続的な方策をとることについて、具体的にどのような措置がなされ、今後は何が予定されているか。
- (2) 女性と男性それぞれにふさわしいと考えられている役割や任務に関する文化の変革を推進するよう、マスメディアに働きかけているか、今後の予定はあるか。
- (3) ジェンダー平等の問題について、すべての教育機関のあらゆるレベルでの教員やカウンセリング・スタッフへの教育及び現職研修を強化するとともに、ステレオタイプを根絶するために、すべての教科書及び教材の改訂を速やかに完了する予定はあるか。
- (4) 政府は、メディアや広告におけるポルノや性的対象化と闘う戦略を強化するとともに、次回定期報告にその実施結果を盛り込む予定はあるか。
- (5) 自主規制の採用や実施の奨励などを通じて、メディアの作品や報道が性差別的でなく、少女や女性のポジティブなイメージを促進することを確保するため、以下について具体的に明らかにされたい。

メディア界の代表者を含む業界関係者間の男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動及び多様な団体との連携による活動

今後メディアにおける固定的性別役割分担意識の解消をさらに高めるために

積極的な措置として予定されている活動

第8 避妊について

第12条を参照されたい。

第9 労働の分野における女性差別について

第6条及び第7条を参照されたい。

第10 家庭と仕事の調和について

第7条を参照されたい。

Article 6 - Right to Work

- 1 この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む。
 - 2 この規約の締約国が 1 の権利の完全な実現を達成するためとる措置には、個人に対して基本的な政治的及び経済的自由を保障する条件の下で着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。
-

第 1 失業対策，就職支援について

1 背景

116. 政府報告書にもあるとおり、我が国の雇用失業情勢は厳しさを増している。政府は、新卒者に対する就職支援を強化するとともに、失業者に対して住宅の提供や生活費の貸付、就職支援等を行う「第二のセーフティネット」事業を開始し、2011年5月20日に公布された「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づき同年10月1日から「求職者支援制度」を実施するなど、一定の対策を講じている。しかし、有効求人倍率が0.67倍、正社員有効求人倍率が0.43倍（いずれも2011年10月分）と低水準にとどまる中、なかなか安定した雇用につながらない実態がある。

117. また、生活保護利用者数は増加の一途を辿っており、2011年9月時点で206万5896人と過去最多を更新した。一方、自治体における生活保護の担当職員は、1人につき80世帯を担当するのが標準数とされているが、実際には100世帯を超える世帯を担当している職員も多く、稼働年齢層の生活保護利用者に対して十分な就労支援を行う余裕がなく、就労によって生活保護利用を終了させることができる人は多くないのが現状である。

118. さらに、近年、学校へ行けず仕事もできず社会との関わりを持たずに自宅に閉じこもってしまう「引きこもり」の子どもや青年の増加が問題となってお

り、厚生労働省の推定によると 2006 年 3 月末日現在の我が国の総世帯数（51,102,005 世帯）の 0.5%にあたる 255,510 世帯で引きこもりの子（20 歳以上）がいるとされている。このような人々に対しては、就労支援だけでなく日常生活支援も含めたサポートが必要である。現在、内閣府において「パーソナルサポートサービス」という事業を立ち上げ、支援のためのモデル事業を実施している。この成果を踏まえた上で本格実施に移行していくことが今後の課題である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 現在、国で行われている失業対策、就労支援が、安定雇用の増加に結びつかない原因は何か。
- (2) それを克服するために、今後、どのような政策を実施すべきだと考えるか。
- (3) 稼働年齢層の生活保護の利用率が上がり、一方で就労自立（就労し収入が得られるようになったことによる生活保護廃止）が伸びないことについて、その原因は何か。
- (4) 自治体の生活保護担当職員の仕事が加重であり、就労支援が必要な生活保護利用者に対して十分な就労支援ができていないという課題について、どのような対応策を考えているか。
- (5) パーソナルサポートサービス事業の現時点での到達点、成果を教示されたい。今後、モデル事業から本格実施へと移行していく予定はあるか。

第 2 非正規雇用について

1 背景

119. 「非正規雇用」の定まった定義はないが、一般的には 1 年、数か月などの期間を定めた雇用（有期雇用）、労働時間が他の労働者よりも短い雇用（短時間雇用）、派遣労働（間接雇用）を指すと言われている。

120. 政府の調査によれば、労働者全体における非正規雇用の割合は年々増加しており、1985 年は 16.4%、2000 年は 26.0%、2010 年は 34.3%である（総務省「労働力調査」）。今や、労働者の 3 分の 1 が非正規雇用である。非正規雇用の増大は、人件費削減の観点から、使用者が正規雇用を控えその分の仕事を非正規雇用の労働者に代替させていること、そして簡単に解雇できる非正規労働者を雇

用の調整弁に使っていることが大きい。正規労働者と同じ仕事をしているにもかかわらず、非正規雇用というだけで賃金その他の労働条件を正規労働者よりも低く抑えられ、簡単に解雇されるというような、労働者保護に欠ける労働実態が大きな問題となっている。

121. このように、非正規雇用は様々な問題を孕んでいるものであるが、政府報告書にはその問題に関する認識及び対応策に関する言及が全くない。

122. 有期雇用については、2011年12月26日、厚生労働省所管の労働政策審議会から「有期労働契約のあり方について」と題する建議が提出され、政府はこれを踏まえて法案作成に着手している。しかし、この「建議」は、有期労働契約の締結を合理的な理由がある場合に限定する（入口規制）ための法制化は不要であるとするなど、労働者保護の観点からは甚だ不十分なものである。日弁連は、これに対し、労働契約は無期契約が原則であることを明文化すること、有期労働契約の締結は合理的理由がある場合に限定すべきであること（入口規制）、有期労働契約の利用可能期間の上限を最大3年とし、これを越えた場合は無期契約に転換するとみなす規定をおくこと（出口規制）、有期雇用労働者と正規労働者の賃金格差や男女の賃金格差を解消すること、などを求めている。今後、どのような法規制がなされるのか、注視する必要がある。

123. 短時間労働については、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の改正法が2008年4月1日に施行されたが、保護の対象となる短時間労働者（パートタイム労働者）の範囲が極めて限定されている、パートタイム労働者の大多数が女性であるという実態からすると男女格差の解消も実現できない、などの批判があった。現在、法改正に向けた見直しの議論が進められているところであり、実効性ある法律への改正が望まれる。

124. 派遣労働については、現在、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の改正が国会で審議されている。日弁連は、2011年12月5日、登録型派遣の禁止、製造業務への派遣の禁止、日雇い派遣の禁止、「みなし雇用制度」を直ちに施行すべきことを求める意見書を発表した。派遣労働を広く認めて自由競争に委ねるべきとする意見も根強く、なおいっそうの働きかけが必要である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 雇用契約は原則として期間の定めのないものであるべきという認識については、どのように考えるか。
- (2) 諸外国、例えばフランスなどでは、有期労働契約の締結事由を合理的理由がある場合に限るという「入口規制」を行っているが、日本で同様の規制を行う予定はあるか。ないとすれば、その理由は何か。
- (3) 短時間労働者について、正規労働者と比較して賃金等の労働条件の均等待遇が進まない原因は何か。その原因を克服するために、どのような方策を考えているか。
- (4) 短時間労働者の大多数が女性であるという実情に鑑み、男女間格差を解消する方法として、社会保障制度も含めてどのような施策を考えているか。
- (5) 現在、明らかになっている派遣労働の問題点と、それに対する対応策を説明されたい。

第3 障がい者の雇用機会の均等確保について

1 背景

125. 障がいのある人は、その障がいを理由として当然のように雇用の機会を奪われてきた。そして、障がいのある人は自ら働いて所得を得て、自分らしい生活を築いていくという当たり前の生活を奪われてきた。2008年、障がいのある労働者も最低賃金法の適用は受けるとしながらも、「特例減額許可」という制度を導入して、現実に最低賃金以下での労働を許容している。

126. 作業所等で働く障がい者（労働者）は、最低賃金適用が除外され、極めて低廉な賃金で働いている。その場合、労働者は障害年金と合わせて何とか生活するか、親の援助を受けて何とか生活しているのが現状であり、最低賃金の適用除外は将来的にはなくしていくべきである。障がい者制度改革推進会議では、障がいのある人が福祉就労として賃金ではなく、最低賃金以下のわずかな工賃が支払われるままで良いかについて議論を始めている。

127. また、障がいのある労働者が職場で虐待を受けている事例が各地で新聞報道されている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 政府報告書には、均等確保の対象として、そもそも障がいのある労働者が列举さ

れていないのはなぜか。

- (2) 障がいのある労働者に対して最低賃金保障をせず、特例減額許可制度を導入した理由は何か。
- (3) 最低賃金の適用が及ばない労働者の範疇が存在するのかどうか、存在する場合はその理由を説明していただきたい。また、最低賃金の適用が及ばない労働者の生活保障はどのようになされているのかを説明されたい。
- (4) 障がいのある労働者が職場で虐待を受けていないかについて、実態調査を実施したか。職場における虐待を防止し職場環境を改善するために、どのような施策を実施しているか。

第4 日本国籍を有しない者の労働の権利について

1 背景

128. 政府報告書では、永住者については就労資格の制限がないとされるが、民間の雇用において実際には、特に特別永住者（在日韓国・朝鮮人ないしその子孫）は日本人と差別されていることが指摘されている。また、その他の在留資格により滞在する者に対しても、在留資格による制限にとどまらない、雇用及び労働条件における差別が報告されている。

129. 特に日本国籍を有しない者の公務員への就職について、政府は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画」に携わる公務員は日本国籍を要するとして就職を制限しているが、この定義は極めて広範に解釈運用され、実際には、一般的に日本国籍を有しない者の公務員への就職を制限し、ごく一部の主に現業職への就職のみが認められているにすぎない。

130. このため、日本国籍を有しない者が労働する権利とその実質的実現に関する日本政府の考え方を網羅的に質問する必要がある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 日本国籍を有しない者に労働する権利があるのか、またどのような種類の労働に従事することができるのか。特別永住者（終戦前から引き続き在留している日本の植民地であった朝鮮半島、台湾出身者及びその子孫）、その他の永住者、永住者以外の在留資格者、非正規滞在者、難民及び難民申請者等の区分ごとに

明らかにされたい。

- (2) 日本国籍を有しない者の民間企業における雇用の状況について情報を提供されたい。また、民間での雇用及び労働条件における日本国籍を有しない者に対する差別の有無並びに日本政府が差別の解消のために取っている措置について説明されたい。
- (3) 日本国籍を有しない者について、国家公務員あるいは地方公務員への就職の制限の有無、その職種、内容を具体的に説明されたい。また日本における国家公務員及び地方公務員の総数、及び採用されている職種ごとの数を明らかにされたい。

Article 7 - Right to Just and Favourable Conditions of Work

この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。

- (a) すべての労働者に最小限度次のものを与える報酬
 - (i) 公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること。
 - (ii) 労働者及びその家族のこの規約に適合する相応な生活
- (b) 安全かつ健康的な作業条件
- (c) 先任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い過当な地位に昇進する均等な機会
- (d) 休息、余暇、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての報酬

第1 家庭と仕事の調和について

1 背景

131. 政府は2007年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、2010年6月経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」による合意の下で、前記憲章及び指針を改定し、「ディーセントワーク」の新概念を盛り込み、2020年に向けた数値目標も掲げた。またこの間、労働基準法、育児休業、介護休業等育児及び家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正等の施策を進展させ、表彰の公表、機運上昇に向けた「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進するなど、かなり積極的な取組を展開している。同憲章が仕事と生活の調和が実現した社会の姿として掲げる 就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のために時間が確保できる社会、多様な働き方・生きがいを選択できる社会は、人が家庭と仕事の調和を得て、生き生きと働き、家庭責任も果たし、自

己啓発及び地域活動への参加ができるディーセントライフ（人間らしい生活）を実現する上で不可欠である。

132. しかし、現実の社会は、既に述べてきたように女性の低賃金、不安定雇用により、女性の貧困化も進み、女性の自立は極めて困難な状況にある。また、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は10.8%、年次有給休暇の取得率は47.7%と男女ともに、ゆとりのない生活を送り、育児休業取得の男性取得率は1.72%、6歳未満時の子を持つ夫の育児・家事関連時間は一日あたり60分であり、依然として家庭責任は女性の肩にかかっている。男女ともに、とりわけ女性が働きながら家庭生活及び社会生活を豊かに過ごすためには、同一価値労働同一賃金の実現、非正規・正規労働における賃金格差の是正、不安定雇用や長時間労働の解消、男性の育児・介護等への積極的参画に加えて、保育・介護等の支援体制の整備及び保育料の軽減等経済的支援の充実が必要である。

133. 人は衣食住が足りなければ生きていけないことは、2011年3月11日の震災・原発事故による、被災者の辛酸を極めた経験から、嫌と言うほど思い知らされたところであるが、人が人間らしく生きられるためには、衣食住が満たされることに加えて、仕事に生きがいを見出し、家族の一員として家庭責任を果たし、地域社会の一員として活動できる生活でなければならない。仕事と調和した生活を国民、とりわけ困難を余儀なくされている女性が送れるよう、政府が官民一体となって、労働法制並びに、生活支援の基盤整備を図ることは喫緊の課題である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- | |
|---|
| <p>(1) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律によっても、非正規労働者の正規労働者との賃金格差は解消されない。どうして政府は、同一価値労働同一賃金を実現するための法制度の整備を含めた積極的な施策に取り組まないのか。それができない障害は何か。その障害を克服するためには何をどうすれば良いと考えるのか。</p> <p>(2) 夫の育児、介護への参加は極めて低い。政府が指針に掲げる男性の育児休業取得率2020年13%によっては、この先10年20年経っても女性は家庭責任の重荷から解放されない。仕事と生活の調和が実現するように、これまでの施策に加えた更なる施策は検討されているのか。検討されているとすれば、その進捗状況を明らかにされたい。</p> |
|---|

第2 労働における男女平等について

1 背景

134. 我が国では、本報告書第3条「男女共同参画」の労働の分野について報告したとおり、男性に対する女性の賃金水準が極めて低い。この状況の背景としては、正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど、雇用形態において男女間に違いがあること、また、パートタイム等に従事する女性では、収入が一定範囲を超えないよう調整する者もいることなど、政府も指摘しているところである。さらに、正規雇用者であっても女性は、出産・子育て・介護により、仕事を継続することが困難であったり、管理職の比率が低く、職階が低かったりすることも、女性の賃金水準が男性に比べて低い要因でもある。

135. また女性差別撤廃委員会から懸念が表明されているように、我が国は女性差別撤廃条約及びILO100号条約に沿った同一労働及び同一価値の労働に対する同一報酬の原則と認識できる条項が、労働基準法にない。ILO条約勧告専門委員会は、2008年報告100号日本関係において、「労働基準法4条は同一価値労働同一報酬の要素を引き合いに出していないので、条約の原則を十分に反映していない」と指摘している。また、本報告第3条第1（差別の定義）において記載したとおり、同等の労働に従事させられながら、コース別雇用管理により、あるいはパート等の非正規雇用という雇用形態の違いの名の下に、大きな賃金格差が、特に圧倒的に女性に低賃金が、容認されている。

136. セクシュアルハラスメントについては、第3条第4（女性に対する暴力）の【セクシュアルハラスメント】を参照されたい。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- | |
|---|
| <p>(1) 労働基準法4条を改正して、同一価値労働に対する同一賃金の原則を明記する改正がこれまでなされてこなかった理由は何か。今後同改正について検討しているのか。検討しているとすればその内容を明らかにされたい。</p> <p>(2) 同一価値労働に対する同一賃金の原則に関して、我が国も批准している100号条約を締約国として国内適用するために、同一でない労働について「同一価値」の基準をどのように評価するか、検討してきたか。検討してきたのであれば、その検討内容を明らかにされたい。</p> |
|---|

- (3) また政府は締約国として、ILO 条約勧告専門委員会の勧告に対してそのような措置を講じているのか、明らかにされたい。
- (4) 男女間の賃金格差をなくすために、同一価値労働に対する同一賃金の原則に関して、労使団体、学校教育においてどのように周知、啓発がなされているのか報告されたい。またそのためのガイドライン、パンフレット等の作成、配布はなされているのか、なされているとすれば、どのようなものが明らかにされたい。
- (5) 公正、平等、透明な賃金制度や人事評価制度は具体的にどのように労使団体に指導されているのか、明らかにされたい。
- (6) コース別管理制度についてどのように改善する予定か。
- (7) 高等学校教育終了後の男女格差が就職格差に結びついていることから、教育格差の解消と卒業した女性を就労に結びつける取組をどのように強化しているか。
- (8) 日本が批准している IL0156 号を遵守して、育児休業や短時間勤務により不利益を被らないことの保障が必要であり、産休・育児休業解雇（いわゆる育休切り）への罰則を含めた対応強化をする予定はあるか。
- (9) 母性保護に関する IL0183 号条約の早期批准とともに、女性差別の禁止は当然のこととして母性保護は差別に該当しないとの前提で、雇用の場での母性保護の周知をどのようにしているか。
- (10) 育児時間中の賃金の完全保障、産後休業期間の賃金完全保障がなされているか。
- (11) 非正規社員についても育児休業と休業給付が認められているか。
- (12) 男性の育児休暇取得を容易にする効果的施策はなされているか。
- (13) 家族責任を負っている者が不利益を受けないような施策は存在するか。
- (14) 家族形態による差別を受けないことを保障する措置はどのように講じられているか。
- (15) 待機児童対策はどのようにされているか。
- (16) 家族経営協定（家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの）の促進はどのようにされているか。
- (17) 所得税法 56 条（白色申告者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、その給与は必要経費として認めていない規定）での家族従事者の所得認定を含む税制について改正の予定はあるか。

第3 資格外就労者の民間雇用における問題（資格外就労者と労働条件についての

権利)について

1 背景

137. 日本国籍を有せず、かつ就労資格を持たない者に対しても労働保護法令が適用されるものの、そのような労働保護法令についての知識がなく、あるいは公的機関に保護を求めることで入国管理当局の摘発を受けることをおそれるために労働保護法令の保護を受けることができず、劣悪な労働条件下で稼働している場合が多い。

138. 日本政府は、そのような事態を解決するための実効的な措置を何らとっていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 日本国籍を有せず、かつ就労資格を持たない者で就労している者の数、その従事する職種、労働条件など、就労の実情について、情報を提供されたい。
- (2) 特に、就労資格のない者について、労働保護法令が適用されることを確保するために、また実際に雇用主が労働保護法令を遵守することを確保するために、日本政府はどのような措置をとっているのか説明されたい。

Article 8 - Freedom of Association and Right to Strike

- 1 この規約の締約国は、次の権利を確保することを約束する。
 - (a) すべての者がその経済的及び社会的利益を増進し及び保護するため、労働組合を結成し及び当該労働組合の規則にのみ従うことを条件として自ら選択する労働組合に加入する権利。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。
 - (b) 労働組合が国内の連合又は総連合を設立する権利及びこれらの連合又は総連合が国際的な労働組合団体を結成し又はこれに加入する権利
 - (c) 労働組合が、法律で定める制限であって国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も受けることなく、自由に活動する権利
 - (d) 同盟罷業をする権利。ただし、この権利は、各国の法律に従って行使されることを条件とする。
- 2 この条の規定は、軍隊若しくは警察の構成員又は公務員による 1 の権利の行使について合法的な制限を課することを妨げるものではない。
- 3 この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する千九百四十八年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第1 労働組合について

1 背景

139. 労働組合の組織率は低下の傾向にあり、また企業内組合は労働者の権利保障を実現する組織となりえていない。また、非正規労働者の組織化が進んでいない、またはそれを阻止される要因があることも問題である。さらに、公務員の労働基本権の保障も十分ではない。その背景には、「公務員は任用によって身分を取得するものであり、純粋な契約関係としての労使関係とは異なるもので

ある」という考え方がある。

140. 公務員も含めた労働者の権利を実現するために、その権利の再確認が必要である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 公務員は「任用関係」と言われるが、民間労働者の労働契約との具体的な違いは何か。
- (2) 公務員労働者の保護の観点から、公務員の労使関係を契約関係に近づけて考える考え方があるが、それについての見解を教示されたい。

Article 9 - Right to Social Security

この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

第1 国内法における差別取扱い禁止規定（障がい者関係）について

1 背景

141. 障がいを理由とした差別は、身体能力や知的能力、社会適応能力が不十分なため労働力として貢献できず、個々の家庭の経済力でカバーすることが困難な状況下では負担となり、排除の感情が生まれやすい背景がある。また、これらの障がいの故に教育課程でも地域の学校に参加できず、地域から切り離された学校（盲学校、聾学校、養護学校など、現在は「特別支援学校」との名称に変更された。）に在籍し、卒業後も障がいの故に就労できず、できたとしても、相当程度限定されてしまい、社会での居場所を見つけにくい状況に放置されてしまう。

142. このような状況の故に障がいのある人の尊厳が軽く扱われるのであれば、この社会の状況を改めさせることにより、その尊厳ある地位を回復できるよう制度を改めていく必要があり、その一つの取り組みとして「差別禁止法」の制定がある。

143. そして、2001年9月、社会権規約委員会第26会期で、同委員会は日本政府に対する「主な懸念される問題」として「総括所見 25」で、「労働及び社会保障の権利について法律上、慣習上の差別が依然として存在することについて懸念をもって留意する」、と指摘され、同「総括所見 52」では、障がいのある人に関連するあらゆる種類の差別を禁止する法律の制定を勧告した。

144. 差別禁止制度の確立と実施は、障がいのある人の完全参加と平等を実現し、個々に自分らしい生き方を求めていくために不可欠である。

145. 日本政府は障がい者差別禁止に関して、2011年8月障がい者基本法を改正したが、その裁判規範性が問われる。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 障がい者基本法改正（2011年8月）はされたが、この法律はあくまで「基本法」であり、個々に差別を受けた障がいのある人が司法的救済の根拠にならないのではないか。
- (2) この基本法とは別に裁判規範性のある差別禁止法の制定に向けた具体的取り組みを進めているか。制定に向けた具体的なロードマップを示されたい。
- (3) 特に、「雇用」、「教育」について障がいのある人に対する差別解消に向けどのような制度改革をしたか示されたい。
- (4) 障がい者権利条約は、日本も賛成し、すでに発効しているが、日本政府は未だ批准していない。批准の時期、条件などについて回答されたい。

第2 社会的弱者対策（障がい者施策）について

1 背景

146. 日本の障がい者施策については、2007年の今後10年間の「障害者基本計画」が策定され、「重点施策実施5か年計画」が策定されたが、その後政権交代があり、2009年12月内閣府に障害者制度推進会議が設置され、障がいのある人自身が推進会議に委員として参加し、総合的に課題を洗い出し、施策の方向性を示しつつある。しかし、これらの施策の実施に当たっては、予算的裏付けが不可欠であり、また、差別禁止制度ができて、社会全体が規範として受け入れるようにするには積極的に政府が働きかける必要がある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 政権交代以後、長期計画施策の変更はなされたのか。
- (2) 障害者制度改革推進会議が設置されたが、その推進状況について報告されたい。
- (3) 2011年8月30日、上記会議のよとの総合福祉部会が、障害者自立支援法を廃止したあとの障害者総合福祉法の骨格を提言したところ、同骨格提言に基づき、政府は障害者自立支援法を廃止し、障がい者の人権を支援する新たな法制度を構築したか。

第3 医療保険（国民健康保険）について

1 背景

147. 厚生労働省保険局国民健康保険課長は、2004年6月8日、「外国人に対する国民健康保険の適用について」との通知を発し、日本国籍を有しない者のうち、国民健康保険の適用対象となるのは、外国人登録法に基づく登録を受けた者であり、かつ出入国管理及び難民認定法の規定による在留資格をもって在留する者で1年以上の在留期間を決定された者、在留期間が1年未満であっても、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料により、在留期間の始期から起算して1年以上我が国に滞在すると認められる者、とした。

148. この点、平成16年1月15日最高裁判所第1小法廷判決は、日本国籍を有しない者が国民健康保険法第5条所定の「住所を有する者」に該当するか否かの判断基準について、当該外国人が在留資格を有するか、その者の有する在留資格及び在留期間がどのようなものであるかが重要な考慮要素となるものとした上、在留資格を有しない外国人は、入管法上、退去強制の対象とされているため、その居住関係が不安定である等の理由から、在留資格を有しない外国人が法5条所定の「住所を有する者」に該当するというためには、少なくとも、当該外国人が、当該市町村を居住地とする外国人登録をして、入管法50条所定の在留特別許可を求めており、入国の経緯、入国時の在留資格の有無及び在留期間、その後における在留資格の更新又は変更の経緯、配偶者や子の有無及びその国籍等を含む家族に関する事情、我が国における滞在期間、生活状況等に照らし、当該市町村の区域内で安定した生活を継続的に営み、将来にわたってこれを維持し続ける蓋然性が高いと認められることが必要であるとした。

149. しかし、我が国に住んでいる者にとっては、日本国籍を有していなくとも、住所とは生活の本拠地を意味するものであり、滞在が適法か否かは関係がないはずである。不法入国によって強制退去されるかどうかは入管法の問題であるが、それまでの間の生活が現に日本でなされる以上は、健康な生活に欠くことができない国民健康保険への加入が認められるべきである。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 日本国籍を有しない者について、国民健康保険あるいは健康保険に加入できるための在留資格などの制約について説明されたい。また、実際に公的健康保険に加入

している日本国籍を有しない者の数を報告されたい。

(2) 公的健康保険制度に加入できていない日本国籍を有しない者の数 ,並びにそれらの者に対する医療保障のために取られている措置を説明されたい。

第4 65歳以前の退職者に対する社会保障について

1 背景

150. 社会権規約委員会は、第2回日本政府報告書審査の際の総括所見で、「公的年金制度の受給適格年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることから、締約国が、65歳以前に退職する者のために、社会保障の利益を保証す」べきであると勧告した。しかし、現状では、年金等の給付は原則として65歳からであり、60歳から支給されるのは老齢給付くらいであるところ、その金額は不十分であり、65歳以前の退職者は65歳以後の退職者と比べて、生活レベルの差が激しい。2009年12月付第3回政府報告書においても、その点の改善は報告されていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

65歳以前の退職者に対して、どのような社会保障を講じているか。

第5 介護保険法の充実・向上について

1 背景

151. 日本では2000年4月に介護保険制度が制定され、介護が必要な人たちは、一定額までは1割を負担すれば、残額は国民が支払う介護保険料を財源として、介護サービスを受けられるようになった。2009年12月付第3回政府報告書によれば、介護保険制度により、介護状態の高齢者に対するサービスが充実し(一般規定に対するコメント7(2))、2009年5月施行の介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律により、介護サービス事業者の不正を防止し(一般規定に対するコメント7(2))、2006年4月施行の高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律により、虐待を受けた高齢者の保護が図られた(一般規定に対するコメント7(2))、と主張されている。

152. しかし、日本は高齢化社会が進み、介護が必要な高齢者が今後急増するこ

とが予測される。この介護保険の保険料は、利用者は現在一定額までは1割負担で済ませ、残額は公費が負担しているが、今後の高齢者の増加、若年層の減少に伴い、財政の維持が難しい見込みである。

153. また、財源不足のため、介護従事者の賃金は総じて低く、加えてその労働環境の厳しさのため、離職率が他の職種に比べて高い。2010年厚生労働省発表の雇用動向調査結果によれば、2006年から2009年にかけて、全産業の平均離職率が14%~16%であるのに対し、介護職員・訪問介護員の離職率は17%~20%と高いことが示されている。

154. さらに、前記の介護保険制度の制定により、介護事業者は公費からサービスの対価を受け取っているが、介護サービス事業は総じて受ける対価が低く、ビジネスとしては採算がとりにくく、介護サービスの対価の受給について、不正が横行していると言われている。我が国では、過去大手の介護事業者の不正が問題になったほどである。

155. これを受けて、2010年6月16日付日弁連基本政策集(第1の3)では、要介護高齢者が地域で暮らす権利を保障するため、住宅介護・福祉サービスを充実させ、年金、所得保障、医療、住まい、雇用など生活全般について、地域の特性と当事者のニーズに応じた支援策と体制整備を抜本的に強化し、その相談・支援機関を構築すべき、と主張している。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 介護保険法の予算と今後必要とされる保険料を、高齢化社会の推移に従い、教示されたい。
- (2) 介護職員・訪問介護員の離職率が高い理由と、それに対する対策を教示されたい。
- (3) 介護事業者が不正をしないようにするため、どのような施策をとっているのか、不正の事業者の割合はどれほどか、また、その不正に対して、どのような罰則で臨んでいるか。

第6 後期高齢者医療制度について

1 背景

156. 我が国では、高齢者の医療費の財政負担を抑制するため、2008年4月に後

期高齢者医療制度が施行された。これは、75歳以上の高齢者全員と65～74歳で障がいのある者を、加入していた国民健康保険や健康保険から脱退させ、後期高齢者だけの独立した保健に加入させ、独自の保険料を支払うとしたものである。

157. 2009年12月付第3回政府報告書によれば、この後期高齢者医療制度の制定により、75歳以上の高齢者の医療が充実し（規約の各条に対する逐条報告第9条2(2)(c)）、介護保険の制定により、介護状態の高齢者に対するサービスが充実した、と述べている（一般規定に対するコメント7(2)）。

158. しかし、この後期高齢者医療制度は、高齢者の医療負担が大きく、高齢者に酷であるとされ、2014年3月には廃止が決定された。けれども、これに代わる政策は未だ示されておらず、高齢者の医療制度については未解決のままである。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

後期高齢者医療制度に代わる制度の内容を示されたい。

第7 最低保障年金制度について

1 背景

159. 1961年に国民皆保険体制とともに国民皆年金体制が成立したものの、現在、40年間すべての期間の保険料を納付したとしても、基礎年金（2011年現在年額78万8900円）はモデル高齢者世帯（夫婦ともに高齢者）の生活保護基準（月額約12～15万円）に及ばない。障害年金も低額である。また、保険料が高い、所得が低いなどの理由により保険料を滞納したり（2007年度で36.1%）、保険料を免除されたりする国民が増え（免除率は19%前後）、高齢・障害・死亡を原因として稼働能力が減少、喪失しても、納付要件を満たさず無年金となったり、低年金となる者が増えている。高齢・障害・死亡による稼働能力の減少、喪失により、働いて十分な所得が得られなくなったものやその遺族に対する所得保障として、権利性を明確にした税方式（無拠出）の最低保障年金制度を創設する必要がある⁵⁷。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

老齡基礎年金の支給額が生活保護制度における最低生活費を下回っていることについて、下記の事項を説明されたい。

- (1) 国民年金制度において年金額はどのような基準で定められているのか、また生活保護費との不均衡を是正するための施策はどのようなものか。
- (2) 老齡基礎年金しか収入のない高齢者の生活保障については、どのような施策が講じられているのか。
- (3) 最低生活が保障されるために必要な最低年金額を定める予定はあるか。

第8 年金の男女格差について

1 背景

160. 戦後、我が国では、年功序列・終身雇用制度のもとにおける男性正社員を一家の稼ぎ主とし、その賃金収入に依拠して、専業主婦である妻、子ども、高齢の親が同居する世帯が標準的な世帯とされてきた。ここにおいては、子育て、介護は、その世帯家族の負担とされ、専業主婦である妻の役割とされた。社会保障支出は、もっぱら男性正社員稼ぎ主が会社を退職した後の人生後半に集中したため、年金と医療に偏することになった。しかし、それとても先進諸国に比して十分とは言えず、特に前記の標準的な世帯から外れた自営業者や単身であった高齢者などの老齡年金は極めて低額で生活を維持するに足りない。その他の社会支出は、さらに脆弱であって、子育て（保育）や高齢者介護等のケアは主として専業主婦による家庭内の無償労働によって支えられ、こうした構造は、3号被保険者や配偶者控除制度、低賃金のパートなどの主婦の家計補助的労働によって誘導・強化されてきた。

161. こうした構造は、多くの女性から、その能力を発揮し経済的に自立する機会を奪い、保育や介護等のケアのためのキャリアの中断と家庭内のケア労働の社会保障における不評価は、高齢期の女性の低年金・無年金をもたらしてきた⁵⁸。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

年金の実質的男女格差について、その実態及びそれを解消する措置を講じているかどうか説明されたい。

第9 日本国籍を有しない者の社会保障について

1 背景

162. 生活保護法以外の社会保障関係法からは法文上国籍要件が撤廃されているにもかかわらず、実際には、日本国籍を有しない者の多くは社会保障制度における十全な保障を受けられない場合が多い。これは雇用主が各種社会保険への加入を避けたり、他国との年金通算制度が未整備なことが原因として考えられている。また、日本国籍を有しないが日本社会の構成員となっている者についても、入管法の在留資格がないことや在留資格の種類などを理由に健康保険給付や生活保護給付を拒否されたり、後述のように高齢の在日コリアンなどの無年金問題も未だに解決されていない状況もある⁵⁹。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

日本国籍を有しない者について、下記の事項を説明されたい。

- (1) 労働者保護のための社会保障は、国民と同様に及ぶか。日本国籍を有しない労働者の社会保険加入率は、国民の社会保険加入率と同様か。違うとすれば、その違いを是正するためにどのような施策を講じる予定か。
- (2) 生活、医療、家族支援のための保障は、国民と同様に及ぶか。違うとすれば、その違いを是正するためにどのような施策を講じる予定か。

第10 外国人無年金問題（国民年金）について

1 背景

163. 日本政府は、国民年金制度を開始した1959年11月1日の時点で35歳を越えている日本国民に対しては、60歳までの間に、老齢年金受給資格が生じる被保険者期間25年を満たすことができないので、資格期間の短縮措置をとった。また、1961年4月1日の時点で50歳を越えている日本国民に対しては、国民年金に加入しなくても70歳から老齢福祉年金を支給することとする措置を取り、無年金者を発生させないような措置を講じた。同様の措置は沖縄が日本に復帰した際、沖縄の住民に対しても実施されている。

164. ところが1985年に国籍要件が撤廃された際には、25年間の被保険者期間を満たすことができない永住資格または定住資格を持つ者が存在したが、それ

ら日本国籍を有しない者に対しては期間短縮の措置がとられなかったことから、事実上多数の者が国民年金制度に加入できないでいる。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 国民年金に加入できる日本国籍を有しない者の具体的要件及び実際に加入している者の数について、情報を提供されたい。
- (2) 国民年金の支給を受けるためには、一定期間保険料を支払うこととされているが、国籍要件が撤廃された時点ですでに所定の期間保険料を支払うことが不可能であった日本国籍を有しない者に対し、かつて日本人に対しては適用された保険料払込期間の短縮措置はとられたか、あるいは今後そのような短縮措置をとる予定はあるか。

第11 失業者に対する社会保障について

1 背景

165. 失業者は、失業時の生活保障が十分に確保されてはじめて、次の人間らしい労働に就くことができる。そこで、まず、失業時の生活保障制度である雇用保険制度について、抜本的な改正が必要である。具体的には、被保険者の範囲を拡大するとともに被保険者とならないような雇用形態をあくまで例外として厳しく限定すること、失業給付の受給要件を緩和すること、失業給付の給付額や給付期間を拡大すること等によって、失業時の生活保障を確保するようしなければならない。

166. そして、雇用保険に加入できない新卒未就労者や自営業廃業者等や雇用保険の受給資格を喪失した失業者が生活に困窮し、不本意な就労を余儀なくされることのないよう就労支援制度と併せて生活費・住居費等を支給する稼働年齢層を対象とした失業扶助制度を設けるべきである。

167. また、求職者が早期に労働市場に参入するためには、各人の求職活動だけでは限界があるので、国による求職者本位の職業紹介制度や就労支援制度、さらには利用しやすく効果の高い職業教育・職業訓練制度が確立されなければならない。

168. 現在、失業者に対して「第二のセーフティネット」とよばれる支援策が講

じられているが(なお,その一部は求職者支援法に引き継がれた),利用の要件が厳しい,窓口が地方自治体や社会福祉協議会等に分かれていてわかりにくい,給付制でなく貸付制のものは結局返済できずに「借金」を抱えて生活保護利用へ移行することとなる,などの問題点がある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 失業した人に対する生活保障,就労支援施策について,その支援は期限付きなのか,期限付きであれば期限が到来した時になお失業中である場合のその人がおかれる状況について,説明されたい。
- (2) 失業した人が,同時に家を失うことになった場合に,住宅保障のための施策は何か講じられているのか,講じられている場合はその効果について,説明されたい。

第12 女性と貧困について

1 背景

169. 母子世帯及び高齢単身女性では相対的貧困率が5割を超えている。高齢女性の約8割,母子世帯の約7割が,年間所得200万円未満で生活しており,単身女性のうち,3人に1人が貧困である。

170. 女性労働者の半数以上が非正規労働に従事しており,一般労働者と比較しても女性は男性の約3分の2の賃金しか取得しておらず,短時間労働者を含む女性の賃金は男性の半分に過ぎない。

171. 妊娠,出産時に7割が離職しており,また,妊娠・出産や育児休業取得を理由とする解雇が増加している。女性の社会参画が進まず,世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数(GGI)は134か国中94位と低位である。

172. 子どもの権利委員会の総括所見では,「66.対話を通じて,委員会は,すべての子どもを対象とする子ども手当制度が2010年4月から施行された旨の情報を提供されたが,この新たな措置が,現行の生活保護法及びひとり親世帯,特に母親が世帯主であるひとり親世帯を対象とした支援等の措置と比較し,15%の貧困率を下げる上で,より有効であるかについて評価するデータがない。委員会は,財政経済政策(労働の規制緩和や民営化戦略等)が,賃金削減,女性と男性の賃金格差及び児童の養護・教育支出の増加により,親,特にシングル

マザーに影響を与えていることを懸念する。67. 委員会は、締約国が、貧困の複雑な決定要因、発達に対する児童の権利及びひとり親世帯を含むすべての世帯に対して確保されるべき生活水準を考慮しながら、貧困削減戦略の策定を含め、児童の貧困を根絶するために適切な資源を配分するよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、親は子育ての責任を負っているために労働の規制緩和及び柔軟化といった経済戦略に対処する能力が限られていることを考慮に入れるとともに、財政的及びその他の支援の提供によって、児童の福祉及び発達にとって必要な家族生活を保障できているかどうか、注意深く監視するよう要請する。」と特に母子家庭の貧困の深刻さとその対策の欠如が指摘されている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 女性の貧困について

女性の貧困について定期的な実態把握をどのようにしているのか。

女性の貧困について具体的にどのような施策を実施しているのか。

(2) 雇用について

雇用に関する性差別の禁止を徹底するための法律制定・改正が必要である。労働基準法への性差別禁止の明記、同一価値労働同一賃金と差別的扱いの禁止の明記、性差別賃金を男女雇用機会均等法への明記、パートタイム労働法の改正し雇用形態による差別を禁止し、パートタイム労働者を通常労働者としての優先的な雇用を容易にする予定はあるか。

派遣労働についての規制についての男女別の統計はあるか。

同一価値労働同一賃金についてのILO100号条約の実効性確保、差別待遇についての111号条約、パートタイム労働についての175号条約を早期に批准する予定はあるか。

(3) 以上の性差別に対して、実効的な救済手段が容易にされる必要があり、手続面、立証面について改善は予定されているか。

(4) 社会保障・医療について

非正規社員について雇用保険の範囲を広げるための施策はどのようになされているか。

貧困女性の健康について具体的対策を予定しているか。

国内に滞在するあらゆる外国人女性への医療の充実について具体的な政策の予定はあるか。

(5) 生存と安全の保障について

シェルターとステップハウスの充実はどのように実現しているか。

安全確保後の被害者支援策として精神的回復と社会的自立支援をどのように充実させているか。DV 被害者のための住宅支援や再就職支援の充実はどのようにされているか。

離別母子家庭の貧困化を防止するため、養育費の履行確保方法や算定基準の見直しはされる予定か。

就労支援が必要である者の、就労が困難である実情があることを前提にした児童扶養手当の拡充・改善はされる予定か。

(6) 困難な状況に置かれた女性たちへの支援について

高齢女性

無年金・低年金，年金格差（特に離婚の場合）など，現行の年金制度の不均衡を改めるべく，財源の全額国庫負担，受給資格の変更について予定はあるか。

障がい者女性

- a 障がい者間の男女格差について実態調査はされているか。
- b 障がい者女性への施策について，具体的な内容はどうなっているのか。
- c 障がい者女性のリプロダクティブ・ヘルスの保障についてどのような政策をとっているのか。

外国人女性

- a 雇用の場では，外国人労働者は不利益を被りやすく，また，DV 被害など暴力からの保護や支援を受けにくい，有効な措置はされているか。特に，在留資格を夫に依存しなければならない場合には，DV の被害に遭っている女性は，別居とともに在留資格に不安を抱えることになり，これを助長するおそれのある改正入管法は見直される予定はあるか。
- b 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准の準備はされているか。

(7) ライフスタイルの選択に中立な社会保障・税制について

男性が稼ぎ主である家庭のみを優遇する社会保障・税制度からライフスタイルの選択に中立な税制に移行するために，世帯単位から個人単位へ社会制度を変革する予定はあるのか。

第 3 号被保険者，配偶者控除，所得税法 56 条，寡婦控除の非婚女性への不適用を見直す予定はあるのか。

年金の男女差を解消するために具体的にはどのような効果的手段を講じているのか。

日本では，税・社会保障による相対的貧困率の削減インパクトがマイナスであ

り、再分配機能が失敗していることに対して、どのような効果的な措置を予定しているのか。

(8) 推進体制について

国内人権機関を充実させ、女性差別や女性への人権侵害を担当する独立の救済機関を設置する予定はあるのか。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて、どのような教育や意識啓発をしているのか。

女性に影響を及ぼす政策については、その計画・実施・評価の過程に影響を受ける女性の参加が保障されているか。

国際条約及び勧告の遵守、及び女性差別を撤廃するための未批准条約の早期批准はどのように準備しているのか。

女性差別撤廃条約及び北京行動綱領完全履行のための専門調査会は設置する予定はあるのか。

国内実施体制だけではなく、社会保障分野を含めた国際協調はどのような措置が予定されているのか。

Article 10 - Right to Family

この規約の締約国は、次のことを認める。

- 1 できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。婚姻は、両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならない。
- 2 産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである。
- 3 保護及び援助のための特別な措置が、出生の他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また、国は年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである。

第1 高齢者の雇用について

1 背景

173. 我が国では、2004年に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、第3条で、高齢者が、意欲及び能力に応じて、雇用の機会等が確保されるよう配慮されるべきと規定し、年齢による応募や採用の差別を原則禁止とされた。また、2006年の改正により、事業者に対して、定年の引き上げ等を講じるよう義務づけが行われた。さらに、公共職業安定所において、高齢者に対して、求人情報の提供や職業相談など就職支援が行われている（2001年9月24日付政府報告書に対する対応パラ47）。2009年12月付第3回政府報告書によれば、これらの制度創設により、高齢者の雇用は確保された、と報告している。

174. しかし、高齢者の雇用は、ハローワーク（公共職業安定所）へ出す求人は、

正当な理由なく年齢制限しているのが現状であるなど、年齢により差別されている状況が続いていると思われる。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

政府は、なぜ高齢者の年齢による差別を改善できないのか、また、その改善のためどのような施策をとっているかについて、説明されたい。

第2 成年後見制度について

1 背景

175. 我が国では、2000年に成年後見制度が制定された。成年後見制度とは、認知症（アルツハイマーのように、後天的な脳の器質的障害により、知能が低下した状態）などにより判断能力が低下した者のために法律行為を行う者（後見人）を選任して、後見人に法律行為等を行わせて、判断能力の不十分な者を保護する制度である。

176. 成年後見が必要な高齢者は、高齢化社会の中、多数に上ると推測されるものの、実際には成年後見が付けられていない人が多く、消費者被害に遭っている高齢者が多数いる。

177. 加えて、高齢者の増加により、弁護士、司法書士などの専門職の成年後見人が将来不足することが明らかであるため、市民後見人の養成、支援は不可欠であるが、国や地方公共団体は、この市民後見人の養成、支援を行う能力や財産的基盤がなく、養成、支援はほとんど進んでいない現状である。

178. さらに、成年後見人は、成年被後見人の財産を管理する立場であるところ、近時成年後見人が被後見人の財産を横領するなど不正を行う事例が多く発覚しており、不正事例は数多く存在すると予想されるものである。

179. この成年後見制度の現状につき、2009年12月付第3回政府報告書は何も触れていないが、施行から10年経過し、前述のように数々の不具合が生じており、2010年6月16日付日弁連基本政策集（第1の3）では、成年後見制度を利用しやすい制度に改善すべきと提言しているほどである。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 成年後見が必要だと考えられている人数と、実際に成年後見が付けられた人数を説明されたい。そして、それらに乖離がある場合の理由について教示されたい。
- (2) 市民成年後見人（親族や専門家以外の一般人が後見人就任すること）の養成について国はどのような施策を講じているか。
- (3) 成年後見人の不正事例のデータを明らかにされたい。また、それに対して、どのような発見対策と改善策をとっているか説明されたい。

第3 高齢者に対する虐待について

1 背景

180. 我が国では、介護等を受ける高齢者が、その立場の弱さから、身体的、経済的等の虐待を受けるケースが多々あったため、2005年11月に、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）が制定され、高齢者の虐待の防止に関する国等の責務が規定された。

181. しかし、2009年12月付第3回政府報告書では、高齢者虐待に関しては何ら触れられておらず、2010年6月16日付日弁連基本政策集では、高齢者虐待防止法を実効化するために公的支援を強化すべき、と提言し、高齢者虐待の防止が進んでいない現状である（第1の3）。中でも、虐待の発見については、虐待を受けている高齢者は、実際には自ら申告しないことが多く、多数の高齢者の虐待が発見されないまま放置されていると推測されている。

182. 責任主体である市区町村は、高齢者虐待防止法に規定があるもの、現実には対応策などを知らなかったり、取らなかったりすることが多く、対応が十分ではない、と言われている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 高齢者に対する虐待の発見について、どのような対策をとっているか、通報を受けたらどのような対処をしているか。
- (2) 被虐待高齢者に対する措置として、身体的虐待、経済的虐待、精神的虐待などに分類し、その対応措置を説明されたい。

Article 11 - Right to an Adequate Standard of Living

- 1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。
- 2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。
 - (a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。
 - (b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

第1 日本国籍を有しない者の生活保護、緊急医療について

1 背景

183. 1990年10月25日厚生省主催生活保護指導職員ブロック会議の席上、厚生省は各自治体に対して、日本国籍を有しない者のうち生活保護法を準用する者の範囲を永住者及び定住者に限るとの指示を行い、それ以外の日本国籍を有しない者に対しては、生活保護や緊急時の医療扶助も準用されないとした。このため、日本国籍を有しない者が不慮の事故などで生活が困難となった場合、何らの公的保護も受けることができない。

184. この点、大分地方裁判所2010年10月18日判決は、生活保護が必要となった永住資格を有する者の請求に対し、生活保護法が永住資格を有する者を保護の対象に含めていないことについて、どのような立法措置を講ずるかの選択決定は立法府に広い裁量があるとし、また規約第9条についても、個人に対し直接具体的な権利を付与したものではないと判断して、請求を斥けた。

185. 一方，神戸地方裁判所 1995 年 6 月 19 日判決は，住民が日本国籍を有しない者に対する医療費を生活保護法による緊急時の医療扶助として国家が負担すべきことを求めた裁判において，住民の請求を斥けたものの，「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約…の趣旨に鑑み，更に，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が人の生存に直接関係することをも考え併せると，法律をもって，国籍や在留資格を問わずに外国人に対する緊急医療について何らかの措置を講ずることが要請される」と述べている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 日本国籍を有しない者に対して生活保護は適用されるのか。定住していない者や在留資格のない者に対して生活保護の全部または一部を適用する措置をとる予定はあるか。
- (2) 在留資格のない者については，生活保護法による緊急時の医療扶助も適用されないのか。
- (3) 日本国籍を有しない者からなされた生活保護申請の却下又は棄却処分に対する不服申立方法はあるのか。あるとすれば，その手続ごとに不服申立に対する再審査方法を説明されたい。
- (4) 日本国籍を有しない被保護者の人数及び世帯数，並びに，この数が被保護者全体に占める割合を報告されたい。

第 2 難民認定申請者の生活保障について

1 背景

186. 難民認定に対する判断には数年を要する事例も少なくない。難民認定申請者については特別の資格の規定はなく，原則として就労資格は認められていない。このため資格外就労として，不利な労働条件による労働をする者もいる。難民認定申請者を雇用したことで使用者が処罰された事例は今までのところないと思われるが，法的には使用者も処罰可能であるため（出入国管理及び難民認定法 70 条 4 号，73 条，73 条の 2，一号），善意で雇用しようとする側においても躊躇する例が少なくない。在留資格のない難民認定申請者が収容される事例も少なくないが，仮放免を得るためには保証金と保証人が必要とされる。難民申請者が就労できず生活の援助がなされない場合，保証人が難民認定申請者の全生活を保証することにもなりかねず，このため保証人が得られにくいこと

もある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 難民認定申請者について、前回の政府報告書審査以降の難民認定申請の各年の総数、難民認定者数、難民認定手続に要する平均的時間について、情報を提供されたい。
- (2) 出入国管理及び難民認定法上の就労資格がない難民申請者について、労働(就労)の権利の有無、難民認定申請者及びその家族に与えられる生活上の援助について説明されたい。

第3 強制立ち退きについて

1 背景

187. 行政による強制立ち退きは、行政代執行の形で行われることが大多数である。よって、各自治体に報告義務を課せば、実態を把握することは可能なはずである。しかしながら、政府は実態を把握しておらず、強制立ち退きによって住む場所を失った人たちに適切な保障がなされているかどうかも検証がなされていない。強制立ち退きは、適切な代替住居の提供など、必要やむをえない場合に人権に十分配慮した上でのみ実施を許容されるものであるが、実際は、必要性を緩やかな要件で認めて、代替住居の提供なども不十分なまま実施されているのが現状である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

行政による強制立ち退きの数をはじめとする実態が把握できない理由、及び今後も把握する手段がとれないのかどうか教示されたい。

第4 ホームレスの状態から居宅生活への移行について

1 背景

188. ホームレス実態調査は一応、行われており、数としては減少している。しかし、依然としてかなり多くの人々がホームレス状態にあり、その抜本的対策は進んでいない。政府は「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基

づき，一旦は自立支援センターに入所してから，仕事を見つけ，(あるいは生活保護を申請して)居宅へ移る，という枠組みを想定しているが，ホームレスになって日の浅い人にはある程度効果があるものの，野宿生活が長期化している人については有効な施策になりえていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

ホームレスの人が速やかに居宅生活へ移行できないのはなぜか，その障害について教示されたい。

第5 公共住宅施策について

1 背景

189. 我が国においては，住宅保障が国民の自助努力と位置づけられてきたが，近時，住宅が「権利」ではなく「市場」であるとする傾向がより強まっている。その結果，借家の家賃負担に耐えられない貧困層が次々と住まいを失い，「ネットカフェ難民」(家がなく，24時間営業のネットカフェで寝泊まりする人)や野宿等のホームレス状態に陥る事態を招いている。

190. しかし，住まいは，人が人として社会生活を営む上での最も基礎的な基盤であるから，住宅保障を国による社会保障であるという施策に転換する必要がある。そして，持ち家優遇策を転換し，公営住宅を増設し，多彩な社会賃貸住宅を育成するとともに，低所得者に対する家賃補助制度や，保証人を得られない人のための公的家賃保証制度を創設することで，ストックのある民間借家市場への公的支援を強化すべきである⁶⁰。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

公営住宅が減少傾向にある中で，すべての人が，適切な水準で，かつ負担可能な住居へのアクセスを確保するためにとられている措置を説明されたい。

第6 高齢者，障がい者等に対する住宅施策について

1 背景

191. 第3回政府報告書では、高齢者についてはわずかに記載があるが（法律の紹介のみ）、それ以外の住宅政策については言及がない。また、自宅で生活できない人は病院や施設で地域から離れて暮らさざるを得ない実態がある。その人たちが地域で暮らせる施策は進んでいない。（特に障がい者）

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

子ども、高齢者及び障がいのある人がいる家族のような、特別な住宅ニーズがある人々に対して、住宅が入手しやすく居住可能であるためにとられた措置を教示されたい。特に、自宅でひとり暮らしができない、または家族とともに暮らすことができていない人が地域で生活するための施策、そのための住居の整備状況を説明されたい。

第7 気候変動問題について

1 背景

192. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書は、先進国全体の温室効果ガス排出を、1990年比で、少なくとも先進国全体で2020年までに25%、2050年までに80%削減しなければ、世界中に重大な悪影響が及ぶことを明らかにしている⁶¹。この目標を直ちに法的拘束力のあるものとし、また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度や、総量規制を前提とした排出量取引制度・CO₂排出の程度に応じた炭素税など、経済的措置を実施するための法整備を速やかに行う必要がある。

193. 日本の鳩山首相（当時）は、2009年9月の国連特別総会において、1990年比で2020年までに25%削減することを目指すことを宣言した。

194. しかし、2011年3月11日に発生した東日本大震災の後、京都議定書の6%削減義務を達成できない場合の措置の適用除外や25%削減目標の見直しを求める声が政府関係者からもあがっており、憂慮すべき事態である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 2020年までに1990年比でCO₂を25%削減するという鳩山首相（当時）の宣言は目標として維持されているのか。また日本政府は、2050年におけるCO₂削減として、何年比で、何%削減を目指しているか。とりわけ、京都議定書上の第一約束期間が

終了する 2013 年以降における具体的な削減予定について説明されたい。

- (2) 2020 年，2030 年，2040 年，2050 年における再生可能エネルギーの拡大目標を具体的に説明されたい。また，再生可能エネルギーを確実に推進するため，どのような制度的枠組（例えば，全量買取の保証）を設ける予定か。
- (3) 炭素税の導入予定時期，課税標準，税率を教示されたい。
- (4) 導入を予定している国内排出量取引制度の概要を説明されたい。

Article 12 - Right to Highest Attainable Standard of Physical and Mental Health

- 1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。
 - 2 この規約の締約国が 1 の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。
 - (a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策
 - (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
 - (c) 伝染病，風土病，職業病その他の疾病の予防，治療及び抑圧
 - (d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出
-

第 1 医療制度について

1 背景

195. 我が国では、すべての人が達成可能な最高水準の健康を享受するための権利を保障するための体制が脆弱である。
196. 近年の政府の医療費抑制政策などにより、地域における病院の廃院、診療料の削減、地域ごとの医療人材の偏在が起き、地域における医療へのアクセスに支障が生じている。また、急性期病院を中心として医療の現場が逼迫し、医師、看護師等の医療人材の確保に困難を来たしている。特に地域の産科、小児科医療が破綻している。
197. 高齢化率（65 歳以上人口の比率）が 2010 年の 23.1%から 2025 年には 3 割に達する見通しとなっているが⁶²、普遍的医療サービスの提供体制のための在宅医療、訪問看護等の医療と介護の分化・連携が未だ不十分である。
198. 労働力人口の減少と現役世代の所得格差拡大のため、高齢者医療に係る費用を現役世代の保険料に依存した運営が困難になっている。保険料や窓口負担の重さから、所得格差に起因した「健康格差」が生じているが、普遍的で持続可能な医療制度の再構築が求められている。

199. 医療提供者と患者・家族等との「情報の非対称性」は依然として大きく、患者の権利を前提にした「患者本位の医療」の推進は未だ不十分である。

200. さらには、医療や健康の分野で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが軽視されており、女性の生涯を通じた健康の保障が不十分な状況にある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 患者の権利を定めた法律について

インフォームドコンセントについて、法律によって義務付けられているのか。医療事故について、原因究明と再発防止について定めた法律はあるか。ないならば立法の予定はあるのか。

難病基準を明確にしている法律はあるか。なければ立法の予定はあるのか。

就労や自立生活が困難な難病患者に対する福祉施策はどのようになっているか。また、どのようにする予定か。

慢性疾患等により急迫状況にある単身者で、他の制度を利用できない場合の、家事及び通院の支援（いわゆる制度の谷間問題）に対してどのような措置がとられているか。また、どのような措置をとる予定か。

無過失補償制度について法律はあるか。なければ立法の予定はあるのか。

ドラッグ・ラグ（新薬承認遅延による時間差）やデバイス・ラグ（最先端医療機器が承認遅延により使用できないこと）について、どのような改善策を取っているか、またとる予定か。

薬害被害をなくすために、どのような対応・対策がなされているか。

(2) 医師・医療体制

医師・看護師の不足解消、適正配置についてとられている政策とその効果について説明されたい。特に、産科及び小児科の不足と偏在に対して、具体的な配置や人員数を定める措置等をとっているか。

第2次医療圏における緊急診療、夜間・休日診療、周産期医療・小児科医療は不足なく確立しているか。そのためにどのような措置がとられているか。

安全な周産期医療・小児科医療のための医師の確保や財政的支援はどのようになされているか。妊産婦死亡や障害の削減のための具体的政策はどのようになっているのか。

女性医師が妊娠・出産により離職することなく、仕事を継続するためにどのような措置がとられているか。

急性期医療における十分な看護師配置について、どのような措置がとられてい

るか。

医療費の支払が困難なすべての者に対して、医療アクセス及び医療機関の負担の回避のためにどのような措置がとられているか。

助産師の活用について、どのような施策がなされているのか。

(3) 診療報酬及び医療保険制度

診療報酬制度による出来高払いが患者への過重診療・過剰支払に結びつくことを避けるために、どのような措置がとられているか。

保険外併用療養費について、患者の負担を軽減するためにどのような措置がとられているか。

医療保険、とりわけ後期高齢者医療制度では、貧困者の保険料負担が過大であることに対して、どのような措置がとられているか。

妊娠・出産・中絶・避妊についても健康保険（現物給付）の対象とすることを予定しているのか。

非正規労働者を含むすべての労働者を社会保険の対象とする予定はあるのか。

派遣労働者の保険料については、派遣元が納付義務を怠った際、派遣先の支払義務は認めるのか。

国民健康保険について、保険料滞納者や無保険者をはじめとする低所得者について、負担軽減と医療へのアクセスを保障するためにどのような措置がとられているか。

(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

日本は、2010年に国際協力の方針として「菅コミットメント」を発表したが、国連機関や他国の国際協力方針と調和しているのか、どのように実現するのか、リプロダクティブ・ヘルス・サービスの普及についてはどのように実現する予定か、国連人口基金等の多国間機関への拠出を減額しているが反転させる予定はあるのか。

国内でのリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、どのように周知度を高める予定か。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、学校教育や社会教育の中で、どのような普及をしており、普及活動の効果はどうなっているのか。

避妊・中絶を含むリプロダクティブ・ヘルス・サービス全般について、情報の周知、サービスについてすべての女性がアクセスできるためにどのような措置がとられているのか。

性差医療について、どのように進展しているのか。性差医療への本格的な取組、乳がん検診の経済的負担を軽減する財政的措置、ジェンダーと年齢に敏感なメン

タル・ヘルス・サービス，医療・保健システムにおける精神科と他科の対等な連携，女性患者の人権について具体的な指針等策定の予定はあるのか。

長時間労働や深夜労働が妊娠・出産に与える影響についてどのような研究・調査がなされているのか。働く女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを含めた職場での女性の健康（メンタルヘルスを含む）について，実態把握，具体的な法整備及び対策は予定しているのか。

第2 精神科医療について

1 背景

201. 精神医療については，統合失調症のほか認知症，うつ病など精神疾患の患者が急増している一方，日本の精神疾患の対策は極めて遅れている。また，患者の人権も軽視されており，予防対策や相談支援，早期から良質な医療が受けられ，地域で安心して自立した生活を継続できる体制の構築が欠けている。精神病院の入院患者は依然として多いままであるが，特に若者は安定した社会生活が保障されないまま退院をせざるを得ないという実態もある。

202. また，厚生労働省の発表では，「入院治療の必要性がなくなったにもかかわらず，社会復帰の受け入れ態勢が整っていないこと」を理由に退院を認められない患者（いわゆる社会的入院患者）が2007年現在72,000人あり，厚生労働省は，社会の側に受け皿を整備して，10年内に解消するとした。

203. 日本には，精神障がいのある人に対する強制治療の制度として，精神保健福祉法による「措置入院（2008年6月現在で1,803人）」「医療保護入院（同124,920人）」⁶³の他に，医療観察法（2005年7月15日施行）による「入院命令（2011年6月現在590人）」「通院命令」が新設された。この医療観察法による制度は，すべての精神科疾患を有する患者を対象とするのではなく，「精神疾患が原因となって殺人，放火など特に重大な犯罪を行った者」を対象を限定し，特に手厚い医療を提供することとされている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 精神障がい者の一人あたりのスタッフ数など，精神科医療の水準が一般医療よりも低く設定されている理由は何か。改善することは検討しているか。

- (2) 社会的入院解消のためにどのような施策を講じたか。その結果社会的入院患者はどの程度減少したか。退院後の患者の生活状況について追跡調査したか。
- (3) 精神保健福祉法及び医療観察法に基づく、強制入院・強制医療をどのようになくしていく予定か。
- (4) 医療観察法は、障がい者権利条約に違反していると認識しているかどうか。また、精神科医療において、同じく治療の必要性のある患者のうち、特に重大な犯罪を行った患者のみに手厚い治療を提供することを制度化した目的は何か。
- (5) 公立及び私立の精神医療施設における、拘束手続に対する司法による効果的かつ徹底した人権優先の監督を確保するためのすべての必要な措置はとられているか。

第3 HIV/AIDS について

1 背景

204. HIV/AIDS については、確かに我が国の現状は低流行期であり、診療体制は高度であるが、対応においては人権の尊重が軽視され、また、個別施策層への対策においては問題が見られる。

205. これらの点は、子どもの権利委員会の第3回報告書審査の総括所見⁶⁴及び女性差別撤廃委員会の第6回報告書審査の総括所見⁶⁵で指摘を受けており、日本政府はこのような要求に十分応えていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 国の健康推進計画に HIV/AIDS 対策は記載されているか。国の優先的政策課題となっていないのではないか。「後天的免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」は、厚労大臣告示に過ぎず、予防法は抽象的であるが、具体的な法律を制定する予定はないのか。
- (2) 社会的差別・スティグマのため早期検査・治療へのアクセスの疎外が起きており、陽性者は現在治療を受けている人の約5倍存在すると推定されている。検査の量的拡大はあるものの、自発的カウンセリングを伴う検査（VCT）は充実しておらず、術前検査や妊婦検診で感染が発見される場合も多い。検査のニーズがある者に対して、どのようにしてVCTを広げる措置を講じているか。
- (3) 医療機関での匿名性の維持やカウンセリングの不備について、どのような対応がなされているのか。

- (4) 社会的差別・スティグマに対してどのような対策が講じられているのか。
- (5) 強制，無断，集団での検査の実態はあるのか。妊娠した女性への検査はすべて自発的になされているか。検査結果によって解雇や強制退去などがされた例はあるか。このような事態に対して政府はどのような対策と救済策を講じているか。
- (6) HIV/AIDS についての教育はどのようになされているか。その際，固定的なジェンダーによる役割，性行動規範にどのように対処しているのか。
- (7) 薬物使用者については，国際エイズ会議でのウィーン宣言等で世界的にはハームリダクションが主流となっているが⁶⁶，日本では包括的なハームリダクションは導入されているか。薬物使用者についての HIV/AIDS の統計はあるか，あるならばその信頼性はどのように担保されるのか。薬物使用者への HIV/AIDS 対策はどのようになされているのか。
- (8) 性産業従事者の人権を侵害しない形での，HIV/AIDS 予防にどのように取り組んでいるのか。
- (9) HIV/AIDS をはじめとする性感染症について，女性への感染拡大についての情報とデータはあるのか。これに対してなされている措置はどのようなものか。女性特有の病態変化について情報とデータはあるのか。
- (10) 医療の地域格差，医療機関間格差，女性のニーズに対応できる医療機関の不足について，どのような対策を講じているのか。
- (11) 医療機関や職場での陽性者への差別，性的マイノリティへの差別・嫌がらせについて実態はどのようになっているのか。これらに対してどのような対策や救済策や予防策がとられているのか。
- (12) 移住者のアクセスの障壁や医療へのアクセスが，在留資格によって影響されることについてどのような改善を予定しているのか。
- (13) 個別施策層（MSM（Men who have sex with men; gay, bisexual, transgendered and others），薬物使用者，セックスワーカー等）への予防策は機能しているのか，どのようにそのことを検証しているのか。効果を挙げるためにどのような対策を講じているのか。
- (14) 陽性者団体や市民社会が HIV/AIDS の活動に取り組む際，参画の障壁は存在しないか。これまでどのような改善策がとられてきたか。
- (15) HIV/AIDS 予防教育を含む性教育の導入について，文科省はどのような施策を講じてきたのか，その施策の具体的な効果は証明されているのか，より積極的に HIV/AIDS 予防教育を含む性教育に取り組む予定はあるのか。
- (16) 青少年の HIV/AIDS 及び性感染症へのサービス及び教育へのアクセスについて，どのように実効性が確保されているのか。

- (17) 性感染症対策の中でも女性のニーズや状況に応じた対策において、性教育、HIV陽性外国籍女性、セックスワーカー、非正規滞在外国人などが差別されることなく利用しやすくする積極的な政策を採用する予定はあるか。
- (18) UNAIDS の「HIV/AIDS に関するコミットメント宣言」や「International Guidelines on HIV/AIDS and Human Rights」と調整されていないのではないかと、遵守するためにどのような対策が講じられているのか。

第4 人工妊娠中絶について

1 背景

206. ヨーロッパや北米のほとんどの国では、人工妊娠中絶を必要とする女性の要求のみによる人工妊娠中絶を認めている。しかし、日本では、刑法に墮胎罪という処罰規定があり、母体保護法では人工妊娠中絶に配偶者の同意が要求されており、中絶理由については経済的理由を認めるものの、相当に限定されている。

207. なお、墮胎罪の法改正については Article3 で言及しているので省略する。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 母体保護法（特に14条の配偶者の同意について）

現行の母体保護法は、刑法墮胎罪に対する違法性阻却事由として人工妊娠中絶が合法となる要件を規定しているが、中絶施術のための要件としてすべての中絶の場合における配偶者の同意を記載している。この母体保護法の条項については、例えばDVなど、配偶者との関係が悪化している場合には、この同意を得るための協議すらできず、DV等の被害者支援において実務上、大きな障害となっているが、これについてさらに女性にとって必要な医療へのアクセスへの障害との視点から見直すことをしているか。

母体保護法の要件に合致しない人工妊娠中絶について、その件数と原因を把握しているのか、しているなら提出されたい。

(2) 人工妊娠中絶についての女性のアクセスの妨害

中絶をはじめとする性の健康についての情報やすべてのサービスへのアクセス、中絶を含む性の健康についての教育について、女性差別撤廃委員会の第6回日本報告に対する勧告49、50で指摘されているが、どのようにこの点について改善をし

たのか。

人工妊娠中絶についての情報及びサービスについての女性のアクセス並びにサービスの満足度について、調査はあるか、あればその資料を提出されたい。

(3) 人工妊娠中絶の方法について

人工妊娠中絶の方法については、日本では初期中絶では掻爬が中心的手法となっているが、この方法では中絶をする女性の身体的・精神的・経済的負担が大きい。世界保健機関の安全な中絶のガイドラインにおいては、初期中絶の方法として吸引法とメディカル・アボーション（薬剤による中絶）が推奨される方法として記載されている。ところが、日本ではこれらの方法について厚生労働省により認可（ミフエプレストンは未承認、ミソプロストールは承認適応症外となっている）や普及が進められておらず、人工妊娠中絶についての女性のアクセスを妨害している。これらの中絶方法について認める予定はあるのか。また、中絶方法の実態把握はされているか。

(4) 人工妊娠中絶の費用負担について

妊娠中絶費用は高額（初期で 10 万円程度、中期では数十万円程度）であることがある。これは、人工妊娠中絶についての女性のアクセスの妨害であるとの視点から、無料化または健康保険を適用できるようにする等是正の予定はあるか。特に、性暴力被害による妊娠の場合には、各都道府県警察が所定の要件を満たした場合のみ約 10 数万円を公費負担しているが、中期中絶の費用はこれではカバーできず、また、被害後に警察に赴きたくない被害者は、このような公費負担を利用できない。そこで、性暴力被害者の中絶費用についての公費負担を拡充するとともに、公費負担の対象となる性暴力被害者の認定の方法の簡素化、請求方法の簡素化の予定はあるのか。

(5) スティグマ

人工妊娠中絶については、依然として中絶にまつわるスティグマが押し付けられており、政府はそのための対策を講じていないようであるが、中絶についてのスティグマを除去するために政府はどのような対策を講じ、今後どのような施策をするのか。

(6) (旧) 優生保護法

旧優生保護法下では、「遺伝性疾患」等を優生手術の対象として、本人の同意なしに優生手術を実施した。本人の同意がない優生手術は、1949～94 年の間に、統計に表れただけでも約 16,500 件も実施され、その 68%は女性であり、また、優生学的理由による中絶の規定が設けられていたが、このような事実について、政府は調査をしたのか。

また、強制的な不妊手術と違法な子宮摘出について、1998年に国連規約人権委員会は日本政府に被害者への補償を勧告したが、謝罪と補償の状況はどうなっているのか。

(7) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、日本には保障する法律がない。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障を趣旨とする、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを包括的に扱う法律制定をする予定があるのか。

第5 性教育について

1 背景

208. 中学校に配布された性教育教材が一部議員等の抗議により回収され、養護学校での性教育実践に対して教育委員会及び都議会議員らが強く批判するなどの事態が発生し、大きな後退が見られた。2010年に策定された第3次男女共同参画基本計画においては、「家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた適切な性教育を実施する」と記載されたが、その具体的内容や目標などが明らかにされていない。

209. 子どもの権利委員会においても、学校カリキュラムにリプロダクティブ・ヘルス教育を含めることを確保し、かつ、青少年に対して、10代の妊娠及びHIV/AIDS等の性感染症の予防を含む自己のリプロダクティブ・ヘルスに関する権利についての情報を十分に提供し、HIV/AIDS及び他の性感染症のすべての予防プログラムが青少年にとって容易にアクセスできるよう確保することを勧告しており、女性差別撤廃委員会の第6回報告書審査の総括所見でも、思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること、及び妊娠中絶に関するものを含め、性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべての女性や女兒のアクセスを確保することを勧告している⁶⁷。

210. しかし、日本政府はこれらを軽視しており、かつ、上述のように性教育が後退し、若者、とりわけ若い女性の健康が脅かされている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 思春期の男女への包括的な「リプロダクティブ・ヘルス」の教育、避妊・中絶の

権利，妊娠・出産の自己決定権の性教育推進の予定はあるか。

(2) 学校の正規の教育カリキュラムに，リプロダクティブ・ヘルス教育を含めることを確保することについて，具体的にはどのような施策を講じており，実態はどのような内容で，どの程度普及しているのか。

第6 生殖医療について

1 背景

211. 代理母等の法的・倫理的課題などの検討は不十分であり，すべての女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを侵害しない形での規制のあり方が求められると同時に，生まれた子どもの権利の保障が必要である。不妊治療については地域格差や子どもがいないことへの圧力をなくすことも必要である。不妊治療や生殖補助医療研究などでは，女性への副作用や身体的・精神的負担が懸念される。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

生殖医療一般に関係するすべての女性の権利を擁護しうる法律や指針の制定，不妊への支援と副作用への説明や当事者を追い詰めない配慮の両立，生殖補助医療研究におけるヒトの道具化・手段化の防止，卵子提供者の女性の身体的・精神的負担の軽減策についての具体的な法律と施策の予定はあるのか。

第7 リプロダクティブ・ヘルスの保障の枠組みについて

1 背景

212. リプロダクティブ・ヘルスの保障について，現在では，ILO 条約等の国際的な枠組みとかけ離れており，また，リプロダクティブ・ヘルスの保障のための環境整備も不十分である。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 日本は ILO102 号条約を批准しているが，第8部「母性給付」の項目は未批准でありリプロダクティブ・ヘルスの保障は社会保障の最低基準の対象外となってお

り，国内法整備を進めて同条約の批准の予定はあるか。

(2) IL0103号（現183号証）条約未批准の理由として，妊娠・出産が疾病ではないため医療保険の対象にならないとの見解を厚生労働省が有していることが挙げられており，そのため国内の個別施策によっているが，改める予定はあるか。

また，IL0103号条約及びこの条約の改正に該当するIL0183号条約を未批准であり，女性が未だに妊娠・出産を通じて受ける差別があり，職場の母性保護や雇用の平等のため，国内法整備を進めて同条約を批准する予定はあるか。

(3) 妊産婦の健康とそのための環境整備はどのようになされているか。特に妊娠出産費用と検診の無料化（現物給付）はどのようになっているか。

(4) 産科医療について，医師・助産師の増員がどのようになされているか，周産期緊急医療はニーズを充足しているか。

第8 化学物質規制関係について

1 背景

213. 政府が公害発生を防止する為に設定した環境基準の多くが未達成の状況が続いている。その結果，環境ホルモン，ダイオキシンなど深刻な環境被害を及ぼす有害化学物質から国民の健康や環境を保護するための対策が今までなされていなかった。

214. 室内大気汚染に関する現行法上の規制としては建築基準法や，建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）・同法施行令等がある。しかしながら，厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値や「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」は，あくまでも指針値・ガイドラインにすぎず，法的強制力がない。化学物質の数は2千数百万にも達するが，その圧倒的多数の物質について，毒性をはじめとする特性は未知の状態にあり，原因物質の特定すら困難な事案が少なくない。しかし，厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値が設定されているのは現時点で13物質のみであり，また，学校衛生基準や建築基準法における規制物質も極めて限定されている。また，化学物質過敏症の患者，子ども，化学物質に対して敏感な人々の中には，各種の指針値・基準値以下であっても健康への影響が生じる人もいるが，現在の指針値・基準値は，これらの人々に対しての配慮がない。

215. 室外大気汚染についての規制としては大気汚染防止法等があり，例えば VOC（揮発性有機化合物）の排出事業者に対しては，VOC 排出施設の都道府県知事への届出義務や排出基準の遵守義務等を課すこととされているが，当該法規制は，その規制対象を VOC 排出量の多い主要な施設のみに限定し，その他の施設については，自主的取組によって対応がとられることになっている。

216. 石綿については，2006 年に石綿健康被害救済法が制定されたが，石綿を原因とする中皮腫，石綿を原因とする肺がんの 2 つの疾病のみを対象としている。また，制度案に規定される救済給付の内容は，労災や公害健康被害における補償給付額と比較してあまりに低い水準にとどまっている。また，石綿の健康被害により死亡した労働者の遺族につき，遺族補償給付の受給権が時効により消滅した場合に，特別遺族年金の支払いが認められるのみであるが，石綿の健康被害は，ばく露後，長期間を経て発症するため，被害者が，中皮腫や肺がんを発症しても職業上のばく露が原因であると認識できずに労災申請がなせず，療養補償・休業補償について短期の時効が成立する場合も多く見られる。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 化学物質過敏症に関し，行政指導的なガイドライン等への法的強制力の付与，規制対象化学物質の範囲拡大，公共施設等における重点規制，污染源たる製品規制を行う予定はあるか。
- (2) 化学物質の規制に関し，予防原則（健康被害や生態系の破壊のおそれがある場合には，化学物質のリスクが科学的に不確実であっても，使用禁止や制限等の適切な規制を行うほか，期限を設けて，リスクの低い代替品の導入を義務づけ，あるいは経済的に誘導すること），生産者責任の強化（生産者に対して，生産から廃棄に至るまでの適正な管理のために，製品に含まれる化学物質の情報の把握と提供を義務づけること，生産を継続する既存物質について，期限を設けて安全性に関するデータの届出を義務づけ，安全性が立証されない場合には，製造・使用を禁止すること）を導入する予定はあるか。
- (3) 石綿被害者救済につき，石綿を原因とする中皮腫，石綿を原因とする肺がんの 2 つの疾病のほか，労災補償で石綿関連疾患とされているものと同等の疾病（石綿肺等）についてもその対象とする予定はあるか。
- (4) 石綿の健康被害は，ばく露後，長期間を経て発症するため，療養補償・休業補償について短期の時効が成立する場合も多く見られるが，労災以外の場合でも企業等に対する民事賠償を求める際の時効（3 年），除斥期間（20 年）の適用を見直す予

定はあるか。

第9 廃棄物について

1 背景

217. 豊島事件と青森岩手事件を契機として2003年に制定された「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(以下「産廃特措法」という。)は、国が原状回復費用の6割前後を補助し10年以内に国内の大規模事件の全部を解決することを目指したが、当初に確保された予算が1000億円にとどまり、豊島事件と青森岩手事件の処理だけで上記予算の半分程度の拠出を要する事態となった。同種事件が全国に多数存在するため、発覚した不法投棄等事件のすべてで全量撤去を基本とする原状回復を図るには1兆円以上の費用を要する。

218. 安定型産業廃棄物最終処分場(廃プラスチック類などの「安定5品目」に限り遮水のための設備のない素掘りの穴に埋めるだけでよいとする処分場)については、埋立処分される廃棄物を「安定5品目」とその余の物質に分別することが現実には不可能であるため、多くの処分場が周辺環境汚染を惹起している。福岡県筑紫野市においては、発生した硫化水素によって処理業者の従業員が死亡する事態にまで至った。

219. さらに、廃棄物問題の根本的解決のためには、そもそも廃棄物を発生させないことが重要であるが、現在の日本の資源循環・廃棄物法制は、廃棄物の発生(排出)抑制を理念として掲げているものの、事業者等に具体的な義務をほとんど課しておらず、自主的取組に委ねているため、実効性が担保されていない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 廃棄物の不法投棄に関し、産廃特措法に基づき当初確保した予算と、不法投棄対策のため実際に必要となった費用はそれぞれいくらか。その状況を受け、不法投棄対策の費用を確保するためどのような措置を取る予定か。
- (2) 排出事業者の義務の強化・明確化や、同業者全体で不法投棄等の対策費用を立て替える制度、処理業者に対する強制保険等を導入する予定はあるか。
- (3) 安定型最終処分場という類型を廃止する予定はあるか。

- (4) 事業者等に対する廃棄物の発生抑制のための具体的義務，有害物質の使用制限・管理に関する具体的義務として，どのようなものを創設・強化する予定か。
- (5) 一定の製品の製造者に対し，廃棄時の無償引取と再使用等を義務付ける予定はあるか。

第10 水質保全について

1 背景

220. 河川などの水源には，ゴルフ場や廃棄物処分場などから有害物質が流入し，さらにハイテク工場やドライクリーニングで使われているトリクロロエチレンなどが地下水を汚染している。最近では，除草剤のCNPと胆のうガンとの因果関係が疑われるなど，水汚染による健康被害の現実化が懸念されている。

221. ダムや河口堰によって得られる水道水は天然の水道水より水質が劣悪なことが多いが，ダムや河口堰の建設計画においては，長良川河口堰や設楽ダムに見られるように，日本においては既に人口が減少局面に入り，経済成長も特段見られないにもかかわらず，今後も人口や経済規模が拡大し続けることを前提とするなど，人口動態や経済動向を無視した不合理に過大な需要予測がなされることが多い。

222. 河川等の公共用水域の水質は，代表的な水質指標であるBOD（又はCOD）の環境基準の達成率を見る限り，達成率が低く（河川では約80%）水質改善が進んでいない。かかる原因の一つは，炊事，洗濯，入浴等人の日常生活に伴って排出される生活排水が大きな要因となっている。しかしながら，生活排水対策としての下水道整備は，巨額投資（毎年約4兆円余り）が行われているにもかかわらず，遅々として進んでいない。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 水源地域において，ゴルフ場や廃棄物処分場などの施設の立地規制をする予定はあるか。
- (2) ダムや河口堰の建設計画において，人口の減少傾向は計画見直しにおいて，どのように考慮されているか。
- (3) 日本全国及び各都道府県において，合併処理浄化槽，単独処理浄化槽による（下

水道によらない) 下水処理の、各処理量及び下水処理量全体に占める割合は、1990年から今日までどのような推移をたどっているか。

(4) また、上記方法による下水処理に関する数値目標及び、目標達成予定時期はどのようなになっているか。

第11 自然保護について

1 背景

223. 日本においては、まだ環境権や自然享有権が国民の権利として裁判や実定法、行政手続で認められていない。また、泡瀬干潟の埋立や諫早湾の干拓事業など重要湿地及びその周辺地域の環境を破壊する開発計画につき、未だ中止のめどが立っていない。

224. 水俣病は、公式確認後50年以上経ったが、未だに、被害の全面的救済の目途が立っていない。政府が準備中の法案も、国の責任を免れ加害企業であるチッソ株式会社に負担させる内容となっていることから、同社が消滅した場合、救済を受けられない被害者が多発するおそれがある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 2009年10月15日、福岡高等裁判所那覇支部は、泡瀬干潟埋立事業及び沖縄市東部海浜開発事業に関し、沖縄県及び沖縄市に対して将来の一切の公金の支出等の禁止を命じた那覇地方裁判所の判断を支持し、調査費を除く判決確定後の将来の一切の支出を差し止める判決を下した。同判決に対して上告がなされなかったため、同判決は確定した。にもかかわらず県や市が未だに支出をしており、2011年10月14日には工事が再開されたことについて、どのように考えているか。

(2) 政府として、泡瀬干潟埋立工事を中止する予定はあるか。

(3) 福岡高等裁判所は、2010年12月6日、国に対し、諫早湾干拓事業(以下「本件事業」という。)で作られた潮受け堤防の南北排水門の常時開放(以下「開門」という。)について、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じた佐賀地裁判決を支持して、国の控訴を棄却する判決を言い渡した。同判決に対して国は上告しなかったため、同判決は確定した。政府は、いつ、どのような方法で開門する予定か。

(4) 水俣病の未認定患者につき、どのような被害救済を考えているか。とりわけ、チ

ツソ株式会社が消滅した場合においてどのような対応を取る予定か。

第 1 2 自然保護のための住民参加手続について

1 背景

225. 2011 年 4 月 22 日に環境影響評価法の一部が改正されたが、改正法によっても準備書の段階(14 条 1 項 7 号口)及び評価書の段階(21 条 2 項 1 号)の段階で「環境の保全のための措置」の記載が要求されているに留まり、代替案の提示が義務付けられていない。しかも、方法書の段階に至っては「環境の保全のための措置」の記載すら求められておらず(第 5 条)、代替案検討の根拠となる条項すらない。そのため、第 1 1 (自然保護について)で述べたような環境破壊の危険のある公共事業についても、十分な代替案が市民に告知され、検討される機会が失われている。

226. また、現行法では放射性廃棄物処分場の建設事業、二酸化炭素の回収・貯留に関する事業は対象となっていないが、これらの事業による環境破壊の危険も大きい。

227. 事後調査制度の信頼性や実効性を確保するには、情報公開・説明責任の徹底、是正又は不服申立など、住民等関与の手続保障、第三者的機関による監視などの手続内容を規定する必要がある。また事後調査の結果、環境保全措置の実施を含む環境アセスメントの誤りが明らかになった場合には、たとえ事業実施後であっても事業停止や原状回復を命じたりするなど、是正措置を講ずる制度としての手続整備を図る必要がある。

228. さらに、現在の環境行政訴訟においては、2008 年 5 月 29 日東京地裁判決(いわゆる三井グランド環境裁判)に見られるように、2004 年に行政事件訴訟法第 9 条が改正されて条文上原告適格が拡大されたにもかかわらず、原告適格が認められずに却下され、司法コントロールの及ばない領域が現に多数存在する。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

(1) 環境影響評価において、代替案の作成及びその公表を義務付ける予定はあるか。また、その理由は何か。

- (2) 廃棄物処分場の建設事業，二酸化炭素の回収・貯留に関する事業について，環境影響評価の対象とする予定はあるか。それはなぜか。
- (3) 環境影響評価後における事後調査の手續について，情報公開・説明責任の徹底，住民等による是正・不服申立など住民等関与の手續保障，第三者的機関による監視などの規定をどのように整備する予定か。また，事後調査の結果，アセスの誤りが明らかとなった場合，事業着手後であっても是正のための手段を講ずる制度をどのように設計する予定か。
- (4) 環境保護団体に団体訴訟を認める法案を整備する予定はあるか。あれば，その概要を説明されたい。

第 1 3 都市環境について

1 背景

229. 道路等，現在の日本の都市は自動車の通行が優先され，歩行者とりわけ子どもや高齢者・障がい者の通行に必ずしも適しているとはいえず，それを原因とした交通事故も少なくない。

230. 日本はヨーロッパと異なり，公共交通に対する公的支援が乏しく，その結果，とりわけ三大都市圏以外の地域においては，全移動回数に占める乗用車利用の割合が平日で 40.5% (1987 年) から 56.4% (2005 年)，休日で 52.4% (1987 年) から 72.6% (2005 年) になるなど，自動車の利用が過大になっている。またその結果，大都市以外に住む，自動車の運転が困難な高齢者にとっては，買物に行くことができない等，日常生活にも支障が生じている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 子ども・高齢者・障がいのある人などへの配慮として，都市計画・規制基準をどのように改める予定か。
- (2) 公共交通の充実のため，輸送量に対する公共交通の比率などについて，具体的な数値目標を設ける予定はあるか。

Articles 13 & 14 - Right to Education

第 13 条

- 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。
- 2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
 - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。
 - (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。
 - (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
 - (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。
- 3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。
- 4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行なわれる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 14 条

この規約の締約国となる時にその本土地域又はその管轄の下にある他の地域において無償の初等義務教育を確保するに至っていない各締約国は、すべての者に対する無償の義務

教育の原則をその計画中に定める合理的な期間内に漸進的に実施するための詳細な行動計画を2年以内に作成しかつ採用することを約束する。

第1 障がいのある子どもの教育について

1 背景

231. 障がいのある子どもたちに対する教育に機会をどのように保障するかについて、日本では従来「就学猶予」という形で、「保護者は障がいのある子に対して、敢えて義務教育を提供させなくてもよい」として、障がいのある子に対する教育の機会を保障してこなかった。その後「養護学校の義務化」を経て、教育の機会を保障する制度に転換したが、その結果、生まれ育った地域の中で、地域の同世代の子どもたちとともに教育を受ける機会を奪われる事態が存続している。

232. 国際的には、障がいのある子に対する教育の基本姿勢は「インテグレーション（統合教育）」という考えから「インクルージョン（共生教育）」という考え方に変化してきている。国連の障害者権利条約もこのスタンスに立っている。

233. 日本政府は、2007年からは障がいのある子が通学する盲学校、聾学校、養護学校を「特別支援学校」と名称変更したが、特別教育の必要性に対応する学校制度であることは維持され、地域の子どもたちの「インクルージョン（共生教育）」という考え方は取り入れられていない。

234. また、障がいのある子の親は、特別支援学校での教育を望む場合もあれば、地域の子どもたちと共に地域の学校での教育を望む場合もあることから、親に選択権を認める必要がある。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 障がいのある子どもが地域の子どもたちとともに教育を受ける機会を保障するための条件整備として、どのような施策を予定しているか。
- (2) 障がいのある子どもに特別支援学校で教育を受けさせることと、地域の子どもたちとともに地域の学校で教育を受けさせることのいずれを求めるかについて、障が

いのある子どもの親に選択権を認める施策を検討しているか。選択権を認めるための条件整備としてどのような施策を検討しているか。

第2 日本国籍をもたないあるいは日本以外にルーツをもつ子どもの教育を受ける権利について

1 背景

235. 日本国籍をもたない子どもにも義務教育の機会は与えられているものの、本人または家族が適法な在留資格を持たないなどの理由で外国人登録を行っていない場合には、子どもに対する就学通知が送られず、事実上教育の機会は与えられない。

236. 日本語能力が十分でない生徒に対して、教育への参加を保障するためには、正規の授業以外に日本語教育なども必要となるが、それらは各自治体に委ねられ、全国的な措置が取られていない。

237. また、日本国籍をもたないあるいは日本以外にルーツをもつ子どもが国籍国あるいはルーツのある国・地域の言語や文化を、日本の学校に通いながら学習したいと考える場合でも、そのような学習が制度的には保障されていない。

238. 他方、朝鮮学校などの民族学校は、学校基本法1条にいう学校にあたらなるとされているため、日本の学校に比較して多くの差別的取扱いを受けている。朝鮮学校卒業生は、近時ようやく国立大学も含めて大学受験資格がほぼ認められるに至ったものの、民族学校は、日本の学校に認められる政府の助成や寄付に対する税制上の優遇措置を受けられていない。

239. この問題については、国際人権（自由権）規約委員会の総括所見⁶⁸、人種差別撤廃委員会の総括所見⁶⁹、子どもの権利委員会総括所見⁷⁰において、繰り返し懸念が表明されている。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

- (1) 日本国籍を有しない児童・生徒のうち、日本において就学年齢に達している児童・生徒数、実際に義務教育に在籍している生徒数について情報を提供されたい。
- (2) 家族または本人の在留資格がないなどのために、外国人登録がなされていない子

どもの存在を把握しているか。それらの子どもが教育を受ける権利を享受するために、どのような措置が取られているか説明されたい。

- (3) 日本語が十分に習得できていない生徒に対して、教育への参加を保障するために取られている措置について、日本国籍を有するか否かの別ごとに説明されたい。
- (4) 日本国籍をもたないあるいは日本以外にルーツをもつ生徒に対して、国籍国あるいはルーツのある国・地域の言語や文化を学ぶ機会を保障するために取られている措置について、情報を提供されたい。
- (5) 在日韓国・朝鮮人の民族学校（高校相当）に対し、その卒業者の大学受験資格や、民族学校に対する助成や寄付に対する税制上の優遇措置において、日本の学校との間で差別的な取扱いが行われていることについて、情報を提供されたい。

第三部 特別報告～東日本大震災と日本の原子力政策について～

第1 特別編の背景

1 委員会の総括所見（2001年）

240. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の総括所見（2001年9月24日）は、日本の原子力施設に関する安全規制等について、「C. 主な懸念される問題」として、次のように指摘した。

「22. 委員会は、報告された原子力発電所事故、及び当該施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び公開が欠如していることに懸念を有するとともに、原子力事故の予防及び処理のための、全国規模及び地域社会での事前の備えが欠如していることに懸念を有する。」

241. その上で、委員会は、日本政府に対し、「E. 提言及び勧告」として、次のとおり勧告・要請した。

「49. 委員会は、原子力施設の安全性に関連する問題に関し、周辺住民に対して、すべての必要な情報の透明性及び公開性を促進することを勧告する。さらに締約国に対し、原子力事故の予防及び事故が起きた際の迅速な対応のための準備計画を策定することを要求する。」

2 第3回日本政府報告

242. これに対し、日本政府は「第3回政府報告（2009年12月）」において、委員会に次のとおり報告した⁷¹。

情報の透明性、安全性

「原子力の安全に対する国民や立地地域の住民の皆様の理解を得るためには、原子力安全規制に関し、十分な説明を行い、御意見を窺うことが重要と認識している。

原子力安全に関する情報については、これまでもさまざまな機会や媒体を通じて適切に公開している。

経済産業省原子力安全・保安院においては、主要立地地域に原子力安全地域広報官を配置して体制を整え、原子力の安全規制に関し、原子力立地地域の自治体、地元議会、住民に説明するとともに、パンフレットの作成・配布等を積極的に行うなど、情報公開の体制強化を図っており、今後とも、原子

力安全規制に対する国民からの理解の増進に最大限の努力をするとともに、事業者に対しては、安全にかかる情報公開や対外説明をしっかりと行うよう指導したいと考えている。」

準備計画

「我が国の防災に関する基本的な法律である災害対策基本法に基づく防災基本計画には、原子力災害対策編が設けられており、原子力災害対策の基本として、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定めている。

防災基本計画に基づき、関係省庁は、防災業務計画、都道府県・市町村は地域防災計画を策定し、関係省庁の所管事務や当該都道府県・市町村の区域に関するより具体的な対策を定めている。

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者は、原子力事業所毎に原子力事業者防災業務計画を策定し、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等に関し定めている。」

243. しかし、2011年3月の東日本大震災により、福島第一原子力発電所事故が発生し、原子力の安全規制、事故の予防、情報公開、原子力災害対策のすべてにわたり、日本政府の措置が極めて不十分なものであることが明らかになり、委員会の懸念が現実化した。

3 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故

244. 2011年3月11日14時46分(日本時間)、東北地方の三陸沖を震源域とするM9.0の地震が発生した(東日本大震災)。地震後には、7波にわたって東北地方に津波が到来し、約561km²が浸水した。

この地震・津波による死者・行方不明者は、2011年11月現在で、約1万9500人に及んでいる。

245. 東北地方の太平洋沿岸には、東京電力・福島第一原子力発電所(6基)を含め、計15基の原子炉が設置されている。

青森県六ヶ所村には、再処理工場、ウラン濃縮工場、高レベル放射性廃棄物保管施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設がある。

これらの施設のうち、福島第一原発1号機ないし4号機は、地震による外部電源の喪失や津波による非常用ディーゼル発電機の喪失等により、全交流電源喪失の事態に至り、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が失われ、放射性

物質が環境中に放出された。

1号機では、3月11日、原子炉水位の低下により燃料が露出、炉心溶融が始まり、その後、燃料の大部分が溶融して压力容器底部に落下し、压力容器底部に複数の穴が開き格納容器内へ燃料が漏出したと推定されている。3月12日には、格納容器内圧力を下げるためにベントが開始されたが、午後3時36分頃、原子炉建屋で水素爆発が発生し、原子炉施設が損壊した。

2号機でも格納容器内の圧力が上昇したため、3月13日にベントを開始したが、3月14日、原子炉水位の低下により燃料が露出し、炉心溶融が始まった。3月15日には、圧力抑制室付近で爆発が起こったと推定されている。燃料の大部分が溶融して压力容器底部に落下し、さらにその後压力容器底部が損傷し、燃料の一部が格納容器底部に落下したと推定されている。

3号機でも、3月13日に原子炉水位の低下により燃料が露出して、燃料溶融が始まった。3月13日・14日にベントを複数回実施したが、3月14日には大部分の燃料が压力容器底部に落下し、原子炉建屋で水素爆発が発生し、原子炉施設が損壊した。压力容器底部が損傷し、さらに燃料の一部が格納容器底部に落下したと推定されている。

4号機は、定期検査のため停止中であつたが、核燃料を保管していた使用済燃料プールの水温が上昇し、3月15日午前6時頃に原子炉建屋で水素爆発が発生し、原子炉施設が損壊した。

1号機ないし3号機の原子炉への注水がされたが、压力容器・格納容器ともに損傷しており、大量の放射能汚染水が漏洩、貯留している状況である。1号機ないし4号機は、現在も、循環注水冷却システムにより冷却が続けられている。

246. 原子力安全・保安院が2011年6月に公表したところによれば、福島第一原発事故により、大気中に放出された放射性物質の総量は77万テラ（ 10^{12} ）ベクレルと推計されている。

日本原子力研究機構などが2011年10月に公表したところによれば、福島第一原発事故により、海洋に放出された放射能の量は、大気からの降下分も加えて、1.5京（ 10^{16} ）ベクレルと推計されている。

福島第一原発事故は、「国際原子力事象評価尺度（INES）」で最悪の「レベル7（深刻な事故）」と評価されている。

247. 日本政府は、半径20km圏内を警戒区域に設定して立入禁止とし、半径20km以遠で年間被曝線量が20ミリシーベルト以上となることが予想される地域を

計画的避難区域に設定し、同区域についても避難を指示した。又、その後、同じく 20 ミリシーベルト以上となることが予想される地区を特定避難勧奨地点に指定し、これらの地区の住民にも避難を指示した。

この結果、警戒区域と計画的避難区域の総面積は計約 1100km² に及び、これまでに約 8 万 5000 人ももの住民が、政府による避難指示等に従って、自宅からの避難を余儀なくされている。また、政府による避難指示等がなされていない場所でも、放射線からの被曝を避けるために、自主的に避難している住民が多数いる。

第 2 被災者の生活

1 背景

248. 東日本大震災の巨大な地震動と津波により、多くの建物が倒壊や流失の被害を受けた。莫大な数の人々が家族を失い、自宅や職場、学校などの生活環境を失った。さらに福島第一原発事故により、人々は他地域への避難を余儀なくされた。

被災者に対する食糧、水等の供給は十分なものではなかった。また、職を失った多くの人々に対する生活支援、就職斡旋の必要性、学校の授業の中断による影響、放射能汚染のため避難した者が元の住居に戻れるかどうか等、多くの問題が発生している。また災害時における女性や弱者の健康維持や、高齢者のケアが不十分な状況も指摘されている。

249. 東日本大震災や福島第一原発事故により避難を余儀なくされた被災者は、自然もしくは人為的災害の影響の結果としてまたはその影響を避けるため、移動を余儀なくされた者として、「国内強制移動に関する指導原則」にいう「国内避難民」に該当する。

同指導原則 11 は、国内避難民が、ジェンダーに基づく暴力行為など個人の尊厳に対する侵害行為から保護されるべき権利について定めている。

同指導原則 18 は、国内避難民の適切な生活水準に関する権利について定め、管轄当局に対し、適切な、食料、飲料水、避難所・住宅、衣類、医療サービス・衛生設備などの確保を求め、これらの基本的な物資の計画策定および配給への女性の完全な参加を確保するための特別の努力を求めている。

また、同指導原則 3 および 19 は、児童、女性、障害者、高齢者等が、特別の必要を考慮した待遇やサービスを受ける権利について定めている。

250. 委員会は、日本政府の第2回定期報告に対する総括所見55において、阪神淡路大震災の被災者に触れ、「貧しい被災者が、住宅ローンの支払いを続けるために財産を売却させざるを得なくなることを防ぐために、それらの者が破壊された住宅を再建するために公的住宅基金あるいは銀行に対する債務の支払いを支援するため、締約国が規約第11条の義務に従って、効果的な措置を迅速にとることを勧告する」とした。

2 質問表に盛り込まれるべき質問事項

東日本大震災による死亡者数、行方不明者数、負傷者数、破壊された戸数を各県ごとに示されたい。

東日本大震災の地震及び津波、また原子力発電所事故により、自宅を離れて避難した人の世帯数及び人数はどのくらいと把握しているのか。

とによって避難した人々は、どこに避難したのか。学校・公民館などの避難所、親戚・知人宅、その他の区分に従い、各県ごとに明らかにされたい。

学校・公民館等の避難所に避難した人に対する食糧や水はどの程度提供されたのか。具体的に明らかにされたい。

自宅にとどまった被災者に対して食糧や水の提供はなされたのか。何人の人に対してどの程度の食糧・水が提供されたのか。

現時点で、避難所あるいは仮設住宅に避難している人は何人か、またその人々に対する生活支援はどのようになされているのか。食糧、金員など具体的に、各県ごとに述べられたい。

すでに閉鎖された避難所も少なくないと聞くが、避難所を出た人に対するその後の生活支援はどのようになされているのか。人数及び支援内容を示されたい。

震災と原発事故によって、何人の人がどのような職を失ったのか。農業、水産業、製造業などに区分し、また自営か雇用かの区分を含めて示されたい。また、これら職を失った人に対する生活支援、就職斡旋などはどのようになされているのか。人数及び支援内容を示されたい。

震災または原発事故によって、住宅の再建や移住先での新築を余儀なくされる被災者の公的住宅基金または銀行に対する債務の支払いを支援するためにどのような措置をとっていますか。

従前の学校での授業が受けられなくなった児童、生徒、学生の数をそれぞれ示されたい。これらのうち、授業の場所を変更するなどして現在授業を受けることができているのは何人か。

避難した人々は、今後、放射能に汚染された地域に戻って生活できるのか。居住が可能で放射能汚染の限界値はどのように定められるのか。この限界値を超えて汚染されている場所に住宅が建設されないよう、どのような法令上あるいはその他の措置がとられるのか。

災害による避難時には、月経用品の支給、女性用トイレの確保、プライバシーの確保、性暴力の予防、出産の支援、病者・障がい者の支援が必要になる。被災地の女性や子供が、性犯罪・DV・虐待等の不安にさらされている。一時避難後も女性は諸々のケア役割を担わされることによる負担から職場復帰が困難となる。

a 災害時における女性の健康に関して、どのような対応が施策として具体化されているのか。

b 災害時の男女共同参画の確保はどのようになされているのか。

c 3月11日以降、被災者が受けた性犯罪、DVによる相談、一時保護、児童虐待についての相談、児童相談所による保護の男女比を含めた実態を報告されたい。

東日本大震災により、単身で生活することになった高齢者に対し、生活面で必要な物資の援助や精神的ケアについて、どのような施策があるのか説明されたい。

第3 福島第一原発事故への対策について

1 放射能汚染状況の監視と情報公開について [規約 12 条 2 項(b)関係]

(1) 背景

251. 福島第一原発事故で放出された放射能による大気・土壌・河川・海洋等の汚染は、広大な範囲に広がり、また、長期的な影響が懸念されている。

252. 公衆被曝の低減を図るためには、日本政府が、放射能の拡散、汚染の状況、将来予測などを的確に把握し、その情報を公開することが必要である。

しかしながら、今回の福島第一原発事故時においては、原発周辺のモニタリング体制が不十分であった。現在も、環境の放射能汚染の状況について、正確に把握されていない。とりわけ、海洋や河川については、包括的にモニタリングされていない。

253. 福島第一原発事故においては、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による放射能汚染の予測情報が事故後速やかに公開されなかった。そのため、公衆の被曝を増大させたと批判されている。

254. 今後，長期にわたり，環境の放射能汚染状況の観測・監視を実施し，放射能汚染に関する情報を正確に公開することが，公衆被曝の低減のために必要である。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

福島第一原発事故による，大気・土壌（空間線量ではなく，現実の土壌の汚染）・海洋・河川等の放射能による汚染の実態について，地域ごとに，それぞれデータを示し，具体的に明らかにされたい。

福島第一原発事故による，大気・土壌・海洋・河川等の放射能による汚染の実態を，包括的かつ継続的に常時モニタリングするための体制を取っているか。

取っているとすると，どのような体制（モニタリングの範囲も含む）・方法を取っているか。

取っていないとすると，どのような体制（モニタリングの範囲も含む）・方法を整備する予定か。

また，モニタリングの結果を，どのように情報公開しているか。

今後，各原子力発電所施設近隣の市町村など，モニタリング・ポイントを増設する予定はあるか。

今後，緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の活用を含め，原子力災害発生時に，どのように，放射能汚染の予測等に関する情報を公開していく予定か。

災害発生時だけでなく，災害発生前にも，SPEEDI の予測を公開すべきではないか。

2 公衆の健康調査・健康管理等について [規約 9 条，12 条 2 項(b)関係]

(1) 背景

255. 福島第一原発事故による放射能汚染は，広範囲に及び，かつ，今後も，長期的に継続するおそれが高い。

放射能被曝に関しては，晩発的影響も含め，長期的な視野に立った，疫学的な健康調査や，公衆（特に，放射線の影響を受けやすい子どもたち）の健康モニタリング，健康管理が必要となる。

2011 年 6 月に公表された国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の福島第一原発事故調査団の報告書においても，公衆被曝の追跡プログラムと健康モニ

タリングの有用性が指摘されている⁷²。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

福島第一原発事故後、どの程度の数の人々が、それぞれ、どの程度被曝を受けたかを、政府として把握しているか。

把握している場合には、具体的なデータを示すとともに、どのような方法で、被曝量を把握したかについても明らかにされたい。

個々人の被曝情報をどのようにして、各人にフィードバックしているか。

被曝情報には、内部被曝の量も含まれているか。

今後、福島第一原発事故によって個々人が受けた被曝線量を、どのようにして把握していく予定か。

特に、子どもたち（18歳以下の児童）について、どのようにして、被曝線量の把握や、健康モニタリングを行っているか。

文部科学省及び厚生労働省は、2011年5月16日、関係試験研究機関、大学等に対し、「被災地で実施される調査・研究について」と題する事務連絡を発し、被災者を対象とした健康調査・研究を実施する場合には、当該被災地の自治体と十分調整した上、重複を避けること等の遵守を求めた。これは、事実上、福島県が実施している県民健康管理調査以外の健康調査を控えるよう求めるものであり、独立の学術的、科学的、第三者的調査を制限するに等しい結果となっており、調査の公正確保や学問的見地から望ましいものではない。公衆の被曝影響に関して政府による情報統制がなされるおそれや、公衆にとっても、受けられる健康調査が限られてしまうおそれも否定できない。

政府は、上記の事務連絡を撤回し、複数の機関による健康調査・疫学調査を可能とする考えはあるか。

被曝による長期的なリスクに関する情報、被曝防護に関する情報を正確かつ迅速に公衆に提供するため、どのような対策を取っているか。

公衆の低線量被曝に関するリスク管理、市民の健康管理を、政府として、今後、長期的に行う考えはあるか。

健康調査について、甲状腺のエコー検査のみでなく、血液検査や尿検査等も行う考えはあるか。

人々が、今後、被曝に関連した健康診断を希望した場合、もしくは被曝との関連が疑われる疾病により、治療を受けた場合に、医療費の無料化や補助等の援助措置の実施をする考えはあるか。

3 被曝労働に従事した作業員の健康調査・健康管理について [規約 7 条 (b) 関係]

(1) 背景

256. 福島第一原発事故発生直後から，その収束作業には，多くの労働者が被曝労働に従事した。

257. 政府は，2011 年 3 月 14 日，福島第一原発事故の収束のための緊急作業に従事する労働者の被曝限度（実効線量）を事故以前の年間 100 ミリシーベルトから年間 250 ミリシーベルトにまで引き上げた（同年 12 月 16 日，100 ミリシーベルトに引き下げ）。

しかしながら，2011 年 7 月には，引き上げられた被曝線量限度 250 ミリシーベルトを超えて被曝した労働者が 6 名も確認された。

258. 事故収束作業に当たった労働者の被曝線量管理の杜撰さも指摘されており，被曝線量未測定 of 労働者や連絡先不明の労働者が多数に及んでいる。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

被曝による長期的なリスクに関する情報，被曝防護に関する情報を正確かつ迅速に労働者に提供するため，どのような対策を取っているか。

被曝労働に従事した労働者の健康管理を，政府として，今後，長期的に行う考えがあるか。

今後，被曝労働に従事した労働者が，被曝に関連した健康診断を希望した場合，もしくは被曝との関連が疑われる疾病により，治療を受けた場合に，医療費の無料化や補助等の援助措置の実施をする考えはあるか。

福島第一原発事故において被曝労働に従事したにもかかわらず，被曝線量が未測定 of 労働者や連絡先不明者は，現在，どのくらいいると把握しているか。

このような労働者の追跡調査について，政府として，何らかの措置をとる考えはあるか。どのような措置を考えているか。

4 避難者に対する差別や偏見について [規約 2 条 2 項関係]

(1) 背景

259. 福島第一原発事故で避難を余儀なくされた子どもたちが，避難先において

いじめを受けたり，避難者がホテルから宿泊拒否されたりするなど，避難者に対するいわれのない偏見に基づく差別の事例が報道されている。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

政府は，福島第一原発事故からの避難者やその子どもたちに対する差別やいじめの実態をどのように認識しているか。これらの子供たちに対して，いじめが行われないよう，教育現場や社会において，具体的にどのような措置をとっているか。

政府として，福島第一原発事故からの避難者に対する差別や偏見を解消するために，具体的にどのような措置をとっているか。

5 除染について [規約 11 条，12 条 2 項(b)関係]

(1) 背景

260. 福島原発から放出された放射性物質により，広大な範囲で土地（土壌），森林，河川，海洋が汚染された。

261. 福島第一原発事故由来の放射性物質によって汚染された物については，放射性汚染物質対処特措法が施行され，その処分や除染に関する国の責務や自治体の役割が明記されたところである。

一方で，除染の効果や除染作業の実行可能性に関する疑問も提起され，除染による環境汚染の拡大も懸念されている。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

除染については，具体的に，どのような放射線レベルになるまで，行うのか。除染すれば，避難した住民の帰還は可能になるのか。

除染の効果について，どのように考えているか。

そもそも除染が不可能または不奏効な地域はあるか。具体的にどのような地域か。

除染しても，避難した住民の帰還が不可能である地域はあるか。具体的にどのような地域か。

除染（除染による避難住民の帰還）と，避難した住民の新たな移住先の確保のいずれの方法をとるかについて，どのように考えているか。

除染の対象となる地域の面積は，具体的にどの程度であると見積もっているか。

市街地，農地，森林等，種類ごとに明らかにされたい。

除染の対象となる土壌の量は，具体的にどの程度であると見積もっているか。

市街地，農地，森林等，区域の種類ごとに明らかにされたい。

除染の対象となる森林の樹木，落ち葉などの森林生成物の量は，具体的にどの程度であると見積もっているか。

市街地の除染は，具体的にどのような方法で行うのか。

また，除染は，可能か。

特に，学校・保育園等の教育関連施設や子どもたちが使用する機会の多い公園などについては，具体的にどのような方法・目標で行うのか。

農地の除染は，具体的にどのような方法で行うのか。

また，除染は，可能か。

森林の除染は，具体的にどのような方法で行うのか。

また，除染は，可能か。

海洋や河川の除染等の措置については，どのように考えているか。

除染特別地域における事故由来放射性物質による環境汚染への対処の長期的な目標について，どのように考えているか。

除染特別地域，及び除染実施計画を定める区域について，今後，除染を実施していく工程はどのようなものか。

除染等の措置を実施した地域についても，措置後，新たな汚染が発生するおそれがあるが，除染後の長期的モニタリングについては，どのように考えているか。

除去した汚染土壌，汚染された廃棄物などの，仮置き（保管）場所，中間貯蔵施設，最終的処分場を選定していく手続・工程についてどのように考えているか。

地方自治体における除染等の実施計画の策定，除去した汚染土壌や汚染された廃棄物などの，仮置き（保管）場・中間貯蔵施設・最終的処分場の選定など各過程・手続において，情報公開と住民意見の反映，住民の手続参加について，どのように考えているか。

除染の効果の検証は，具体的に，どのように行うのか。

事故由来放射性物質によって汚染された汚泥，農作物，瓦礫等その他の廃棄物の量は，それぞれ，具体的にどの程度であると見積もっているか。

それらの廃棄物の処分については，どのように考えているか。

放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦が，プールや側溝などの掃除や草刈り等，放射線被曝する可能性のある作業を行わないよう，どのように周知徹底する予定か。

21 除染等による作業員の被曝対策としてどのようなことを行っているか。

成人市民がやむを得ずプール・側溝の掃除や草刈等，放射線被曝する可能性のある作業を行う場合，住民・作業員には防護マスク等を無償で配布し，また具体的な防御方法について教習する予定はあるか。

6 損害賠償

(1) 背景

262. 福島第一原発事故による損害の賠償については，原子力損害賠償法に定められており，原子力損害賠償紛争審査会において，賠償すべき損害の範囲に関する中間指針が示されたところであるが，指針に反映されていない損害の賠償も適切に行われるべきである。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に示されていない損害の救済について，政府として何らかの措置を考えているか。どのような措置を考えているか。

福島第一原発事故では，コミュニティ全体が移住を余儀なくされ，今後も長期にわたって帰住できないおそれがあるが，コミュニティの再建のための費用の賠償も損害賠償に含める考えがあるか。

コミュニティ再建のために，どのような措置を考えているか。

コミュニティの再構築のために，住民の意思を反映し，住民が参加する手続について考えているか。

7 さらに環境汚染の防止 [規約 12 条 2 項(b)]

(1) 背景

263. 福島第一原発事故により，現在もなお，海洋に放射性物質が漏出しており，また，放射能に汚染された水が地下水等を汚染するおそれがある。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

さらなる海洋汚染や地下水の汚染を未然に防止するため，どのような対策を考えているか。

福島第一原子力発電所に地下遮蔽壁を設置する予定はあるか。いつ頃行う予定

か。

地下水汚染に関するモニタリングを行う予定はあるか。どのように行う予定か。

8 原子力防災対策の見直し

(1) 背景

264. 日本政府の IAEA に対する報告書⁷³で言及された，福島第一原発事故から得られた教訓を踏まえて，現在，国及び原子力発電所立地地域の各自治体において，原子力防災に関する計画の見直しが行われているところである。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

各原発立地地域の自治体において，原子力防災計画の見直しが行われているところだが，その妥当性に関する検討は，政府としてどのように行うのか。

日本政府として，自治体が行う避難措置に対する物的・経済的援助はどのように行うのか。

原子力発電所周辺の自治体における原子力防災計画の見直しや原子力事業者の防災計画の見直しを既設原子炉の許可や運転（再稼働を含む）と，どのように関連付けていくのか。

9 安全規制に関する見直し

(1) 背景

265. 福島第一原発事故により，原子力施設に関する従来の安全審査や安全規制が不十分であったことが明らかとなり，安全審査の指針や規制のあり方・規制機関について，抜本的な見直しが迫られている。

2011年6月に公表された IAEA の福島第一原発事故調査団の報告書も，津波に対する深層防護対策の不十分さや複数のプラントが同時事故を起こした場合のシビアアクシデント対策の不適切さについて指摘し⁷⁴，福島第一原発事故で得られた知見に基づく安全規制や指針についてのアップデートを行うべきである旨指摘している⁷⁵。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

津波や非常用電源に関する緊急安全対策にとどまらず、原子力施設に関する従前の安全審査指針を抜本的に見直し、より厳格なものにすることが必要だが、どのように見直す予定か。

単一故障についてのみ審査することとしている現在の指針をどのように見直す予定か。

原子力施設のシビアアクシデント対策について、どのように見直す予定か。

同一サイトの複数のプラントが同時に事故を起こした場合の、シビアアクシデント対策については、どのように見直す予定か。

新たな知見や安全審査指針に基づき、既存の原子力施設をどのように再審査していくか。

福島第一原発事故の教訓を受け、耐震安全性、多重故障、シビアアクシデント対策、設備機器の老朽化等について、指針類の見直しを行って、対策を強化し、さらには、これらに関するバックフィット（既存原子力施設を新指針に定める安全規制に適合させること）を法的に義務付けるとのことである。

新指針に対する適合性が確認できるまでの間、既存原子力施設の稼働は許されないのではないか。

安全規制を行う行政機関をどのように再編する予定か。とりわけ、推進と規制の完全分離をどのように行うかご教示いただきたい。

安全規制を行う行政機関の委員の選任をどのように行う予定か。

安全規制の基準を策定する際の情報公開と市民参加をどのように保障する予定か。

安全規制・安全審査の過程における情報公開と市民の手續参加をどのように保障する予定か。住民参加手續を明文の法律で保障する予定があるか。

特に、原子力施設の稼働・再稼働に対する市民の手續参加をどのように保障する予定か。住民参加手續を明文の法律で保障する予定があるか。

政府は、東日本大震災復興構想会議原子力損害賠償紛争審査会、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会に、女性委員の選任にあたり、第3次男女共同参画基本計画が目指す「2020年30%」を実現しなかったのは何故か。

今後新たに政府が防災、安全規制、再発防止、等国民の安全・安心にかかわる重要な提言を行う機関に対し、女性の参画を増進し、2020年30%の目標を実現するために、どのように閣僚、省庁に徹底しているのか、また、地方自治体に対しては3月11日の大震災以降、どのように同目標の実施を要請しているのか。

(1) 背景

266. 福島第一原発事故により、自然事象、とりわけ、日本において多発する地震・津波に対する原子力発電所の安全性は確保できないこと、ひとたび、原子力発電所等の施設で事故が発生すれば、自然環境や人々の生活環境に重大かつ広範囲な放射能汚染をもたらすことが明らかとなった。

再処理・プルサーマル利用が進行すれば、より深刻な被害をもたらすことが懸念される。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

従来のエネルギー・原子力政策を、具体的にどのように見直す予定か。

とりわけ、再処理・プルトニウム利用政策を放棄する予定はあるか。

今後の原子力発電所の新增設を認めることは予定されているか。

既存の原子力発電所の廃止について、どのような計画を持っているか。

とりわけ、長期運転により老朽化した原子炉や地震の危険区域に立地している原子炉の早期廃止及びそのためのロードマップについて御教示いただきたい。

再生可能エネルギーの導入・促進の計画をお聞かせいただきたい。

1 1 原発輸出について

(1) 背景

267. 日本政府は、原子力発電所の海外輸出政策を掲げ、ロシア、ヨルダン、韓国及びベトナムとの間で原子力協定を締結し、インド、南アフリカ及びトルコとの間でも原子力協定の締結交渉中である。

しかしながら、福島第一原発事故の収束作業自体や除染措置も未だ完了しておらず、事故による汚染の大きさや、原子力災害の予防、安全規制、防災対策、事故後の措置等が不十分であったことが明らかになった。

原子力発電所を輸出することは、社会権規約に定められた、相手国の市民の健康・公衆衛生・環境に関する権利を侵害するおそれ大きい。

(2) 質問表に盛り込まれるべき質問事項

原発輸出の方針を放棄する考えはあるか。

原発輸出に当たって、相手国における本規約に規定する社会権の保障状況をどの

ように考慮しているか。

原発輸出に当たって、相手国における原子力災害の予防、安全規制、防災対策、被曝防護、事故後の措置等の整備状況をどのように考慮しているか。また少なくとも日本国内と同一の安全基準を、海外の建設や維持にどのように適用できるのか。

原発輸出に当たって、相手国における放射性廃棄物の処分の計画、見通し等について、どのように考慮しているか。

以上

¹ 日本弁護士連合会「国際人権（社会権）規約委員会の最終見解に当たっての声明」（2001年9月6日）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2001/2001_15.html

² アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が取りまとめた報告書（2009年7月29日）19頁 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryoku1.pdf>

³ 前掲有識者懇談会報告書

⁴ 「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 二風谷宣言（2008年7月4日）<http://www.win-ainu.com/ainumosir2008/img/NibutaniDeclaration-J.pdf>

⁵ 「先住民族サミット」アイヌモシリ 2008 から日本政府への提言（2008年7月4日）<http://www.win-ainu.com/ainumosir2008/img/JGovAppeal-J.pdf>

⁶ 社会権規約第2回日本政府報告書に対する委員会の総括所見（2001年9月24日）para.37

⁷ 女性差別撤廃条約第6回日本政府報告書に対する委員会の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/6, 2009年8月7日）para.56

⁸ 子どもの権利条約第3回日本政府報告書に対する委員会の総括所見（CRC/C/JPN/CO/3, 2010年6月20日）para.29,30

⁹ 国連人権理事会普遍的定期的審査第1回作業部会報告書（2008年5月30日）para.60-(24)

¹⁰ 前掲社会権規約委員会第2回総括所見 para.45

¹¹ 前掲女性差別撤廃委員会第6回総括所見 para.57

¹² 前掲子どもの権利委員会第3回総括所見 para.69

¹³ 人種差別撤廃条約第3～6回日本政府報告書に対する委員会の総括所見（2010年3月16日）para.8

¹⁴ 前掲女性差別撤廃委員会第6回総括所見 para.29

¹⁵ 前掲女性差別撤廃委員会第6回総括所見 para.30

¹⁶ 前掲人種差別撤廃委員会第3～6回総括所見 para.13

¹⁷ 前掲女性差別撤廃委員会第6回総括所見 para.15,16,21,22

¹⁸ 日本弁護士連合会「女性差別撤廃条約に基づく第6回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会の報告書」（2008年9月）para.299

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_6_jp.pdf

同「第6回政府報告に対する女性差別撤廃委員会からの課題と質問についてのアップデート報告」（2009年5月）課題と質問21・22 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_6_update_jp.pdf

¹⁹ 前掲女性差別撤廃委員会第6回総括所見 para.28

²⁰ 日本弁護士連合会「女性差別撤廃委員会の最終見解に対するフォローアップに関する日本弁護士連合会報告書」（2011年7月14日）para.3,28

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_followup.pdf

²¹ 前掲社会権規約委員会第2回総括所見 para15,42

- ²² 自由権規約第 5 回日本政府報告書に対する委員会の総括所見 (2008 年 10 月 30 日) para.12
- ²³ Report on the Japanese Government's Follow-up to the Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women(CEDAW/C/JPN/CO/6, paragraphs 18 and 28) August 2011 Japan Federation of Bar Associations
- ²⁴ 内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査報告書」
<http://www.gender.go.jp/research/sekkyoku/h20shogaikoku.html>
- ²⁵ 前掲「女性差別撤廃委員会の最終見解に対するフォローアップに関する日本弁護士連合会報告書」para2, 18
- ²⁶ 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para.50
- ²⁷ Right of Everyone to the Enjoyment of the Highest Attainable Standard of Physical and Mental Health : Note / by the Secretary-General (A/66/254, 2011 年 8 月 3 日)
- ²⁸ 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para.39,40
- ²⁹ 第 3 次男女共同参画基本計画 (2010 年 12 月 17 日) 88 頁
- ³⁰ 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para.18
- ³¹ 刑法
第 176 条 16 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
第 177 条 暴行又は脅迫を用いて 13 歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3 年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。
第 178 条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第 176 条の例による。
2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。
第 178 条の 2 2 人以上の者が現場において共同して第 177 条又は前条第 2 項の罪を犯したときは 4 年以上の有期懲役に処する。
第 179 条 第 176 条から前条までの罪の未遂は、罰する。
第 180 条 第 176 条から第 178 条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
2 前項の規定は、2 人以上の者が現場において共同して犯した第 176 条若しくは第 178 条第 1 項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。
第 181 条 第 176 条若しくは第 178 条第 1 項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は 3 年以上の懲役に処する。
2 第 177 条若しくは第 178 条第 2 項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は 5 年以上の懲役に処する。
3 第 178 条の 2 の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は 6 年以上の懲役に処する。
- ³² 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para.33,34
- ³³ 女性差別撤廃条約第 4 回及び第 5 回日本政府報告書に対する委員会の総括所見(A/58/38 (SUPP), 2003 年 8 月 18 日) para.361,362
- ³⁴ 前掲自由権規約委員会第 5 回総括所見 para.14
- ³⁵ 前掲自由権規約委員会第 5 回総括所見 para.27
- ³⁶ 子どもの権利条約第 2 回日本政府報告書に対する委員会の総括所見 (2004 年 2 月 26 日) para.22,23,51(a)(e),52(a)(e)
- ³⁷ 自由権規約第 4 回日本政府報告書に対する委員会の総括所見 (CCPR/C/79/Add.102, 1998 年 11 月 19 日) para.30
- ³⁸ 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para.33
- ³⁹ 前掲自由権規約委員会第 5 回総括所見 para.14
- ⁴⁰ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第 12 条 1 に基づき締約国から提出された報告の審査 (CRC/C/OPSC/JPN/CO/1, 2010 年 6 月 22 日) para.38,39
- ⁴¹ 第 3 次男女共同参画基本計画 76 頁
- ⁴² 第 2 次犯罪被害者等基本計画 (2011 年 3 月) 13,18,21,22,25~28,34~37,42,45,49,50,53,54 頁
- ⁴³ 前掲自由権規約委員会第 5 回総括所見 para.14

-
- 44 拷問禁止条約第 1 回日本政府報告書に対する委員会の総括所見 (CAT/C/JPN/CO/1, 2007 年 8 月 7 日) para. 24, 25
- 45 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会「『女性に対するあらゆる暴力の根絶』について」(2010 年 3 月 18 日) 7 頁図表 1
- 46 前掲国連人権理事会第 1 回報告書 para. 60-(18)
- 47 社会権規約第 3 回日本政府報告書 (2009 年 12 月) para. 53
- 48 前掲自由権規約委員会第 5 回総括所見 para. 22
- 49 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para. 38
- 50 外務副大臣会見記録 (要旨) 2011 年 9 月 15 日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/fuku/f_1109.html#2-D
- 51 日韓首脳会談 (概要) 12 月 18 日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/1112_pre/meeting.html
- 52 日本弁護士連合会・大韓弁護士協会「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」(2010 年 9 月) http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101211_2.pdf
- 53 GENERAL COMMENT No. 20 (E/C.12/GC/20, 2 July 2009), para. 32 <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/E.C.12.GC.20.doc>
- 54 前掲自由権規約委員会第 5 回総括所見 para. 29
- 55 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para. 29, 30
- 56 第 3 次男女共同参画基本計画 17 頁等
- 57 日本弁護士連合会 2011 年人権擁護大会決議「希望社会の実現のため、社会保障のグランドデザイン策定を求める決議」http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2011/2011_1.html
- 58 同上
- 59 同上
- 60 同上
- 61 IPCC Fourth Assessment Report http://www.ipcc.ch/publications_and_data/publications_ipcc_fourth_assessment_report_synthesis_report.htm
- 62 厚生労働省「平成 23 年版厚生労働白書」24 頁図表 1-3-2
- 63 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所「精神保健福祉資料」http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/pdf/data_h20/002.pdf
- 64 前掲子どもの権利委員会第 3 回総括所見 para. 64, 65
- 65 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para. 49, 50
- 66 特にエイズ対策では、注射薬物使用者 (IDU: Injection Drug User) が注射器や針を共有することによる HIV 感染を、注射器交換や経口薬物への薬物代替によって予防する対策であり、保健的な効果のうえでも人権的な視点からも望ましいという見解が国際社会の主流となっている。
- 67 前掲女性差別撤廃委員会第 6 回総括所見 para. 49, 50
- 68 前掲自由権規約委員会第 5 回総括所見 para. 31
- 69 前掲人種差別撤廃委員会第 3~6 回総括所見 para. 22
- 70 前掲子どもの権利委員会第 3 回総括所見 para. 72
- 71 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 16 条及び第 17 条に基づく第 3 回政府報告 para. 49 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/2b1_003.pdf
- 72 IAEA International Fact Finding Expert Mission of the Fukushima Dai-Ichi Npp Accident Following the Great East Japan Earthquake and Tsunami (2011 年 6 月 16 日) Conclusion 8 http://www-pub.iaea.org/MTCD/Meetings/PDFplus/2011/cn200/documentation/cn200_Final-Fukushima-Mission_Report.pdf
- 73 原子力災害対策本部「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」(2011 年 6 月 17 日) <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/backdrop/20110607001.html>
- 74 前掲 IAEA 報告書 Conclusion 3
- 75 前掲 IAEA 報告書 Conclusion 5